

官報

号外

平成二十二年二月十六日

○第七十四回 衆議院會議録 第七号

平成二十二年二月十六日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

會計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員
任命につき同意を求めるの件
労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの
件

運輸安全委員会委員長及び同委員任命につき同
意を求めるの件

平成二十二年における財政運営のための公債
の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)、
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
出)及び租税特別措置の適用状況の透明化等
に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質
疑

原口総務大臣の平成二十二年地方財政計画に
ついての発言並びに地方税法等の一部を改正
する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の
一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
並びに質疑

午後一時三分開議
○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

會計検査院情報公開・個人情報保護審査会委
員任命につき同意を求めるの件
労働保険審査会委員任命につき同意を求める
の件
運輸安全委員会委員長及び同委員任命につ
き
同意を求めるの件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

内閣から、
會計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員
労働保険審査会委員
及び
運輸安全委員会委員長及び同委員に
次の諸君を任命することについて、それぞれ本院
の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、
まず、
會計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員
に小木曾國隆君、大塚成男君及び早坂樽子さん
を、
労働保険審査会委員に平岡昌和君及び坂本由喜
子さんを、

運輸安全委員会委員長に後藤昇弘君を、
同委員に石川敏行君、首藤由紀さん及び品川敏
昭君を
任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
よつて、いずれも同意を与えることに決まりまし
た。

次に、
運輸安全委員会委員に遠藤信介君を
任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、同意を
与えることに決まりました。

平成二十二年における財政運営のための公
債の発行の特例等に関する法律案(内閣提
出)、所得税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)及び租税特別措置の適用状況の
透明化等に関する法律案(内閣提出)の趣旨
説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、平成二
十二年における財政運営のための公債の発行の
特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正
する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化
等に関する法律案について、趣旨の説明を求めま
す。財務大臣菅直人君。

〔財務大臣菅直人君登壇〕
○国務大臣(菅直人君) たいま議題となりまし

た平成二十二年における財政運営のための公債
の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一
部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況
の透明化等に関する法律案の趣旨を御説明申し上
げます。

まず、平成二十二年における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する法律案について御
説明申し上げます。

平成二十二年予算は、「国民生活が第一」、
「コンクリートから人へ」の理念のもと、国民生活
に安心と活力をもたらす施策を充実させた、命を
守るための予算であります。

家計を直接応援し、国民の生活を守るため、マ
ニフェストの工程表に掲げられた主要事項である
子ども手当、農業の戸別所得補償、高校の実質無
償化等の施策を実施することとしております。

一方、こうした新規施策を実現するに当たつて
は、行政刷新会議における事業仕分け等を通じて
予算の全面的な組み替えや公益法人等の基金の返
納等による歳入確保を図っております。

財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの受
け入れ四兆七千五百四十一億円及び外国為替資金
特別会計からの受け入れ二兆八千五百七億円を含
め、その他収入としては、十兆六千二百億円を見込
んでおります。

以上のように、税収が大幅に減少する中、歳出
歳入両面において最大限の努力を行った結果、新
規国債発行額については、四十四兆三千三十億円
となっております。

本法律案は、こうした国の財政収支の状況にか
んがみ、平成二十二年の適切な財政運営に資す
るため、同年度における公債の発行の特例に関す

平成二十二年二月十六日 衆議院會議録第七号

る措置等を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとしております。

第二に、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第三に、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同特別会計から、三千五百億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第四に、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同勘定から、百四億六千八百三十五万四千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納

税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、個人所得課税については、年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分を廃止する等の措置を講ずることとしております。

第二に、法人課税について、資本に関する取引等に係る税制の整備、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止等を行うこととしております。

第三に、国際課税について、外国子会社合算税制を見直す等の措置を講ずることとしております。

第四に、資産課税について、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置を拡充する等の措置を講ずることとしております。

第五に、消費課税について、揮発油税等及び自動車重量税に係る十年間の暫定税率の廃止等の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等を行うこととしております。

第六に、市民公益税制について、所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げを行うこととしております。

第七に、納税環境整備について、所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直し等を行うこととしております。

その他、情報基盤強化税制の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等の適用期限を延長するなど、所

要の措置を講ずることとしております。

最後に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もつて国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、法人税関係特別措置で一定のものの適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならないこととしております。

第二に、財務大臣は、適用額明細書の記載事項を集計する方法により、適用の実態を調査することとしております。

第三に、財務大臣は、毎会計年度、当該調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととしております。

その他、行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対して当該調査に関する情報の提供を求めることができるなど、所要の措置を定めることとしております。

以上、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案についての菅財務大臣の趣旨説明 平成二十二年二月十六日 衆議院會議録第七号 二

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出) 及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案 内閣提出の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。福嶋健一郎君。

(福嶋健一郎君登壇)

○福嶋健一郎君 民主党の福嶋健一郎でございます。今日は、質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案の三つの法律案につきまして、鳩山総理大臣並びに菅財務大臣に質問いたします。(拍手)

「命を守りたい。」総理は、さきの施政方針演説の冒頭で、こうおっしゃいました。そして、平成二十二年度予算を「いのちを守る予算」と名づけられました。

言いかえれば、現在の私たちの生活は、そして命は、いまだかつてないほどに脅かされ、危機にさらされていると言っても過言ではありません。欧米発の金融危機がもたらした世界的な景気後退と国内でのデフレ進行、すなわち、百年に一度の不況の中で、国民の皆さんの生活は、日々厳しく、苦しいものになっています。

私たち民主党は、「暮らしのための政治を。」という思いから、「国民の生活が第一。」「コンクリートから人へ」を掲げ、国民の皆さんの期待と希望、そして切なる願いをいただき、政権交代をなし遂げたのであります。そのため、私たちは、来年度予算を滞りなく成立させ、国民の皆さんの生活を守り、命を守る責任があります。

総理に伺います。

来年度の予算は、総額九十二兆円。歳出では、マニフェストに掲げられた子ども手当や農業の戸別所得補償、高校の実質無償化、また、景気や雇用などに苦しんでおられる地方の皆さんへの最大限の配慮など、今までの予算を全面的に組み替えて、需要を拡大し景気を回復する、まさに命を守る内容になっています。一方で、歳入については、大幅な税収減という厳しい財政状況を踏まえ、特別会計からの繰り入れや基金の見直し、国債発行で財源を確保せざるを得ない状況です。

このような中で、命を守る政策の意義、そして来年度予算を実現するためのこれらの歳入関連法案の重要性について、総理の御見解を伺います。

去る十四日の日曜日、総理は子ども手当の支給について、また、財務大臣は消費税を含めた税制改正議論の開始について御発言されました。

昨年の暑い夏、今ここに集う我が党会派の多くの議員が、駅前で、商店街で、そして住宅地で、声をかけながら、子ども手当二万六千円を支給し、子育てのお手伝いをいたします、無駄遣いをやめ、消費税は四年間引き上げませんと一生懸命訴え、有権者の方々の絶大な御支持をいただいたことを決して忘れてはいけません。

総理、そして財務大臣に伺います。

大幅な税収減という事象が発生しておりますが、子ども手当、そして消費税率据え置きは、鳩山政権の中でも最も重要で、かつ最も優先順位の高い政策であります。それぞれの御発言の真意について、御説明をお願いいたします。

しかしながら、今後、中長期的に財政規律を維持していくことも極めて重要であり、一般会計と特別会計を合わせた国の総予算の聖域なき見直しをさらに進めていかなければいけません。この点について、総理の御所見並びに今後の方針について御答弁をお願いいたします。

次に、財務大臣に伺います。

来年度予算については、歳入において、特別会計の積立金、剰余金等いわゆる埋蔵金を活用し、財源にしています。

財政投融資特会から積立金全額である四兆八千億円を、外国為替資金特会から二兆九千億円を、その他七つの特会から二千億円を一般会計に繰り入れるとともに、独立行政法人の基金等の見直しを含め、総額で過去最大の十兆六千億円の税外収入を確保することになっていますが、これだけ特別会計や独立行政法人の埋蔵金にメスを入れて切り込んだ、このことについての財務大臣の御所見をぜひお聞かせください。

さらに伺います。

平成二十二年度税制改正につきましては、今までと大きく変わったことがございます。一つは、税制改正プロセス、すなわち、新しい税制が決定されるまでの過程の変化、そしてもう一つは、税制の内容そのものの変化であります。

税制には、高い透明性と信頼性が求められます。鳩山政権における政策については、これまで

の官僚主導から、政治主導のもとで、国民の皆さんが納得できる方法で決定され、実行されるべきであります。今般の税制改正について、政治主導でどのように取り組まれたかにつき、財務大臣の御見解をお聞かせください。

また、既得権益を一掃し、納税者の視点に立ち、わかりやすい仕組みを目指すという発想のもと、租税特別措置をゼロベースから見直すために、いわゆる租特透明化法案が議題となつています。

本法案が成立することにより、国民の皆さんにとって具体的にどのような効果が期待されるのか、改めて、本法案がねらいとするところについて、財務大臣の御所見をお願いいたします。

総理に伺います。

さきの施政方針演説において、地球温暖化対策などの環境問題に社会を挙げて取り組んでいくとの姿勢を示しておられます。今後、税制面から環境問題にどのように取り組んでいかれるのかについて、御見解を伺います。

また、従来の揮発油税等の暫定税率に相当する部分の取り扱いについては、マニフェストとの関係から、国民の皆さんに丁寧に説明をする必要がございます。総理から御説明をお願いいたします。

鳩山政権は、市民やNPOが子育てやまちづくりなどの身近な課題を解決する、いわゆる「新しい公共」の力を支援することによって、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するという方針を示しておられます。今後の税制面において、「新しい公共」を実現するためにどのように取り組んでいかれるかについてお聞かせください。

最後に、総理に伺います。

施政方針演説の最後を「この平成二十二年度を、日本の再出発の年にしていこうではありませんか。」と結ばれました。平成二十二年度予算は、日本の再出発のための予算であります。

国債の新規発行額は四十四兆三千億円、年度末のストックベースの国債残高は六百三十七兆円、一般会計におけるプライマリバランスは約二十三兆七千億円の赤字見込みでございます。これだけ厳しい財政状況の中で、この難局を乗り切るためには、相当の覚悟とリーダーシップが求められています。

鳩山総理から、必ずこの予算を実現すれば生活がよくなるんだ、ここから日本が再出発するんだという強いお気持ちと不退転の決意を国民の皆さんに向かって発信していただきますようお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫登壇〕

○内閣総理大臣 鳩山由紀夫君 福嶋議員の堂々たる御質問にお答えを申し上げます。

まず、命を守る政策の意義、そして歳入関連法案の重要性についてのお尋ねがありました。

御案内のとおり、いわゆる小泉構造改革、私は、小泉改革をすべて否定するつもりはありません。しかし、小泉改革の結果、何が起きたか。市場原理中心主義、市場経済至上主義、これが行き過ぎた結果、弱肉強食の世の中、これが加速をして、そして、結果として格差が拡大をしてしまつた。これは、まさに事実でございます。

国民の皆様方の大きな不安というものが広がっ

てまいりました。それにこたえるために、国民の皆さんが、だから政権をかえてくれ、その期待感を持って新しい政権をつくらせていただいた、だからこそ私たちは、この残したつめ跡を直していかなければなりません。私たちが、新たな政権、決意を持って臨んでいるのは、そのつめ跡を直すためでございます。

国民の暮らしを守る、このことを第一に考える、まさに命を守る、そういった政策を一つ一つ今回の予算の中に取り入れたところでございませう。歳入関連法案というものが、このような理念のもとで編成をした命の予算の財源を裏づけるためにどうしても必要な法案でございまして、ぜひ皆様方に御議論をいただき、一日も早くこの関連法案も仕上げていただきたいと考えます。

また、支え合う社会を実現していくとともに、経済社会の構造変化に適応して、例えば控除から手当て、あるいは租税特別措置の根本的な見直し、透明化、こういったものを通じて、国民の皆さん方が信頼できる税制というものを構築していく観点も極めて重要だと思えます。ぜひ、御審議の上、速やかに御賛同いただきたい、心からそのことをお願いいたします。

子ども手当についてのお尋ねがございました。十四日の私の話が、やや誤解をされた部分があったかと思えます。丁寧に申し上げてまいりたいと思えます。

あのとき、若いお母さんから、子ども手当はありがたい、でも、子ども手当はありがたいけれども、子ども手当を支給してもらったその財源が借金であつたら、結局また子供の負担になるんじゃないの、それはやはり私たちにとっては避けてもら

いたい、その思いがありました。

私は、まさにそのとおりで、そういう仕組みを私たちはつくりたいんだ、借金によらないために、私たちはまず皆さんと一緒に歳出削減のために精力的に努力をしていこうじゃないか、歳出削減の努力、予算を抜本的に見直していくことによって財源を見出して、それによって子ども手当が支給できるようにしよう、そのために来年度は、必ずしも十分でなかった、半分になった、一万三千円だ、でも御理解をいただきたい、その次の年は、皆さんと一緒に歳出削減の努力をして、全額を支給できるように努力しようじゃないか、皆さん、そうでしょう。

私は、基本的にそのことを申し上げるつもりでございました。基本的に、マニフェストどおりに実施したいという考え方にはありません。財政規律の維持に関する御質問がございました。

二十二年度の予算においては、国の総予算の見直しにより、新規施策に充てることのできる財源を三兆三千億円確保したところでございます。二十三年以降も、今まさに福嶋議員からお話がありましたように、一般会計と特別会計合わせた国の総予算を、聖域なく予算を見直していく、それを進めていきたいと思っております。それを徹底的にやるという意思を持つことが極めて重要だと思えます。

本年前半には、国家戦略担当大臣を中心に、複数年を視野に入れた中期財政フレームというものをつくらせていただく、さらには、中長期的な財政規律を含む財政運営戦略を策定して、財政健全化の道を示してまいりたいと考えております。

それから、環境問題への税制面での取り組みに關しての御質問でございました。

環境問題に対して、やはり税制面からの取り組みを行っていく必要があります。特に、低炭素化を促進していくという観点から、税制のグリーン化の取り組みが求められております。

地球温暖化対策のための税については、所得税法等の一部を改正する法律案の中で、平成二十三年の実施に向けた成案を得よう検討を行うという旨の規定を盛り込んだところでございまして、この方針に沿って、政府として、地球環境問題は極めて重要だ、そのためには税制面もしっかりとつくり上げていかなければならない、その思いで取り組んでいく所存でございまして、どうぞまた、大いなる議論の中で御指導いただければと思えます。

揮発油税などの暫定税率についての御質問がございました。ガソリン税などの暫定税率については、熟慮を重ねた結果、暫定税率は、現行の十年間の暫定税率自体は廃止をする。しかしながら、厳しい財政事情がございまして、九兆円も税収が減ったという大変大きな事情があったことは事実です。また、地球環境問題というものも考える必要がある。さらには、原油価格というものが現在安定しているということもありました。また、国民の皆さんのお気持ちもお伺いをしました。暫定税率廃止、必ずしもこだわらないよというお気持ちも、国民の皆さんから、さまざま世論調査の中でいただいたところでございます。そして、その思いのもとで、当分の間、税率水準を維持するというようにいたしました。

暫定税率の取り扱いについては、したがって、昨年末でありましたが、率直に国民の皆さん方に、こういうことになりましたとおわびを申し上げたところでもございますし、重ねてさまざまな機会に説明を申し上げてきたところでございますが、福嶋議員からのさらなるお尋ねにお答えをさせていただきます。

「新しい公共」を実現するための税制面での対応についてであります。

「新しい公共」という社会の姿を実現していくために、先月から円卓会議を開始いたしました。そして、議論をスタートいたしましたところでございます。これまで、いわゆる官が独占してきた部分に対して、民間の皆さん、NPOの皆さん、こういった方々を含む幅広い公にこの領域を開いていくということが大事で、「新しい公共」の担い手を拡大する社会制度のあり方というものを、五月を目途に、私の方からお願いをして、提案をまとめることとしたところでございます。

税制面につきましては、これは福嶋議員も御案内かと思いますが、先月末に市民公益税制PTを政府税調に設置いたしました、「新しい公共」円卓会議の検討状況も踏まえながら、四月末を目途に成果を得るようにしてまいりたいと思えますが、そこでは、例えば寄附税制のあり方、あるいは公益活動を担っていく法人に係る税制というものも検討を進めて、結論を出してまいりたいと思っております。

それから、最後に、二十二年予算の成立に向けた決意ということでございました。

御案内のとおり、先ほど福嶋議員からもお話が

ありました。マニフェストに従って、民主党としては、いわゆる子ども手当、あるいは高校の無償化、あるいは高速道路の一部無料化、戸別所得補償、こういったものを行っていくことを決意したわけでございますが、今まで、このように、ある意味でめり張りのついた予算というものがかつて日本においてつくられてきたかどうかということでございます。

私は、前原大臣なども大変努力をされて、いわゆる公共事業に関しては一八%以上削減する、こういうある意味での、「コンクリートから人へ」というメッセージとともに、人への予算というものを格段にふやしてまいりました。大変重要だと思えます。社会保障あるいは教育、こういったところに極めて大きな予算を組んでまいりました。

こういっためり張りのある予算を組むということによって、必ず人の命というものを救う新たな社会ができる、そのように確信しているところでございまして、ぜひ、御審議の上、速やかに予算を上げていただきますように、改めてお願いをさせていただきますところであります。

残余の質問については、菅大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇)

○国務大臣(菅直人君) 福嶋議員の大変元気のいい御質問に答えることができて、熊本での応援も含めて思い出していたところであります。

まずは、消費税を含む税制改正の議論について御質問をいただきました。

実は、私が申し上げたのは、いよいよ税制調査会を動かすに当たっては、所得税、法人税あるい

は消費税、場合によっては環境税も含めて、そういった議論を本格的にこの予算が衆議院を上がったところから始めなければならぬという趣旨のことを申し上げたわけであります。決して消費税について特に申し上げたわけではありませんが、メディアの皆さんは、そこに注目をして表現されておりました。

御承知のように、先ほど福嶋議員からもお話がありました。私たちがマニフェスト、さらには三党の合意においても、「現行の消費税五%は据え置くこととし、今回の選挙において、つまり昨年の衆議院において、「負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない。」という方針を決めておりまして、これは、当然のことですが、守っていかねばならないと思っております。

同時に、昨年の税制調査会の決定、「消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきま

す。」という税制大綱の決定もいただいております。そういった意味で、これからあらゆる税のあり方について検討を進めなければいけませんけれども、先ほど申し上げたように、三党合意の中であるいはマニフェストの中で国民にお約束をした、そのことについてはきちっと守っていく、このことをまず答弁申し上げたいと思います。

第二点として、税外収入の確保についての御質問をいただきました。

二十二年度予算においては、行政刷新会議にお

ける事業仕分け等を通じて、特別会計の歳出、独立行政法人向けの支出も含め、大胆な歳出の見直しを行うとともに、特別会計から一般会計への繰り入れ、独立行政法人が保有する基金の国庫返納等により過去最大の税外収入を確保するなど、歳入歳入両面にわたって徹底した見直しを行ってきたいところであります。

二十三年以降においても、一般会計と特別会計を通じて、歳入歳入両面にわたって徹底した予算の見直しを行うことといたしております。

特に、一月のたしか十二日、閣議後の閣僚懇談会におきまして、各省庁がみずから、担当している特別会計等をしつかりと把握して見直していこ

う、また、新しく任命された行政刷新大臣もそういった方向でしっかりと取り組むという意思を示されておりますので、そういった形で、本当に、国民にとって必要のない特別会計等は、制度そのものをなくすることも含めて、しっかりと取り組んでいかなければならない、その中で、埋蔵金等さらに捻出できるものについてはそれも生み出していききたい、このように考えているところであります。

次に、政治主導での税制改正のプロセスについてのお尋ねがありました。

御承知のように、新政権のもとでは、従来、政府と与党に二元化されていた税制調査会を一元化して、政治家をメンバーとする新たな税制調査会を設置して、税制改正プロセスを国民にわかりやすいものにしてきたところであります。特に、そのプロセスにおいて、御承知のように、税制調査会の議事の模様はインターネット中継を通して公

開をし、また、その議事録等についてもオープンにして、透明性の徹底を図ってきたところであります。

こうした姿勢を私は国民の皆さんに見ていただきたいし、また、これは先のことですが、今度は予算の執行過程においても透明化を進めていかなければならない、このようにも思っているところです。

このように、国民の皆さんに税制改正についての議論を透明な形でお伝えすることができた意義は大変大きかった、このように考えているところであります。

最後に、租特透明化法案の効果についての質問をいただきました。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立つて公平でわかりやすい仕組みとするためには、租税特別措置を含めて、ゼロベースからの見直し、整理合理化が必要だと考えております。他方、租税特別措置の中には適用実績の把握や効果の検証が十分とは言えないものも少なからずありまして、まずは、適用実態を明らかにすることにも、その効果を検証できる仕組みを構築することが急務だと考えます。

今般の租特透明化法案では、租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めております。租税特別措置がどのように利用されているかが国民の目に明らかになることにより、その適切な見直しが進むことを期待いたしております。

以上、答弁にかえさせていただきます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 田中和徳君。

(田中和徳君登壇)

○田中和徳君 自由民主党の田中和徳であります。

自由民主党・改革クラブを代表して、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案について、鳩山総理のみに質問いたします。(拍手)

なお、真意が十分に伝わる御答弁をいただけない場合は、再質問をさせていただきます。

本日のこの重要な本会議は、職権によつて強引にセツトされたものであります。極めて遺憾であります。

私たち自由民主党は、まず、石川知裕氏の議員辞職勧告決議案の審議をすべきであると強く主張してきました。これに対し、民主党は、秘書のときの事件であること等を理由に不問に付そうとしていますが、このようなへ理屈を主張すること自体、民主党の自浄能力が著しく疑われておるのであります。民主党を離党すれば済むという問題ではなく、国会としてきちんとけじめをつけるためにも、速やかに審議し、結論を出すべきであります。

民主党は、我々の主張に全く耳をかさず、予算関連法案の審議を先に進めるためにのみこだわりを持っています。多数を占めるものによる数の横暴であり、ここに、猛省を求め、強く抗議をいたすものであります。

本日二月十六日から確定申告の期間がスタートしました。平成に入つて最大規模と言われる鳩山総理の脱税の実態を目の当たりにして、すべての

国民はふんまんやる方ない気持ちであります。きちんとまじめに納税されておられる国民の皆様へのおわびを含め、総理の所見を伺います。

さて、民主党の小沢幹事長の資金管理団体陸山会の土地購入資金をめぐる問題では、小沢氏は嫌疑不十分として不起訴処分になりましたが、土地購入代金四億円の原資などについて国民の納得が得られる十分な説明は、今日まで全くなされておられません。公共事業の受注をめぐる献金疑惑や、小沢氏が代表を務めていた自由党が解散前に使った政党交付金の行方などの問題は、もとはといえば、国民が払った血税が正当に使われているかどうかという重大な問題にもつながります。

検察や裁判の手続とは別に、小沢氏本人が国会の場できちんと説明することが政治家として当然の義務であり、我が党は、疑惑解明のため、小沢一郎幹事長の証人喚問を強く求めるものであります。

さて、さきの総選挙のときに国民に大きな期待を持たせた民主党のマニフェストですが、最近では次々とひどいマニフェスト違反が露呈し、財源捻出も、目標額にはるか遠く及びませんでした。マニフェストが実行不可能なことは、だれの目にも明らかであります。

民主党の諸君は、選挙のためにつくられたマニフェストを手にし、そこに書いてある夢物語を何ら検証することもなく、シナリオのように無責任にただ唱え、選挙に勝利してこの場に国会議員としていたるわけですが、今、それぞれの地元の各選挙区で、財源の裏づけを全く欠いたマニフェストを、今後実現するのだと責任を持って言えるの

でありましょうか。

鳩山内閣は、マニフェスト違反の指摘に対し、必ず四年間で実現するとおっしゃいますが、各施策の実施時期とその財源的裏づけが明確に示されたスケジュールを示さなければ、国民の将来不安と怒りは募るばかりで、払拭されることはないのではありません。

多額の国債と無理を重ねた税外収入でつじつまを合わせたマニフェスト至上主義の予算は、マジックであり、国民に幻想を与えるものであったことを深く認められてはいかがでしょうか。ガソリンの値下げ隊を編成して、国会の中で大騒ぎをし全国を駆け回ったフットワークの軽い民主党の国会議員諸君でありますので、今度は、マニフェスト謝り隊を早期に編成して、国民に謝罪し説明をして回るのが誠意ある対応というものではないでしょうか。

特に、子ども手当の満額支給をめぐっては、鳩山総理自身を初め政府内でさまざまな発言が大きく報道されていますが、満額支給すれば公債の発行額はさらに大きく膨らむこととなります。総理は、あえて苦難の道を歩み、これを実現するということなのでしょうか。発言が猫の目のようにくるくる変わりますので、総理の決意についてあえて確認をしておきたいと思ひます。

次に、特例公債法案について質問します。

我々の自公政権時代には、予算提出に先立って、経済見通しや予算、税制改正案と整合性をとる形で中期展望を示して、予算の審議に臨んでおりました。民主党は、政権交代後、半年たつても財政健全化目標を示さないままに予算を編成し、

ことしの夏にやつと中期財政フレームをつくると言っております。なぜ、このような海図もなき航海に等しい、無責任で無謀な国家財政運営をするのか、伺います。

国債の債務残高が対GDP比で二〇〇%にも達しようとしております。以前、私自身、政府で財政を預かる立場にいた者として、責任を感じつつ、この事態を憂慮し、極めて深刻に受けとめております。昨今のギリシャ等の国家財政赤字の問題は、対岸の火事ではありません。一度国際的な信用が失墜すれば、長期金利が瞬く間に上昇し、コントロールのきかない状況に追い込まれるのではないかと危惧しております。今後の責任ある国債管理政策についても伺ひをいたします。

連立与党である国民新党からは、年金特別会計等の積立金を取り崩して財源に充てるとの主張がありますが、もともとむちゃなマニフェスト実現のために大切な国民の資産に手をつけるつもりはよもやないと考えますが、あえて確認をしておきたい質問いたします。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

菅財務大臣は、消費税を含む税制のあり方の議論を来月から始める意向を表明されました。次の衆議院選挙が終わるまで税率を上げないという前提からしても、極めて早い議論の開始ですね。これは、税収が伸びない中、マニフェスト実現のための財源の当てがとて追いつかないとお考えになったことの裏返しであると考えますが、見解を総理に伺ひます。

また、責任ある政治の執行のために、夏の参議

院選挙前に、できるだけ具体的に消費税について一定の方向性を国民に示し、民意を十分に確認する必要があると考えますが、見解を伺います。

民主党は、マニフェストで、歳出は熱心に施策を並べていきましたが、財源については、埋蔵金や行政経費の削減など、一時しのぎ財源探しに終始し、大切な歳入全体の将来見通しには沈黙を続けています。また、今、さらなる鳩山不況を国民は大変心配しています。企業支援に消極的な現政権の政策では、税収の落ち込みはさらに続くと考えますが、今後の税収動向について、見解を総理に伺っておきます。

暫定税率の廃止について、マニフェストは国民との契約とこだわった鳩山総理に対し、民主党の小沢幹事長がこれは国民の声と言って、まさにツルの一声で税率水準の維持が決まりました。政府・与党一元化をうたいつつ、総理ではなく与党幹事長に意思決定権がある、まさしくそういう意味の一元化を見る思いでありました。到底健全な民主主義のあり方とは言えず、国民も今の政権政党の健全性に相当の危機感を持って見ていると思いますが、総理の所見をお伺いいたします。

子ども手当が満額支給されると、子供が二人いる家庭には、中学校を卒業するまで約九百六十万円、三人では、約一千四百五十万円が支給されます。

毎年五・五兆円ものお金を保育所の拡充など働く母親の支援策に投じれば、子育てと仕事の両立を応援することになり、働きながら子育てをする家庭も急速にふえると考えます。

他方、現金給付に大きく偏った子ども手当支給

平成二十二年二月十六日 衆議院会議録第七号

政策は、働こうとする女性を家庭にとどめ、女性の就労意識や就労状況に大きなマイナスの影響を与えることにはなるのではないのでしょうか。子ども手当は、頑張つて働き続ける人たちの負担のもとで、扶養される人たちのふやす結果につながる可能性があると考えます。

子ども手当と税負担の損得勘定だけではなく、社会全体として、女性の就労状況の変化も含めたマクロ的な見通しについて見解を伺います。

次に、贈与税について伺います。

贈与税は、百万円円の基礎控除を超える場合は高率の税率が適用されるため、普通の人は非常に気を使いながら贈与をするのが実情であります。しかし、鳩山総理、あなたは、お母様から七年间も毎月一千五百万円もの贈与を受け、聞かれるたびに、全く知らなかった、悪いことには使っていないなど意味不明の発言を繰り返しておられます。一般の人たちが知らなかったと弁解しても、贈与されたお金を使つてしまえばだれも信じてもらえません。さらに、こうした総理の言いわけを多くの子供たちはどう感じているのでしょうか。悪いことをしていても、知らなかったと言つて後で修正すれば済むのでしょうかと、不思議に思うのではないのでしょうか。

総理は、法律が正しく執行されることに最も責任を負う立場にあります。知らなかったという言葉を繰り返しながら総理の職にとどまることの重大な矛盾をどう考えるのか、総理の所見をお伺いいたします。

次に、租税透明化法案について質問いたします。

法案によれば、租税特別措置の適用を受けようとする法人は、別途、適用の実態把握の調査に必要な適用額明細書を法人税申告書に添付します。法人は現在でも詳細な計算明細書を提出しており、さらに重ねて適用額明細書を提出することは、特に人手の足りない中小零細企業では大きな負担になります。

また、適用額明細書を提出しない企業は租税特別措置を受けることができないとされており、罰則規定がある国勢調査等の指定統計調査を見ても、実際に罰則が適用された例は仄聞していません。

適用額明細書を提出しなければ租税特別措置を受けさせないという調査の手法が最善であるのかどうか、見解を伺います。

今回、租税透明化法も含め三本一括しての本会議趣旨説明であり、まだまだ問いただきたい点が多々ございます。委員会においても十分に審議時間を確保し、法案の問題点を明らかにし、改めていただく点については我々野党と真剣に協議を行つていただくよう強く申し入れ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇)

○内閣総理大臣鳩山由紀夫君 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、確定申告の時期でございます。本日から所得税の確定申告がスタートするに当たり、適正な納税をしていただき、そのことによって国民の皆様のお暮らしを守る政治をつくり上げていき、この国をさらによい国に仕立て上げていくために、ぜひとも適正な納税を心からお願ひしたい、そのように考えております。

小沢幹事長の証人喚問についてでございます。小沢幹事長につきましては、検察が公正、慎重に捜査をした結果、事実に基づき不起訴とした、そのことを認識しております。国会で説明をというお話につきましては、ぜひ、委員会、理事会で御議論、御協議をお願いしたいと思います。

財源の裏づけなきマニフェストは幻想ではないかとお尋ねでございます。

二十二年度の予算においては、マニフェストの主要事項を実現するための財源約三兆円は、大幅な歳出削減、公益法人などの基金の返納、特別会計の見直しなど、徹底した無駄の削減や予算の見直しにより確保したところでございます。

二十三年以降の財政運営につきましても、今後策定をいたします中期財政フレームあるいは財政運営戦略、こういったものを踏まえて、行政刷新会議等と連携をして、歳入歳入面において、徹底した予算の見直しを行うことにより、必要な財源を確保してまいりたいと考えております。

子ども手当に関する私の決意についてでございます。

先ほども御答弁を申し上げたところでございますが、平成二十三年以降の子どもの手当につきましては、予算編成過程におきまして改めて検討をしていくことにしておりますけれども、基本的には、言うまでもありません、マニフェストどおりに実施したいと考えております。そのために、財源の確保のために、より一層の歳出削減、さらには、予算の見直しに徹底して取り組む決意でございます。

中期財政フレームに関するお尋ねであります。

平成二十二年年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する田中和徳君の質疑

経済成長との両立を図りながら財政健全化に取り組むため、財政の中身を転換し、選択と集中の考え方によって歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分する、そのように考えております。

今後は、新成長戦略、まだ基本方針のところでありますが、この具体化を進めていくとともに、本年の前半には数年度を視野に入れた中期財政フレーム及び財政運営戦略を策定して、財政健全化への道筋を必ず示してまいりの方針でございます。国債管理政策に関するお尋ねでございます。

今後も国債の大量発行が続くことが見込まれる中、国債の円滑な発行に当たって、まず財政健全化に向けた取り組みが極めて重要だ、その認識をいたしております。こういった考え方のもとで、中長期的な財政健全化について、本年前半に、先ほど申し上げたような中期財政フレームと財政運営戦略を策定することとしておりまして、国家戦略室と連携して取り組むことといたしてしております。

その上で、国債管理政策に当たっては、市場との対話を通じて、市場のニーズ、動向をきめ細やかに把握をして、引き続き国債の円滑な消化に努めてまいりたいと存じます。

なお、年金特別会計などの積立金の取り崩しなどというものは、やはりこれは、極めて慎重にしなければならぬということば言うまでもありません。

それから、消費税を含む税制改正の議論についてのお尋ねでございます。

消費税につきましては、今回の政権担当期間中において、歳出の見直しなどを徹底に行わな

きやいけない、最大限行うことにしております。税率の引き上げは行わないことといたしております。

また、二十二年度の税制改正大綱においては、税制全般の見直しというものを進めていくことにしております。その中で、消費税のあり方についても、今後これは、社会保障制度の抜本改革の検討をしていかなければなりません、そういったこととあわせて検討していくことにしているわけでございます。

今後、こういった方針に基づいて議論を始めてまいりたいと考えております。

今後の税収についてののお尋ねでございます。世界同時不況の影響もあり、二十一年度の税収は、当初予算の四十六・一兆円、こういった見積もりがあったわけですが、大幅に下回ったわけでございます。三十三・九兆円程度、二十二年度についても、それを若干上回る程度にとどまる見込みでございます。

二十三年以降の税収動向につきましては、経済動向などさまざまな要因の影響を受けるために現時点で確たることを申し上げる状況ではございませんが、いずれにしても、今後、中期財政フレームあるいは財政運営戦略を策定していく中で、経済財政の中期的な見通しについて十分に検討してまいりたいと考えております。

マニフェストに関するお尋ねでございます。マニフェストは、政権四年間に達成する政策を掲げた、国民の皆様方との約束でございます。当然守っていかなければならないものでござい

ます。一方で、国民の皆様方のお暮らしが第一だということを政治の原点だと掲げておるわけでございますが、そこに立ち返って考えれば、言うまでもないことでありますが、個々の政策を実行に移す際に、国民の世論あるいは地域の住民の皆さんの声に耳を傾けていくことも重要だと思っております。

今後とも、国民の皆様方と真摯に向き合いながら、議論を進めていき、マニフェストに掲げた政策項目を一つ一つ着実に実現をしていきたい、そのことに全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

子ども手当と女性の皆様方の就労についてののお尋ねでございます。

子ども手当は、これは何度も申し上げておりますが、次世代の社会を担う子供の皆さん一人一人の育ちを社会全体で応援するという理念のもとで実施をしたいと考えております。

一方で、男女雇用機会均等法に基づいて雇用管理における男女の差別的な取り扱いを禁止する、そして均等機会を確保する、さらには、育児・介護休業法に基づいて仕事と家庭の両立をもっともつとましく図っていくようにしていきたいということ、さらには、パートタイム労働法により正社員と均衡のとれた処遇を確保すること、こうした施策を随時行っていくことによって女性の就労促進をさらに一層進めてまいりたいと考えております。

また、私の母親からの贈与についてののお尋ねがございました。このことに関しては、これまでも御説明を申し上げてまいりましたが、私自身、何も承知をしておりませんでした。したがって、決して納税の義務、贈与税というものを免れようなどという意思は全くなかったということは、ぜひ皆様方に御理解をお願いしたいと思います。

捜査で解明をされた事実に基づいて、法にのっとって申告をして納税の義務を果たしてまいりたい、そのように思っております。ところでございまして、国民の皆様方に御納得いただくにはまだ若干の時間がかかるかと思っておりますが、今後必ず、事実は一つしかありません、事実を事実そのままに説明をしてまいりたいと思っております。

したがって、御批判は真摯に受けとめてまいらなければならないと思っておりますが、国民の皆様方の、一方で、政権交代にかけた大変大きな期待というものを考えるときに、まずは、改めるべきところを根本的に改めて、身を粉にして自分自身に課せられた大きな使命の遂行に全力を傾注していくことが、政治家、また私自身の置かれた総理としての責任である、そのように考えているところでございます。

租税特別措置法の透明化法についてのお尋ねでございます。租税の透明化法案は、これまでその適用の実態が明らかでありませんでした。租税特別措置法について、これがどのように利用されているかを国民の皆さんの目に明らかにしていくためのものではないかと存じます。

御指摘の適用額明細書は、調査を行うための基礎資料となるものでありますけれども、調査の結果

果は国会へ報告をするものであり、内容の正確性を確保することが極めて重要だと思っております。したがって、納税者の事務の負担には十分に配慮することが大事だと思っておりますが、こうした手法が最善である、のように考えているところでありあります。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 田中和徳君から再質疑の申し出がありますが、残りの時間がわずかでありますから、ごく簡単にお願いたします。田中和徳君。

(田中和徳君登壇)

○田中和徳君 総理、ただいまの答弁を伺う限り、国民は、納得できた人がいるでしょうか。母上からの生前贈与とか何かわかりませんけれども、今の確定申告のときに、国民が血税を今の時代に納めているときに、その答弁で納得いくのでありましようか。私は、もう一度、国民の皆さんにしっかりと心を込めて答弁をしていただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願ひます。

○田中和徳君(続) なお、子供にとつてどのような思いをいつて質問したんですが、総理にとどまることについてのあなたの答弁はありません。さらに、暫定税率について答弁がはっきりしません。小沢幹事長によつて、ツルの一声で決まったこの権力のプロセスを、私は、もっとわかりやすく総理が答えなければならぬ責任があると思ひます。

四年間でやると言へばいいではありません。あなたの言葉でもう一度、暫定税率の問題も、マ

ニフェストについての責任も、答えていただきたいと思ひます。

再質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇)

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 田中議員に、再質問にお答えをいたします。

私は、先ほどもお答えを申し上げたと思ひますが、この母からの資金提供に関しては、私自身、全く存じ上げておらないことでございました。したがって、決して、納税の義務というものを怠つていたとか、あるいは贈与税を免れようなどという意識は全くなかったということを再度御理解を願ひたいと思つております。

ぜひ、国民の皆様方の健全な納税意識というものが落ちることがない、国民の皆さんがこの日本という社会をさらに明るくしていく、守っていくために、ぜひとも、必要な納税、お支払いをいただきたい、心からそのことをお願い申し上げたいと思ひますし、私自身も努力をしてまいりたいと思ひます。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 竹内議員。

(竹内議員登壇)

○竹内議員 公明党の竹内議員でございます。

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案等の三法案について、鳩山総理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

質疑に入ります前に、本日の本会議開催の決定について、一言申し上げます。

昨日の議院運営委員会におきまして、野党が、二月四日に既に提出しております石川知裕議員の職勧告決議案の本会議採決をまず行うべきだと強く求めていたにもかかわらず、与党はこれに全くこたえようとせず、半ば強行的な形で本会議開会に至つたことは極めて遺憾であります。

我が党は、予算及び関連法案の審議の重要性は十分認識しているものでありますが、政治の基本は信であります。政治と金の問題が日本政治に大きな暗雲を投げかけている現在、信なくば立たず、国民の政治不信の解消を図ることが、まず何よりもの最優先の課題であります。

にもかかわらず、民主党は、政治資金規正法の虚偽記載の罪で検察によつて逮捕、起訴された石川議員の党内処分を何一つ行わず、提出された辞職勧告決議案の賛否どころか本会議にも諮れない姿は極めて異常と言わざるを得ません。現在の民主党は、党首を初め全党が政治倫理をなくした、まさに自浄能力欠如党に陥つていていることを厳しく自覚し、猛省すべきであります。

さて、本日から確定申告が始まりました。納税は国民の義務であります。

昨年は、鳩山総理が母親から十二億六千万円もの資金提供を受けていた問題が顕在化しました。総理の言葉をかきれば知らなかった贈与だそうですが、鳩山家のこの問題が国民の納税意識を希薄化させることが懸念されます。

贈与というのは、受けた側が知らなかったと言ひ張れば納税を免れるものではあります。今

後、納税という義務だけでなく、国民に対し適切な増税をお願いすることも困難になってしまうのではないのでしょうか。

しかも、驚くべきことに、今回の所得税法等の一部を改正する法律案では、脱税犯に係る懲役刑の上限を現行の五年から十年に、また罰金刑の上限を現行の五百万円から一千万円に、それぞれ引き上げるとしているであります。

国民には脱税に関して厳しい刑罰を科しながら、御自分は知らなかったということで罪を免れるというのは、国民の道徳規範を著しく低下させることになりませんか。税金の使い道を徹底的に洗い出す事業仕分けも重要ですが、国民に納得して納税してもらう環境をどうつくるかも国の重要な役割であります。

その意味では、今般の鳩山総理の政治と金をめぐる問題が社会に与えた影響は、はかり知れないものがあります。御自身の政治責任について、改めて鳩山総理の見解を求めます。

次に、財政運営全般についてお伺いをいたします。

御存じのとおり、日本の財政は、平成二十二年末の国、地方の長期債務残高が八百六十二兆円と、対GDP比で見れば、先進国の中で最悪の水準となります。このまま放置すれば、日本の財政規律への信認を失ひ、国債の暴落と金利上昇リスクが懸念されます。

このように言う、菅財務大臣を初め民主党の諸君は決まって、このようなひどい財政赤字にしたのは前の政権だと責任転嫁を図る傾向があります。

しかし、前政権では、多くの非難を浴びながらも財政再建に道筋をつけることに取り組んだ結果、二〇〇七年、米国の格付機関スタンダード・アンド・プアーズは、日本国債の格付を、それまでのダブルＡマイナスからダブルＡに引き上げたのであります。

ところが、その同じスタンダード・アンド・プアーズが、本年一月二十六日、日本国債の格付の見直しを、これまでの安定的からネガティブ、引き下げ方向に変更いたしました。今回の変更は、民主党政権の政策運営では財政再建がおくれるとの見方に基づいており、財政の膨張やデフレを食いとめる対策がとられなければ格下げになる可能性があるとしたものであります。

また、国際通貨基金、ＩＭＦも、同日の一月二十六日に発表した国際金融安定性報告の中で、日本国債に対する市場の警戒感が強まっていることを指摘しています。

これらは明らかに、政権交代した民主党の財政運営に世界が警鐘を鳴らし始めたというべきでしょう。

仙谷国家戦略担当大臣が、政策的にまともなことをちゃんと提起するのではなかなか日本の選挙は勝てないと総括してつくられた超大盤振る舞いのマニフェスト、予算の無駄を省けばいとも簡単に二十兆円くらいは財源を捻出できると大見えを切られたこと、このような政策に対する基本姿勢は、やはり無責任のそしりを免れません。

今回は、マニフェストの先送りや違反、赤字国債の発行、埋蔵金の発掘などで何とかやりくりして予算を編成したものの、この泥縄的なやり方

は、平成二十三年度以降は通用しないと覚悟すべきであります。マニフェスト実現のための財源は、平成二十三年度には十二・六兆円、平成二十四年度は十三・二兆円、二十五年度には十六・八兆円になると見込まれているからです。しかし、これはさらなる赤字国債の大量発行につながるのではないかとこのことを、米国の格付機関もＩＭＦも見抜いているのであります。

政府は六月までに財政運営戦略と中期財政フレームを決定するそうですが、そもそも順番が逆であります。公債発行の特例による予算捻出の前にこれらを打ち出すべきであります。あれだけ必ず政権交代を実現すると叫ばれていたのですから、もっと早くから準備をしておくべきではなかったのか。遅過ぎると言わねばなりません。

ところで、菅財務大臣は、十四日、政府税制調査会で消費税を含めた税制改正の議論を三月くらいから始める考えを表明されました。しかも、消費税について、複数税率の議論や、ある所得以下の人には還付するやり方など、本格的な議論を始めたといと具体的で踏み込んだ意見を述べておられます。

菅大臣は、これまで、逆立ちしても無駄遣いがないと言えるようになったときに議論が必要だなどと慎重だったはずですが、ということは、この表明は、国民目線では、内閣の重大な方針転換と映ります。もはや予算の無駄を省く程度ではとてもマニフェストの恒久財源が捻出できないことをようやくお気づきになられたということでしょう。これらの点につき、菅財務大臣の答弁を求めま

す。

一方で、事業仕分けを担当する枝野行政刷新担当大臣は、消費税の方向性が出てしまうと困る、お金がないから事業仕分けするので、お金が出てくることになればエンジンに燃料が付き込まれないと述べたとされています。枝野行政刷新担当大臣は、政府のこの方針転換につきましてどのような御見解か、お答えください。

昨年の事業仕分けでも期待額の三分の一も財源が出てきませんでした。今後の事業仕分けでも想定したほど効果が出ず、平成二十三年度の歳出も巨額に膨らめば、もはや前政権の責任だとか時局がなかったなどの言いわけは通用しません。鳩山総理にお尋ねします。

平成二十三年の子ども手当の満額支給は必ず実行するということですね。そして、その財源は、消費税ではなく無駄の削減で捻出するということですね。もしもこれができなければ、総理は責任をとるべきだと思いますが、いかがでしょう。

福島消費者及び食品安全担当大臣にお聞きします。

今回の政府税調の消費税に関する議論の開始をどのように受けとめておられますか。その結果、消費税の引き上げが決まった場合には、連立を離脱されるのでしょうか。

結局、財政を改善し行く手だては、国の歳出を経済力に見合ったものにするしかありません。すなわち、むちゃくちゃなばらまきの政策を取りやめることであります。まずは、民主党マニフェストの事業仕分けこそ最も求められているのではない

いでしょうか。鳩山総理の御見解を承りたいと存じます。

次に、特例公債法案について質問いたします。平成二十二年予算案においての国債発行額は、税収の落ち込み分を上回る規模であり、これは明らかに、民主党マニフェストにおいて予定していた予算の無駄の削減による財源確保が失敗した結果、膨れ上がったものであります。

外国為替特別会計や財政投融资特別会計など、まさに埋蔵金と言われているものは、おおむね平成二十二年予算案の中で使い切ったと言っても過言ではありません。平成二十三年以降は、税外収入十・六兆円という水準は到底不可能だと考えますが、仮に税外収入を引き続き確保しようとするならば、どのような方策を考えているのか、菅財務大臣の見解を求めます。

次に、所得税法等の一部改正案について質問します。

新年度予算と同様に、平成二十二年税制改正大綱は、何の理念も目標もなく、継ぎはぎだらけの税制改正であり、鳩山内閣の経済財政運営の混乱ぶりを反映したものとなりました。

また、新機軸の政府税制調査会は、党から独立した政策の一元化を目指し、財務大臣を会長とする政治家だけの政府税調をつくり、審議を重ねてこられました。ところが、大綱の段階で、突然、党側の意見 wait してまといふ対応になりました。結局、大事どころでは党がすべてを決裁するようでは、当初の理念とは甚だ乖離してきたと言わざるを得ません。

新年度の税制改正においては、どちらかといえ

ば、子ども手当や高校無償化という形で家計への対応、特に需要側を中心とした経済対策とされますが、やはり、投資減税を初めとした供給サイドに対しても対策を講じていく必要があると考えます。現下の不況における経済対策という視点での、税制面でのメッセージが弱いのではないのでしょうか。

今般の税制改正が、どの程度経済対策として効果を持つものと考えているのか、菅財務大臣の見解を求めます。

次に、税制改正の各論に移りますが、今回の改正で鳩山内閣がさきのマニフェストに反する決定を数多く行ったことは、極めて重大な問題であります。

特に、ガソリン税等の暫定税率を、当分の間、名前をすりかえて実質的に維持するとしましたが、昨年春に民主党が暫定税率を一たん廃止させ社会を混乱させたことや、マニフェストで廃止とし直近まで声高に鳩山総理がこだわっていたことは、一体何であったのでしょうか。国民を欺いたことにはなりませんか。総理の謝罪を求めます。

自動車重量税につきましては、いわゆる燃料課税とは異なるものであり、公明党としてもその引き下げを強く推進してきており、今般、一部とはいえ減税されたことは評価をいたします。

しかしながら、一時的な措置では意味がありません。エコカー減税がなくなる平成二十四年四月末までに再検討されるようですが、私は、いわゆる上乗せの税率を廃止し、本則税率にまで下げるべきと考えますが、菅財務大臣の見解を求めます。

次に、マニフェストの目玉政策である子ども手当、高校無償化の財源確保のため、マニフェストには記述されていない、個人住民税の年少扶養控除が廃止となりました。扶養控除の廃止については、当初、所得税のみとしていたはずですが、なぜ住民税も廃止したのでしょうか。税実務上やむを得なかったというのであれば、その程度のことではマニフェスト作成時にわかつていたはずであります。

また、夫婦世帯すべてに影響を及ぼす配偶者控除についても、子ども手当の財源として、所得税については廃止するとマニフェストに明確に書いていたにもかかわらず、早々と先送りをされました。

確認ですが、二十三年度以降に廃止するおつもりなのかどうか、その際、住民税も廃止の対象となるのか、菅財務大臣の明確な答弁を求めます。

最後に、これからも公明党は、国民生活を第一に考え、予算や税制のあり方について、政策提言を行うとともに、政府・与党の方針と施策を厳しく監視していくことをお誓いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇〕

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 竹内議員にお答えいたします。

まず、政治責任のことでございます。

これは、これまでも申し上げてまいりましたが、母からの資金提供の問題であります。私自身、何も承知しておりませんでした。したがって、納税の義務、贈与税を免れようなどという意思は全くなかったということは、ぜひ御理解

をお願いしたいと思います。

ただ、捜査で解明された事実に基づきまして、法にのっとって申告をし納税の義務を果たしてきたと自分は思っております。国民の皆様方に納得をさせていただくにはやはりまた時間がかかるか、そのようには考えておりますけれども、今後、事実は一つだというその思いのもとで、事実を事実として正直に申し上げて、ありのまま説明を申し上げて、尽くしてまいりたいと思っております。

御批判に関しては、当然、真摯に受けとめさせていただきたいと思っておりますが、これは先ほども申し上げましたが、国民の皆様方の政権交代にかける思いというのは大変大きなものがございいます。そのことを考えたときに、改めるべきところは抜本的に改めさせていただきます。そして、身を粉にして、私自身に課せられた大きな責務というものの、使命の遂行に全力を傾注していくことが今私自身に課せられた最大の責任だ、そのように思っておりますので、その遂行に最善の努力を尽くしてまいりたいと思っております。

それから、平成二十三年度の子どもの手当の支給についての御質問でございます。

先ほどもお尋ねがございましたが、平成二十三年度以降の子どもの手当につきましては、予算編成の過程において改めて検討してまいりたいと思っておりますが、基本的にマニフェストどおりに実施をしたい、そのように考えております。そのために、これは、より一層の歳出削減あるいは予算の見直しを徹底して行って、しっかりと財源を確保していくという決意でございます。よろしくお

願いをいたします。

民主党マニフェストの事業仕分けをすべきだという御質問でございます。

マニフェストに関しましては、これは国民の皆様方と民主党との間の約束でございます。連立政権の合意というものも果たしていきたいと思っております。その合意の、あるいは政策の実現に向けて最大限の努力を行ってまいります。

国民の皆様方のお暮らしが第一だ、その思いのもとで、政治の原点に立ち返りながら、国民の皆さんがどのような思いでマニフェストをごらんになつておられるかということも十分に勉強させていただきながら、世論の声あるいは地域住民の皆様方の声にも真摯に耳を傾けていくことも大事だ、そのように思っておりますが、やはり国民の皆様方の声をお聞きをさせていただきながら、さまざまな工夫を凝らしていく必要があるかと思ひますが、効率的また効果的に、財源の手当てもしつかりと行いながら、マニフェストの政策を一つ一つ着実に実現してまいりたいと考えております。

揮発油税などの暫定税率についてでございます。

昨年とお話しされましたが、一昨年でございす。一昨年の春、ガソリンの価格が大変高騰しておつたときにガソリン値下げ隊というものを党としてつくらせていた。当時、大変お困りだった多くの国民の皆さんに、大変残念なことにかつた月で終わってしまったが、ガソリンの暫定税率というものを凍結できたこと、これは、社会を混乱させたというふうにお話しされていま

が、それ以上に多くの国民の皆様方に安堵のお声をちょうだいしたということも事実でありますので、そのことも申し上げておきます。

ガソリン税の暫定税率については、熟慮を重ねた結果、現行の十年間の暫定税率は廃止をしますけれども、厳しい財政事情、あるいは地球環境の問題、すなわち温暖化防止の観点、あるいは原油価格が安定しているという局面、さらには国民の皆さんのその当時の世論というものも尊重させていただきながら、当分の間であります、税率水準は維持するというところにいたしましたところでございます。

残余の質問は、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

〔国務大臣菅直人君登壇〕

○国務大臣(菅直人君) 竹内議員にお答えを申し上げます。

まず、消費税の議論ということについて、何か内閣の重大な方針転換ではないかという御指摘であります。

しかし、実は昨年十二月二十二日にまとめました税制大綱においても、「消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。」と述べておりまして、決して、これが内閣の方針の転換とは全く思っておりません。予算の審議が進む中で、そろそろ本格的な議論を税調に始めていただきたいという趣旨のことを申し上げたところであります。

また、これは昨年の、政権ができる前の二党合

意の中で、「現行の消費税五％は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない。」という方針は堅持していくということは、先ほども申し上げたとおりであります。

次に、税外収入の確保についての御質問をいただきました。

二十二年予算においては、独立行政法人及び公益法人等の基金の返納、特別会計からの繰り入れなどにより、税外収入について過去最大となる十兆六千億円を確保いたしました。

二十三年以降においても、必要な財源を確保するため、一般会計と特別会計を通じて、歳出入両面にわたって徹底した予算の見直しを行ってまいりたいと思います。

このような観点から、各省庁が所管する特別会計についてしっかりと見直しに取り組もうということ、一月十二日の閣僚懇談会においてもそうした意見を申し上げ、また、新たに行政刷新大臣も任命をされましたので、そういった体制の中でしっかりと取り組んでいきたいと考えているところであります。

また、今般の税制改正がどの程度の経済対策としての意義や効果を持つかという御質問であります。

二十二年税制改正においては、租税特別措置の見直しに当たり、中小企業投資促進税制の適用期限を延長するなど、中小企業にできる限りの配慮を行うほか、研究開発税制を延長することも行いました。

また、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、経済対策のための時限的な措置としての非課税限度額を引き上げました。これについて国交省が試算したところによりますと、特例期間である平成二十二年、二十三年の二年間における住宅投資の増加は約一兆円、経済波及効果は約一・九四兆円と見込まれているところであります。こういった経済効果を上げるものと期待をいたしております。

次に、自動車重量税についての御質問をいただきました。

自動車重量税については、今般の改正において、環境負荷に応じた税率設定とする観点から、次世代自動車、例えば電気自動車、ハイブリッド自動車等には本則税率を適用するとともに、CO₂排出量が相対的に多いガソリン車等については本則税率の二倍の税率、これは自家用車の場合ですが、これを当分の間の措置として設定するなど、グリーン化、つまりは、環境に優しい方向への税制といたしております。

平成二十二年税制改正大綱においては、車体

課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球環境対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取り扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する、こういうことになっているところであります。

最後に、年少扶養控除、特定扶養控除あるいは配偶者控除についての御質問をいただきました。

今般、子ども手当の創設と相まって、所得税の

年少扶養控除を廃止することとしたところでです。特定扶養控除は、十六歳から二十二歳までを対象とし、一般の扶養控除に控除額を上乗せしたものであります。マニフェストで公約した高校の実質無償化に伴い、所得税の特定扶養控除について、十六歳から十八歳までの扶養控除の上乗せ部分を廃止することとしたところでです。

個人住民税の年少扶養控除及び特定扶養控除についても、所得税との税体系上の整合性の観点から、同様の措置を講ずることとしたところであります。

所得税の配偶者控除については、昨年末、閣議で決定しました税制改正大綱において、「考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組む」とされてお

り、今後、これに沿って見直しに取り組む所存です。

個人住民税については、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めることといたしております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣枝野幸男君登壇〕

○国務大臣(枝野幸男君) お答えをさせていただきます。

まず、事業仕分けでも期待額の三分の一も財源が出てきませんでしたがという御指摘をいただきましたが、当時の仙谷担当大臣も、それから、当時は統括役を務めました私におきまして、特定の目標数字、目標金額を掲げた認識はございません。

もしかすると、仙谷担当大臣が、全体としての

歳出見直しとして三兆円という数字を挙げたことがございますが、ぜひ御理解をいただきたいのは、事業仕分けがいわゆる無駄の削減のすべてではないという当たり前のことをぜひ御認識をいただきたいというふうに思っております。いわゆる無駄を削減するための一つの大きなツールではございますが、その他さまざまな手法を駆使した上で、いわゆる税金の無駄遣いをなくしていくというのが私たちが進めている作業でございます。

さらに、同時に、つけ加えれば、いわゆる狭い意味での無駄の削減に加えて、全体としての歳出の見直し、それぞれの事業の優先順位をしっかりとつけて、めり張りをつけていくといった部分も含めて、全体としての歳出の見直しの中で財源を捻出していくというふうに考えております。

それから、お金がないから事業仕分けをするのと私が漏らしたと報道されたと御指摘がございましたが、私自身、どういう表現をしたか記憶にございませんが、趣旨としては誤解があるかなというふうに思っております。

そもそも、事業仕分けは、財源捻出だけが目的ではなくて、むしろ、その主たる目的は、予算や決算の状況について透明化をし、国民の皆さんに予算、決算、税金の使い方について参加意識を持つていただき、そして、国民目線で、国民の声を背景にして、税金の使われ方を見直していく、これが主たる目的でございます。その結果として、無駄が削減され、歳出の見直しにつながっていくというものでございますので、お金がないから事業仕分けをするという趣旨のものではございません。

もつとも、昨年十一月の事業仕分けで多くの国民の皆さんから御期待とそして御支援をいただきましたのは、財政状況が大変厳しいという状況の中で、多くの国民の皆さんがこれに御期待をいただいたものと受けとめております。

そして、そうした国民の皆さんの御期待と後押し、そして、行政におきましても、財政状況に対する危機感が共有をされている、こうしたことが事業仕分けあるいは歳出見直しに対する一つのエンジンとしての役割を果たしているというふうに思っておりますので、そうした意味で、財政が厳しいという状況が事業仕分けのエンジンになっている、後押しになっているというニュアンス、趣旨のことは申し上げたことがございます。

その上で、方針転換についてどう考えるかという御質問でございますが、先ほど菅財務大臣からお答えいたしましたとおり、方針転換ではないというふうに認識をいたしております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣福島みずほ君登壇〕

○国務大臣(福島みずほ君) 社民党は、消費税の値上げには反対です。これは、逆進性が強いことと、今、働く人の四人に一人、五人に一人が年収二百万円以下という状況の中で、可処分所得が減り、生活が困窮することが明らかとなっているからです。

ですから、政府税調において、消費課税だけではなく、所得課税、法人課税、資産課税、環境税制等も含め、税制全体の中で、あるべき抜本改革が議論され、福祉社会のビジョンや不公平税制の是正、所得課税の最高税率引き上げや資産課税の

強化、実効性ある逆進性緩和策の導入等についても真剣に検討されることを期待しております。

社民党は、所得税の最高税率などを変えることで、十年前に戻すことで、四・二兆円税収がふえるという試算もしております。政府税調の中で、社民党の考え方をしっかりと主張してまいります。次に、政権の枠組みについてお尋ねがあります。

三党連立政権合意、スーパーマニフェストと言っていると思いますが、この中で、先ほど財務大臣からありましたとおり、「現行の消費税五％は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」というものを確信しております。このもとにおいて、遵守に努めてまいります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、所得税法等改正案等について質問します。(拍手) 議題となった法案は、政権交代後初めて出された本予算関連の国税法案であります。問われているのは、自民・公明政権の政策を抜本的に切りかえることができるのかどうかであります。

まず、税制の基本的な認識についてお聞きします。過去十年の税制改正を振り返ると、自民・公明政権は、国民に対して増税を押しつけ、他方で、大企業、大資産家には減税を行う政策を採用してきました。これが経済格差を広げる大きな要因に

なってきたことは明らかであります。

例えば、年金生活者への課税強化を行いました。公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止は、所得税、住民税の大増税となっただけでなく、保険料や各種高齢者サービスにまで影響し、雪だるま式の負担増を高齢者世帯に押しつけました。

また、自民・公明政権は、定率減税の廃止によって、賃金が減り続けている現役世代の可処分所得を大きく目減りさせ、生活不安を増大させました。さらに、消費税の免税点を年間売り上げ三千万円から一千万円に引き下げ、中小企業特例を縮小したことによって、小さな商店にまで消費税の実質負担が拡大し、多くの零細企業が廃業、倒産に追いやられました。

庶民にとっては、まさに大増税と負担増が押しつけられ、暮らしと営業が大きな打撃を受けたのであります。

その一方、大手企業はどうか。研究開発減税が繰り返されるなど、次々と法人税減税が行われてきたのであります。これが、大企業の税引き後利益を大幅にふやし、内部留保金や株式配当を空前の規模に増大させる要因となりました。

さらに、証券優遇税制により、所得制限もなく株式譲渡や配当所得への税率を一律一〇％に軽減したのであります。その結果、一部の資産家は億単位で減税の恩恵を受け、所得税の実効税率は累進性を喪失している状態となつてしまいました。自民・公明政権が推し進めてきたこのような税制改正は、国民の間に格差を拡大し、貧困を広げる要因の一つとなつたのであります。

官 報 (号 外)

菅財務大臣は、先日の本会議の答弁で、自民党・公明党政権が進めてきた構造改革路線について、幾つかの政策が、結果として、格差拡大するだけではなくて、日本の経済の成長路線への回復に必ずしも寄与していなかったとの認識を示しました。

この構造改革の流れを根本的に切りかえる決意があるのかどうか、鳩山総理の基本的認識を伺いたい。

次は、消費税の問題です。

菅財務大臣は、消費税を含む抜本的な税制改定の議論をこの三月にも始める意向を繰り返しました。しかし、鳩山総理は、昨年八月、選挙中の党首討論会で、四年間上げる必要はないと述べていたのであります。

昨年九月の三党連立政権合意書では、消費税率について、「現行の消費税率5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない。」としています。そこで、確認をいたします。消費税は四年間上げないという方針に変わりはないか、明確にお答えをいただきたい。

四年間上げないのであれば、自民・公明政権が昨年の税制改正法案に書き込んだ附則百四条をどうするかが問われます。ここでは、二〇一一年度までに消費税の増税法案を国会に提出し成立させることが書き込まれているからであります。

藤井裕久前財務大臣は、昨年の臨時国会で、私の質問に答え、この附則は修正するのが筋と答えました。菅大臣はどのようにお考えでしょう

か。この附則百四条は撤回、削除すべきではありませんか。その上で、応能負担原則、生計費非課税原則に沿って、税制の民主的改革を進めるべきではありませんか。

政府の平成二十二年税制改正大綱は、今後の税制抜本的改革の指標とされています。

そこで、伺いたい。

税制改正大綱では、所得税の現状について、所得再分配機能や財源調達機能が低下しているとの認識を示しています。所得税率は累進性を持つていますが、実効税率は一定所得以上の高額所得者になればむしろ下降する状態となっており、改正は喫緊の課題であるとしております。

累進性を取り戻すには、高額所得者に応分の負担を求め、所得税の最高税率を引き上げること、金融所得などを総合課税とすることが最も即効性があり、有効であると考えます。

リーマン・ショックを契機に、アメリカやイギリスなどでは、既に所得税の最高税率や配当の税率の引き上げを実行しております。日本ではなぜ実行できないのか、その理由を述べていただきたい。

税制改正大綱では、所得控除の抜本的な見直し提起されています。

そもそも、所得控除、とりわけ人的控除は、納税者本人とその家族の最低限度の生活を維持するための費用には課税しないという考えに基づくものであります。

日本の最低限度の生活費について、菅大臣はどのようにお考えでありますか。これまで、日本の課税最低限の水準は国際的に見て低いと言わ

れてきましたが、大臣の認識を伺います。

今度の税制改正では、子ども手当の実施や高校授業料の無償化の財源に充てるため、扶養控除のうち、十五歳以下の子供を対象とする年少扶養控除と、十六歳から十八歳までの特定扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。

この結果、十八歳以下の子供を持つ子育て世代は、二〇一一年一月から所得税、二〇一二年六月からは住民税が増税となります。

民主党は、すべての世帯で手当等の支給との差し引きで負担が減ると説明をしておりますが、今のままでは、授業料負担の少ない定時制、通信制の高校や特別支援学校に通う子供のいる世帯及び既に授業料の減免を受けている世帯では、負担増となるケースも発生するものではありませんか。さらに、先送りとなった配偶者控除も廃止となれば、十五歳以下の子供のいる世帯でも負担増となるケースも出てくるのではないですか。お答えをいただきたい。

また、所得税、住民税の増税は、国民健康保険の保険料や保育料など他の制度の負担増にはね返るため、実質的に負担がふえる世帯も出てくるのではありませんか。この点をどのように考えているのか、伺います。

日本経済の正常な発展のためにも、今こそ、家計負担を軽減し、家計消費を拡大することが求められております。

過去約十年間の平年度ベースの負担増の累積は、実に十三兆円にも及んでいるのであります。庶民増税など、政府の政策により国民負担がこれだけふえれば、可処分所得は大幅に縮小し、家計

の消費が大きく冷え込むのは当然ではないでしょうか。このため、日本経済は消費の落ち込みなどを主因とする内需の低迷と景気悪化を招き、需給ギャップは三十兆円以上に広がりました。

既に、アメリカやイギリスでは、ブッシュ減税の廃止、付加価値税の期限つき引き下げなどが行われ、不公平税制の是正や家計を直接支援する施策が実施されております。

消費の落ち込みを打開するには、家計を温める施策への転換が必要であります。そのためには、過去の負担増を国民に戻す政策の抜本的転換が必要であります。総理はその必要性をどのように認識しているのか、答弁を求めまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇〕

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 佐々木議員にお答えをいたします。

まず、構造改革路線からの転換についての御質問でございます。

いわゆる小泉構造改革、先ほどもすべてを否定するわけではないということは申し上げましたけれども、グローバルエコノミーが浸透して、結果として行き過ぎた市場原理主義が格差の拡大をもたらした、そして国民の大変大きな不安の増大をもたらした、これはまことに事実だと思っております。

したがって、国民の皆様方の総意をもって政権交代を果たし、そのつめ跡を直していくのが、先ほども申し上げましたように新政権の大きな役割だ、そのように任じているところでございます。国民の皆様方のお暮らしを守る、いわゆる

命を守る政治というものを實現してまいりたいと思つておるところでございます。

消費税についての御質問でございます。

財政健全化というものは大変重要な課題であることは論をまちませんが、財源が足りないから、ならば直ちに消費税を上げる、そのようなことを考えるわけではありません。まずは徹底した予算の見直し、歳入の削減、こういったことを行つていきながら、財源の確保を図つていかなければならないと思つております。

あわせて、消費税のあり方について、今後、税制全般のあり方、あるいは社会保障制度をどのように抜本改革していく必要があるのか、そういったことを検討していかなければなりません。その議論とともにこの消費税のあり方も議論していくことが肝要だ、そのように考えております。

したがういまして、三党連立政権の合意にあるように、この政権担当期間の間、私ども、消費税率の引き上げを行わない、この方針に変わりはありません。

それから、所得税の最高税率、配当の税率についての御質問でございます。

所得税につきましては、所得再配分機能というもの、回復の観点から、私どもは、高所得者に有利な控除というあり方から、いわゆる所得の少ない方、いわゆる支援の相対的に必要な方々に有利な手当の方向にまずは切りかえをしていくということを考えているところでございます。

配当所得につきましては、上場株式等の配当などに適用されます二〇%の税率というものを、現下、大変経済情勢が厳しい、そのような環境にかんがみて、時限的に一〇%とする優遇措置を講じ

ているところではございますが、これから、配当の課税のあり方とか、あるいは所得税のあり方も、今後、税制調査会で真剣に議論していく必要があるか、そのように考えております。

家計を温める政策への転換についてお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたけれども、この新内閣としては、控除から手当という方向の考え方のもとで、支援が必要な方々に対して有利になるように、所得の再配分機能というものを強化したところでもございます。

また、「コンクリートから人へ」という理念のもとで、無駄あるいは非効率率が指摘されていた、公共事業すべてではありませんが、そういった公共事業を削減して、子ども手当、あるいは高校の実質無償化、あるいは社会保障、雇用対策、医療の充実、こういった国民のお暮らしに直結をする分野へ予算の重点配分を行ってきたところでございます。

こういうような資源配分を、いわゆる命を大切にする予算という方向に見直していくことによつて家計を直接支援する、そして、国民のお暮らし、生活が第一だという政治を實現してまいりたいと考えているところでございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇)

○国務大臣(菅直人君) 佐々木議員にお答えをいたします。

まず、消費税の問題についてであります。先ほど来答弁をし、また総理からも答弁をさせていただいておりますように、三党連立政権合意書におい

て、消費税は、五%は据え置くということで、この政権担当期間中においてそういったことは行わないということについては、変わりはありません。

その上で、二十二年度の税制大綱において、所得税あるいは法人税、加えて消費税や、場合によつたら環境税も含めた、そういった議論を本格的に始める時期が来ているのではないかとということで、申し上げたところであります。

税制改正法附則百四条についての御質問をいただきました。

確かに、この附則百四条は前の政権のもとでの条文であり、今の鳩山政権の方針とは明らかに矛盾をいたしております。確かに、撤回、削除ということも考える可能性も私はあり得るかと思ひますが、そのことをどの段階でどのようにやるかについては、しかるべき時期が来たところで判断をしていきたい、このように考えているところであります。

また、税制改正の民主党的改革についての御質問ですけれども、まずは、鳩山政権として、税制抜本改革の實現に向けてのビジョンを、先ほど申し上げたように、しっかりと幅広く検討していきたいということで、今回、専門委員会も税調の中に置かせていただくことになりました。

その際、二十二年度税制改正大綱で示したとおり、まずは納税者の立場に立つて、公平、透明、納得の三原則を基本とし、その上で、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の實現に必要な財源を確保し、経済社会の構造変化に対応した新しい税制の構築を目指してまいりたい、この

ように考えているところであります。

また、所得税の人的控除についての御質問をいただきました。

この中で、所得税の人的控除として課税対象から除外されるべき最低限度の生活費相当額についてどのように考えるかということでありますが、この最低限度の生活費相当額が具体的に何を指すのか、必ずしも明確ではないように思います。

所得税においては、すべての納税者に認められる基礎控除のほか、個々の納税者の担税力を減殺させる事情がある場合、これを調整するための人的控除等が設けられております。そして、これらの控除額を積み上げた結果、こういった課税最低限が定まるわけであります。

所得税については、累次の改正により税率その他適用範囲の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によつて課税最低限の引き上げが行われてきており、所得再配分機能が低下している状況にあります。

こうした状況のもと、所得再配分機能の回復の観点から、高額所得者に有利な所得控除という制度から手当への切りかえなどを行うということは今進めているところです。これによつて相対的に支援が必要な低所得者の方に手厚い支援が結果として可能になる、このように考えているところであります。

また、この所得控除の累積額である課税最低限について、日本の水準は国際的に低いという批判をいただいております。

課税最低限は、納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、その

水準を超えると課税が始まる給与水準を示す指標のことでありますけれども、この課税最低限については、どのような家族類型で比較するかということや為替レートの変動などの影響があつて、一概に国際的に比較するということは難しい面もあります。そういう中で、他の国との比較を見ておきますと、我が国の課税最低限が、主要国との比較において必ずしも最も低いと言われるような水準になつてゐるとは考えておりません。

次に、控除の廃止によつて負担増の世帯が生ずるのではないかと質問をいただきました。

年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分を廃止することについて、所得税は二十三年度分から、個人住民税は二十四年度分から適用されることとなります。

中学校修了までの子供を扶養する世帯については、二十二年度においては基本的に負担増となる世帯はない、このように認識をいたしております。二十三年度以降については、子ども手当の支給額によるため現時点で詳細なことをお答えする状況にはありませんけれども、二十三年度における子ども手当の支給は、マニフェストに掲げた目標を実現していくということで全力を挙げなければならぬ、このように思っております。

また、税制改正大綱において、高校の実質無償化に伴う特定扶養控除の縮減により現行よりも負担増となる家計については、適切な対応を検討することとされております。

なお、配偶者控除については、税制改正大綱において、「考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組

む」とされておられ、今後、これに沿つて見直しを行つていきたい、このように考えております。

最後に、所得税、住民税の増税は、国民健康保険の保険料や保育料など、他の制度の負担増にはね返つてくるため、実質的に負担がふえる世帯が出てくるのではないかと御指摘をいただいたております。

昨年末に閣議決定した税制改正大綱において、こういったことも念頭に置いて、国民健康保険料や保育料等の制度を所管する府省は、「所得控除から手当へ」との考え方のもとで、扶養控除の見直しの趣旨を踏まえて負担基準の見直しなどの適切な措置を講ずる、こういうことにいたしております。

そういった意味で、端的に言えば、こういったことが大きな負担増にならないように各府省において措置が講ぜられるもの、このように理解しております。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

(議長退席、副議長着席)

○副議長(衛藤征士郎君) この際、平成二十二年地方財政計画についての発言並びに内閣提出、度地方財政計画についての発言並びに内閣提出、

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣原口一博君。

(国務大臣原口一博君登壇)

○国務大臣(原口一博君) 平成二十二年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十二年地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢を踏まえ、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保すること、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくことと基本理念に立ち、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、地域のニーズに適切に対応するために必要な経費を計上するほか、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本としております。

過去最大規模の財源不足については、適切な補てん措置を講ずることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針のもと、平成二十二年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、八十二兆一千二百六十八億円となり、前年度に比べ四千二百八十九億円の減となつております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十二年年度の地方交付税の総額については、十六兆八千九百三十五億円を確保するとともに、単位費用の改定を行うほか、平成二十二年年度における措置として雇用対策・地域資源活用臨時特例費を創設し、あわせて、旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に係る措置の延長、公営競技納付金制度の延長、地方特例交付金の拡充等を行うこととしております。

以上が、平成二十二年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国務大臣の発言平成二十二年地方財政計画について並びに地方税法等の一部を改正する法律案内閣提出及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(衛藤征士郎君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。湯原俊二君。

(湯原俊二君登壇)

○湯原俊二君 民主党の湯原俊二でございます。

民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十二年地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、原口総務大臣に質問をいたします。(拍手)

私は、昨年の衆議院選挙まで、生まれ育った鳥取県において専業農家をしてまいりました。私の政治信条は、緑肥の思いの政治であります。緑肥とは、御案内のように、緑の肥やしと書きますが、レンゲやクローバー、麦など、青く生い茂ったまま、生きたまま田畑にすき込み、次に育てる作物の肥料にするものであります。私は、政治も次世代のためにつながるものでなければならぬと考えます。

しかし、今、地方は、疲弊し、山間地域の集落では存続すら危うくなっている現状であります。本来であれば対応しなければならぬ地域の自治体は、前政権の失政によって財政悪化の一途であり、対応したくてもできない状況であります。間違いなく政治の失敗によるものであります。前政

権は、地方の衰退を食いとめるどころか、逆に地方の衰退に拍車をかけてきたのであります。

今日の地方自治体の財政悪化の原因は、一つに、前政権の公共事業依存型の景気対策でありました。つき合わされた自治体の自腹負担は増加をし、地方財政を悪化させました。二つ目に、前政権の必要以上の箱物行政が建設費の後年度負担と管理運営費の負担を増加させ、地方財政を悪化させました。三つ目に、前政権の三位一体の改革によって地方交付税が大幅に削減され、地方財政を悪化させました。四つ目として、前政権の構造改革が都市部と地方部との格差を拡大させ、地方の税収減により、地方財政を悪化させました。また、行き過ぎた市場原理至上主義の破綻が金融危機を引き、今日の経済状況をつくり、自治体の税収の落ち込み、地方財政の悪化につながってきております。

そもそも、国づくりのあり方として、東京に人、お金、物、情報を一極集中させる、その一方で、地方を過疎化、高齢化させ、衰退させてしまったことは、申し上げるまでもないことであります。

今申し上げたように、前政権の数々の失政によって地方財政が悪化したことは明白であります。明白なことを大臣に質問するのともうかと思いますが、あえて、反面教師にする意味で、前政権の地方への政策、地方財政政策が地方に対してどうであったのか、いい機会でありますので、大臣の所見、前政権の失政に対する評価を求めます。

私は、この国を再生するためには、まず地方を

再生させることこそが必要であると考えます。私は、地域主権を進めていきながら、地域の特性を生かした多様性のある国づくりを進めていくべきであり、そのための財源はちゃんと確保する、このことが重要であると考えます。これからの地方の姿、あり方について、大臣の所見を求めます。

このたびの法改正と当初予算案で、地方交付税総額を出口ベースで一・一兆円増額したことや、地方公共団体の公債費負担を二千四百億円程度軽減することは、大変有意義だと考えます。

ただ、その上で、地方財政、地方交付税特別会計は今後どうなるかを考えますと、非常に危機的な状況と言わざるを得ません。現在ある地方交付税特別会計の借金の総額は、実に三十四兆円であります。残念ながら、来年度も地方交付税特別会計の償還は先送りされますが、平成二十三年から三十八年度には償還計画に沿って償還していくことになり、平成二十三年の償還額は八千六百億、最終年度である平成三十八年度には約三兆六千億円もの巨費を償還しなければならぬとなります。地方へ配分される交付税とは別に、その巨費が必要となります。

私は、今のような制度あるいは現状では、地方財政は立ち行かなくなると考えます。その証左が、現在の地方交付税特別会計借入金金の償還の先送りであり、臨時財政対策債のような制度につながってきていると考えます。

前政権ではなし得なかった健全で持続可能な地方財政制度を、政権交代した今だからこそ、我々民主党連立政権の手によって設計すべきと考えます。

す。大臣、いかがでしょうか。

また、新たな制度をつくる上で、幾つかの方策や留意すべき点があるかと考えます。例えば、国税五税分の法定率を上げる、十分な財源措置を行った上で地方交付税特別会計借入金金の償還の先送りはやめる、国と地方の事業のすみ分けを明確化する、民間投資が少なくかつ社会資本整備がおくられて地域間格差に悩んでいる地域に配慮し、偏在の調整をちゃんとしながら地方へ税源移譲するなどであります。今後の抜本的な制度設計のタイムスケジュール、見通しも含め、大臣の所見を求めます。

また、その上で、三位一体の改革や地方交付税の折半ルール、臨時財政対策債など、国からの一方的な押しつけがあったことを考えますと、新たな地方財政制度は、その管理、配分は一定程度地方に任せるというのも選択肢ではないかと考えます。大臣の所見を求めます。

また、昨年十二月十四日に、地域主権改革を検討する新組織、地域主権戦略会議が初会合を持ちました。原口総務大臣は、改革の工程表を原口プランとして提示されております。三年間かけて関連の改革を集大成した地域主権推進大綱(仮称)を策定するとされております。しかし一方で、工程表の中には地方税財政の拡充も明記されているものの、具体的なスケジュールは明らかにされていませんでした。この点も含め、地域主権改革の工程、特に地方税財源の充実確保の工程について、大臣の所見を求めます。

最後に、地方税法の改正については、納税者

関係事業者、地方自治体でスムーズな移行が図られるよう政府に最大限の配慮を求め、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇)

○国務大臣(原口一博君) 湯原議員にお答えを申し上げます。

まさに、鳥取県、美しい県、すばらしい県です。その中の緑肥の思いで答弁をしたいというふうに思います。

今までの政権の地方財政政策に対する所見についてお尋ねがございました。

まさに、五つの問題点をお話しになりましたが、全く同じ問題認識を持っております。それに加えて、ぜひ平成十年の中期財政計画をさらになつてください。そのときに、税収の弾性値を一・一、そして名目成長率を一・七五―三・五という試算がございいます。それをまともにやっていたら、ことしの中央政府の税収は一体幾らになったか。九十二兆円なんです。この九十二兆円あった税収が、三十七兆円のところからスタートしている。つまり、経済のダイナミズムに対して余りにも無策であった、これが地方財政を疲弊した一番の大きな理由であるというふうに考えています。つまり、成長なくして税収はないわけです。

もう一つは、今、湯原議員がお話しになりました依存と分配の政治であります。

バブル崩壊後、公共事業に対応した地方債発行により二百兆もの借入金残高となるなど、極めて厳しい状況となっております。

これに追い打ちをかけたのが三位一体改革で

平成二十二年地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する法律案外、案の趣旨説明に対する湯原俊二君の質疑、平成一八

す。財政力が弱ければ弱いほど、そして財政規模が小さければ小さいほどひどい状況になっている。これを変えるのが私たちの政権の役割だということをお願いしたいと思います。

次に、これからの地方のあり方や、その財源に関する質問がございました。

まさに緑肥力なんです。地域が生み出す力、地域にはさまざまなすばらしいものがあります。それを奪っているものを取り除き、まさにぼったくりバーという言葉がありました。無駄な負担をたくさんさせています。地域主権は鳩山内閣の改革の一丁目一番地です。地域のことは、その地域に住む住民が責任を持って決める、そのために、必要な義務づけ、枠づけ、これを撤廃し、そしてひもつき補助金をなくし、地方税財源が、自由な税財源が使える一括交付金化に向けた変革を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、地方財政に関する制度設計及びそのタイムスケジュールについてお尋ねがございました。

これまでは、中央政府が一方的に決めて、そしてそれを地方に押しつけていた。私たちは、もうそんなことはしません。十八日にまた三回目の国、地方協議の場、これをやります。スケジュールは地方の皆さんと一緒に話し合いながら変革を進めてまいりたい、このように考えています。

そして、健全で持続可能な地方財政制度の設計は、湯原議員がお話しになったとおり、大変大事であります。全く同じ認識を持っています。そのために、地方自治体がみずからの富を生み出す仕組み、私はこの間、長崎と、そして先週岩手に行つてまいりました。すばらしい資源がいっぱい

あります。しかし、その資源を奪っているものは何か。中央ですべてを決めて、そして中央がさまざまな富を奪い取る、その仕組みだ。私たちはそれと闘ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、新たな地方財政制度の管理等を一定程度地方に任せるべきとお尋ねがございました。

今後の地方財政制度の検討に際し、地方の御意見を尊重することは大変重要であると考えます。このため、現在法制化を目指している国と地方の協議の場で、今の議員の提案を含めて協議をさせていただきたい。地方の御意見を伺いながら、具体的な検討を行つてまいります。

最後に、地方税財源の充実確保の工程についてお尋ねがございました。

自治体が地方のニーズに適切にこたえられるようにしなければなりません。今後とも、地域主権の確立に向けて、一括交付金の導入に向けた検討を進めるとともに、平成二十二年の税制改正大綱を踏まえ、例えば地方環境税や地方消費税の充実に向け、税制調査会において積極的に議論を行い、地方からの御意見を勘案しつつ、地方税や地方交付税などの地方が自由に使える財源の充実強化に取り組んでまいります。

湯原議員、日本はカリフォルニアと同じぐらいの面積しかありません。そこに過疎というものがあること自体がおかしい。私たちは、この過疎の問題、そして地域の疲弊の問題に果敢に取り組んでまいりたいと思います。

御指導をよろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 谷公一君。

(谷公一君登壇)

○谷公一君 自由民主党の谷公一です。

自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案外二件について質問いたします。(拍手)

鳩山政権が誕生して五カ月が過ぎました。ハネムーン期間と言われる百日を過ぎたところから、国民は、鳩山内閣の政治姿勢、外交政策、経済対策などを冷静に見詰めるようになってきました。国民の多くは、政治と金をめぐる鳩山内閣の姿勢に、総理大臣はいよいよね、十億円を超える脱税をして、知らなかったと言って後で税金を納めれば許されるのだからと感じています。

くしくも、きょうから確定申告が始まります。平成の脱税王ともやゆされる方が我が国の最高権力者にとどまっていることが、私自身、大変恥ずかしい。国民の思いを受けとめるならば、総理大臣は職からおりてもらわなければなりません。

加えて、小沢民主党幹事長の問題。

みずからの秘書が三人も逮捕、起訴され、御本人は何らの責任もとらない政治姿勢。内部からけじめを求める声が出てこない巨大与党の体質。元秘書の石川知裕議員も、世論の厳しい声に耐えられないかのように民主党を離党したものの、議員の職はそのままです。我々の提出した石川知裕議員の辞職勧告決議案は、無視され、放置され、たなざらしのままです。

ちようど鳩山総理は新たな行政刷新大臣を任命されたところですが、今必要なのは、疑惑刷新担当大臣ではありませんか。税の元締めたる総理大

臣の脱法行為、表に出ない陰の最高実力者の政治姿勢、辞職勧告決議案の放置について、政府・与党の自浄能力の発揮、国民目線での対応を強く求めるものであります。

そして、昨日、民主党の小林千代美議員に対する北海道教職員組合からの裏金疑惑が新たに浮上しました。受け取った裏金は一千六百万円、四百万円ずつ四回に分けて提供されていたと報じられています。地元紙では、小林氏の選挙は、北教組、北海道教職員組合の丸抱えだったと報じられています。

またまた政治と金をめぐって問題が発覚したわけです。労働組合丸抱えの民主党議員が少なからずいるとは以前からよく言われたことですが、今回は、教職員組合と民主党議員の長年の癒着構造に地検の捜査のメスが入りました。

しかも、今月十二日には、小林千代美議員の選対幹部に対し、札幌地裁で、買収の約束、事前運動の罪で有罪判決まで出ており、文字どおり金まみれです。

選挙のたびに特定の議員を組織的に支援してきたのは北海道だけではありません。今回の事件は氷山の一角にすぎません。子供たちを教える、教育する立場にある教師が裏金づくりをするなど言語道断ではないか。職員組合の裏金づくり、選挙買収について、川端文部科学大臣の所見をぜひ伺いしたいと思います。

さて、税であります。

税の基本は、公平性、公正性そして中立性であり、国民生活に悪影響を及ぼさないよう、長期的な見通しに立つて詳細な制度設計を行わなければ

なりません。

しかしながら、今回の税制改正は、制度的な継ぎはぎだらけで、国民に安心をもたらすものではありません。政治主導とは名ばかりで、ほとんど決定らしい決定もできず、機能停止状態に陥ってしまった政府税調、そして、マニフェストとつじつまの合わない、密室でつくられた政略中心の民主党からの陳情を、要望を何の議論もなく丸のみした結果が今回の税制改正案であり、税の基本を全く無視したものだと言わざるを得ません。

具体的に見ましよう。

まず、個人住民税の扶養控除の見直しについてであります。

改正案は、子ども手当の支給対象となる六歳未満の者の扶養控除三十三万円を廃止することとしております。また、高校授業料の実質無償化の対象となる十六歳以上十九歳以下の者の特定扶養控除を十二万円減額することとしています。

そもそも民主党は、昨年七月、我が党の細田前幹事長に、平野博文当時の民主党役員室長名で、今の官房長官でございますが、次のような抗議文を自民党に送っております。「民主党が主張している配偶者控除と扶養控除の廃止は所得税のみであり、住民税は含んでいません。」とはつきり書いています。今でも民主党のホームページに載っています。

そして、丁寧にも次のようにつけ加えています。「誤解と偏見に満ちた批判を繰り返して国民に誤解を与えたことは極めて不当であり、看過できません。今後は正しいデータに基づく内容のある政策論戦をお願いしたいものです。」と自民党に

抗議しています。

ところが、鳩山新政権は、昨年の十二月の予算編成時の関係四大臣の合意で、地方の貴重な自主財源である個人住民税の増収分を「子ども手当の財源として活用する」と文書で明記しています。

また、来年度の子ども手当の財源は、現行の児童手当を一年間だけ暫定的に残して、上乗せ部分を国が負担するという形で、実質的に地方負担を押しつけるものとなっています。地方から、こそこな手段だとの声が上がるのも当然です。無理ありません。

加えて、こうした措置を決める過程で、地方にまともな相談もしていません。

民主党の掲げる地域主権のスローガンとは全く相反するものであり、そういうやり方を見ていくと、そこに国家社会主義的、中央集権的な物事の進め方が如実にあらわれています。

そこで、お尋ねします。

原口大臣、個人住民税の扶養控除の見直しによる地方税の増収部分は、なぜ子ども手当の代替財源としたのですか。誤解と偏見を与えぬよう、そういうことをかかって言われました、自民党は、誤解と偏見を与えぬよう、きちんと御説明願います。

次に、軽油引取税及び自動車取得税の暫定税率について伺います。

改正案は、現行の暫定税率について、その適用期間を十年間から当分の間に改めるものであり、廃止ではありません。まさに羊頭狗肉を地でいくものであり、明白なマニフェスト違反です。さすがに、後づけで、財政状況や地球温暖化に

与える影響などと言いつけをおっしゃってられますけれども、もし、できもしない約束をしたのであれば、国民を欺くものであり、そうでなければ、厳しい税財政の現状を見ようという幼稚なマニフェストであったと言わざるを得ません。

このマニフェスト違反、選挙公約違反について、御説明をしつかりとお願ひいたします。

また、改正案は、ガソリン価格が三カ月連続で一リットル当たり百六十円を超えた場合、ガソリン税に連動して、軽油引取税の暫定税率の課税停止を行うこととしています。これは、市場の動向に税率が左右されるという、世界にも例を見ない不安定な税制と言えます。

市場の動向という他動的な要因によって、突然税収が数千億円規模の減収となってしまうリスクを地方に押しつけることは、税制改正大綱で述べられている、税収が安定的な、特にこれは国税ではなくて地方税です、安定性がより求められる地方税なのです、地方税体系を構築するという方針と全く相入れないものであります。そればかりか、一昨年の暫定税率失効時の例を見れば、課税停止のたびに大混乱が繰り返されることは明らかであります。

これも、十分な検証もなく公約し、後から批判を受けてパッチワークのような税制をつくり上げた結果にほかなりませんが、それでもなお、今回の改正案が妥当なものと強弁されるおつもりか、お伺いしたいと思います。

加えて、暫定税率の課税が停止され、地方の税収が減った場合どうなるんですか。改正案は、課税停止措置による地方の税収をどうするか、どう

補てんするかについて何も書かれておりません。なぜ触れないのですか。なぜ自治体に安心してもらうために補てんを明確に書かないのですか。言葉だけの地域主権がここにもあらわになっていると思わざるを得ません。

地方交付税についてお尋ねします。

政府は、地方団体に交付される出口ベースの地方交付税総額が一・一兆円増額されたことを今回の地財計画の目玉であると宣伝されておられますが、国税五税の法定率分は交付税総額の五割強の九・五兆円余りにすぎず、残りは国からの特例的な加算措置により増額されたものであり、小手先の増額であります。

そもそも、来年の地方財政計画を見てください、来年の地方税が三・七兆円も減っている中であって、臨時財政対策債という名の赤字地方債が二・六兆円もふえ、過去最大の七・七兆円となっており、税収が減った分の実に七割の補てんを赤字地方債でしているではありませんか。

総務大臣は、概算要求の際、地方の財源不足について、折半ルールの国負担分の交付税率を引き上げるということを強く要求され、また記者会見でもたびたび述べておられましたが、財政当局の強い抵抗を突破できませんでした。

今回の地方交付税の増額、過去最大の赤字地方債の発行による財源確保が、地方財政の安定的な運営に資するものとなると本当に総務大臣は考えておられますか。また、交付税率の引き上げについて、どのようなスケジュールで具体的に取組まれるのか、お伺いしたいと思います。地域主権

平成二十二年地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する谷公一君の質疑

を政権の看板に掲げている鳩山内閣の姿勢が問われると思いますが、これらの点について、総務大臣に明確な答弁を求めます。

地域活性化・雇用等臨時特例費についてお尋ねします。

平成二十二年度は、地方財政計画の歳出に、特別枠として、地域活性化・雇用等臨時特例費として九千八百五十億円を計上し、地域のニーズに適切にこたえられるよう活用することとしておりますが、一方、前年度、前政権のときに特別枠として計上されていた地域雇用創出推進費五千億円は廃止されています。

地域活性化・雇用等臨時特例費は臨時的な措置と位置づけられていますが、総務大臣は、概算要求の際には、三位一体の改革で削減された地方自主財源一・一兆円の復元をたびたび公言し、要求されていましたが、実質的にこのことが今回の予算で達成されたとお考えですか。それとも、経済情勢を踏まえた一時的な措置なのですか。そこについてお伺いしたいと思います。

また、地域雇用創出推進費を廃止した上での地域活性化・雇用等臨時特例費の創設では、結局、歳出の増加は四千八百五十億にすぎません。一方、よくよく見ると、地方が自由に本来に使えるいわゆる単独事業は、何と一兆二千億も減っているんです。そういうことであるならば、地域経済を窒息死させるおそれすらあると言っても過言ではないと思います。

このようなことをあわせて考えた場合、地方財政計画は、実質的にマイナスの内容であります。

このような計画で、本当に地域の活性化、雇用の創出につながると思っておられるのでしょうか。先ほど、隣の鳥取県の質問もございましたが、こういう地方財政計画で本当に活性化につながるかどうかということであります。

今回の地方税改正や地方財政対策は、臨時応急的な、継ぎはぎだらけのものであり、地方税財政のあり方について、将来の展望や方向性を何ら地方に示すものにはなっておらず、地方公共団体が安心して、安定的な行財政運営を行うに足りるものではありません。これでは、鳩山内閣が掲げる地域主権の確立は、目新しさをねらった大言壮語のそしりを免れないと思います。

○副議長(衛藤征士郎君) 谷公一君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡潔に願います。

○谷公一君(続) つじつま合わせに終始し、地方交付税の法定率の見直しを避け、消費税の議論は先送りのまま、また、中期的な地方財政試算も出さないようでは、到底、長期的な視点に立つた持続可能な財政のあり方は議論できず、地域主権が政権の一丁目一番地というスローガンが泣くと思えます。地域主権というふわふわした理念で飾り立てるのではなく、目新しさばかりを求めるのではなく、我が国と地域の置かれた現実を直視し、地方との協議を誠実にやっていくこそ議論の出発点であると思いますが、総務大臣の明確な答弁を求めます。

以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣原口一博君登壇〕

○国務大臣(原口一博君) 谷議員にお答えいたします。

まず、個人住民税の扶養控除の見直しについてお尋ねがございました。

所得税の扶養控除については、子ども手当の創設と相まって廃止することとされたところで、個人住民税の扶養控除については、所得税との税法系の整合性や地方団体の税源充実の観点及び国民に与える影響も踏まえて、政府税調において総合的に判断した結果、廃止することとしたものでございます。密室での決定というのは全く当たりません。

いつも谷議員は建設的な御提案をいただいて、私たちは大変助かっておりますが、正直申し上げて、ナローパスです。これだけ税源が食い荒らされてしまった後は、やれることは少ない。しかし、私たちは、できないことを言うのではなくて、まずやれることを、ふるさとのために、地域のためにやっていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、子ども手当についてお尋ねがございました。

平成二十三年以降の子ども手当については、地域主権戦略会議等で議論することとしておりますが、その議論に当たっては、例えば、扶養控除の見直しに伴う地方の増収分をもとに子育ての政策の補助金を一般財源化し、それにより浮いた国費を子ども手当の財源とすることなどが考えられます。

したがって、年末、谷議員、四大臣合意をしました。その中で、扶養控除の見直しに伴う地方の増収分は、あくまでも最終的には子ども手当の財源に活用するものであって、必ずしも直接的に子ども手当の財源にしようとするものではないと思いますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、軽油引取税等の税率水準維持についてお尋ねがありました。

マニフェストでは暫定税率を廃止するとしており、現行の十年間の暫定税率は廃止いたします。

ただし、原油価格等が安定していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること、厳しい地方財政の現状に配慮する必要があることから、当分の間、現在の税率水準を維持するものとしたものでございます。

軽油引取税のトリガー規定創設の趣旨についてお尋ねがありました。

二十二年度税制改正では、原油価格等が安定していること、先ほどの地球温暖化対策との関係、地方財政の現状、こういったことで、現状税率水準を維持するつもりですが、ガソリン価格の異常高騰時には、本則税率を上回る部分の課税は停止すべきと考えてトリガー規定を設けたものでございます。

なお、総務省所管の基幹統計であり、燃油価格について信頼性がある調査である小売物価統計には軽油価格が調査項目にないため、ガソリンと軽油の価格動向がほぼ同じであることから、代表的な指標としてガソリン価格を用いるものでございます。

次に、トリガー規定発動時の減収補てん措置についてお尋ねがありました。

谷議員が御心配になるように、リスクを地方に負わせることはありません。皆さんも平成二十年にそう言ったのと同じように、トリガー規定発動時の地方の減収分への対応については、減収の発生やその規模を踏まえて検討する必要がありますが、国の政策により生じる大規模な減収である以上、確実な補てんが必要であり、税調でもその旨を指摘したところでございます。

次に、平成二十二年度の地方財政対策及び地域主権の確立のための今後のスケジュール並びに三位一体改革の復元についてお尋ねがありました。

谷議員が御指摘のとおり、三位一体改革、これは間違いないんです。だから復元したいというふうには思っています。平成二十二年度において、地方税や地方交付税の原資となる国税五税が異常とも言える低い水準にある中で、地域主権の確立に向けた第一歩として、地方交付税を対前年度比で一・一兆円増額確保する。これは十一年ぶりなんです。十一年ぶりにやったこと、地域からも評価をいただいているというふうに考えております。

今後、二月十八日、これは実務者会議でございますが、地域主権戦略会議において、本会議においても、ひもつき補助金の一括交付金化や地方税財源の充実確保に向けた検討を行い、さらには、法定率の引き上げを視野に入れ、財源保障機能や財政調整機能を強化した新たな制度の検討を進め、地方が自由に使える財源の充実強化に取り組んでまいります。

次に、地方財政計画の歳出の減少についてお尋ねがありました。

来年度の地方財政計画においては、おっしゃるように、単独の投資的経費の約一・二兆円の減については、約一兆円の地域活性化・雇用等臨時特例を創設することなどにより、減少分と同額を歳出に計上しています。

また、子ども手当の創設等に伴い、一般行政経費を約二・一兆円、大幅にふやしたことなどにより、地方の一般歳出総額は前年度に比べて増えるように確保しています。地域の活性化に資する内容となっております。

ぜひ私も、大おじが建設会社ですから、公共事業はふえた方がいい。しかし、今まで、どうでしょうか。この間、橋やさまざまな道路の管理についても、台帳すらない、そういうものをたくさんつくってみても、国民に不安を与えるだけだと思います。ぜひ前向きな御議論を、ともにさせていた、だきたいと思っています。

最後に、安定的な地方税財源の確保についてお尋ねがありました。

今後の地方税財源の確保については、地域主権の確立に向けて、一括交付金の導入に向けた検討を進めるとともに、平成二十二年度税制改正大綱を踏まえ、先ほど申し上げたような、所要の税制の改正の議論を行い、地方からの御意見を勘案しつつ、とにかく地方が自由に使えるお金、縛られたお金ではない、そういうものをふやしてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣川端達夫君登壇)

○国務大臣(川端達夫君) 谷公一議員にお答えをいたします。

北海道教職員組合の問題につきましては、現在、検査当局によって捜査が進められているところであり、コメントは差し控えたいと思います。

なお、教育現場においては、法に基づいて政治的中立が確保されるべきものと考えており、文部科学省としては、仮に公務員である教職員に違法な活動があれば、教育委員会と連携して、法令にのっとり毅然と対処してまいります。

以上です。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 稲津久君。

(稲津久君登壇)

○稲津久君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十二年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、原口総務大臣に質問をさせていただきます。(拍手)

リーマン・ショックに端を発する世界的経済不況はいまだ予断を許さず、日本では景気の二番底への懸念がくすぶり続けております。

鳩山政権は、発足後、景気のカンフル剤と期待された第二次補正予算のうち約三兆円を凍結し、執行を停止。その結果、事実上経済対策を半年以上もおくらせることになったその結果責任は極めて重く、地方の自治体首長また議員からは、地方の実情を聞かない、現場では、仕事がない、再就

職が厳しい、新卒者の就職口がない、鳩山不況そのものだとの声はやむことがなく、先行きに対する不安感が国民の中に重くのしかかっております。

さて、鳩山内閣として初めてとなる地方財政計画は、率直に言つて、民主党マニフェストを実現せんがために何とか取り繕つたものだと思はざるを得ません。まさにその場しのぎの計画性なき計画と言わざるを得ないのであります。

二十二年度は数多くのマニフェスト違反、修正によつて何とかつじつまを合わせたものの、二十三年以降は果たしてどうなるのか。

特に、子ども手当については、地方に負担を求める求めない等で政府の方針が二転三転いたしました。が、二十三年以降の恒久財源はどのように確保するのか全く見通しが立っておりません。地方にさらなる負担を強いるのか、それとも増税を行うのか、はたまた地方債を増発して将来にツケを回すつもりなのでしょうか。

マニフェスト実現のため、地方にそのツケを回すというようなことは避けるべきであります。経済や国民生活を支えているのは地方の現場にあるのであり、国の庭先だけをきれいにして地方が疲弊するようなことは断固避けるべきであります。冒頭申し上げましたが、地方からは、仕事がない、手の打ちようがないなどの悲鳴にも似た声が上がっているにもかかわらず、地域における経済成長、景気対策を積極的に促す具体策は全く見当たりません。

地方における経済成長の具体的な戦略を早急に

国民に示すとともに、あわせて、地域主権、地方分権を一丁目一番地と位置づけるのであれば、地方分権を推進していくに当たり、新たな時代に求められる地方財政のあり方を体系的、具体的に示す必要があると考えますが、大臣の見解を伺います。

景気悪化の影響で、二十二年度の地方税収は二十一年度と比べ三兆七千億円減の三十二兆五千億円と大幅に落ち込むなど、財源不足は十八兆二千億円と大きく膨らみました。その分は、結局、地方債の増額などで穴埋めせざるを得ず、借金として単に将来に負担を送りしただけの財政計画であるとと言わざるを得ません。原口大臣の見解を求めます。

今般の税制改正については、国税、地方税ともに、鳩山内閣の経済財政運営の混迷ぶりを反映したものとなりました。

すなわち、経済成長戦略の具体像を欠き、マニフェストありきで、その財源をどう捻出するかに終始し、経済対策の視点を欠いた戦略なき税制改正であると断ぜざるを得ないのであります。

税制改正の決定に至る手続についても、鳩山内閣は、公開のもと政府一元化で行うと主張していたにもかかわらず、最も重要な決定については、結局非公開の場で行い、さらには、民主党など与党からの要望を受け、それまで政府税調で積み上げてきた議論を覆し、百八十度変更する決定がなされるなど、結局、国民の声ではなく、党の声を重視した御都合主義と言わざるを得ません。

控除の見直しについては、マニフェストに記述

のない個人住民税の十五歳以下の扶養控除の廃止、十六歳から十八歳までの特定扶養控除の縮減を行うとしていますが、これは明らかな公約違反であります。

子ども手当などの財源は予算の無駄排除で確保できると言っていたにもかかわらず、財源とは無関係な地方税の扶養控除を廃止縮減するというのでは筋が通りません。

また、子ども手当の財源に、現行の児童手当制度の一部を残すことで地方に負担をさせることに、約束違反ではないかと自治体関係者は怒りの声を上げております。

マニフェストで示した政策を行うためであれば、民主党は、国民との契約の裏をかくようなだまし討ちをしても許されるところも思っているのでしょうか。政府・与党は、どのような理由で政策変更したのか、そしてどのような政策決定過程で議論をし最終決定に至ったのか、明確に説明をすべきです。

個人住民税の扶養控除の見直しの理由を、税制の実務上、所得税とあわせて行わなければいけないからとでもいうのでしょうか。仮にそうであるならば、マニフェスト作成時からわかつていたはずではありませんか。なぜ、これだけの増税をマニフェストに記載しなかったのでしょうか。単なる事務的ミスとも言うつもりでしょうか。国民にとつて耳ざわりになることは約束をしなくてもいいというのでありましかうか。原口大臣、明確にお答えをください。

そもそも、来年度に予定している子ども手当

は、現行の児童手当を土台にしており、かつ、単年度限りの場当たりの施策にすぎません。二十三年以降も続けるのであれば、恒久的な財源についてどう確保するのか、また、地方や民間の負担についてはどのように考えているのでしょうか。答弁を求めます。

今回の控除の廃止縮減によつて実質的な負担増を強いられる世帯はどの程度に及ぶのでしょうか。影響を受ける世帯にはどのように説明をされるつもりでしょうか。答弁を求めます。

軽油引取税の暫定税率についても、明らかなマニフェスト違反と言わざるを得ません。

民主党のマニフェストでは、明確に軽油引取税の廃止をうたつておりました。二〇〇八年に原油が高騰した際は、当時の鳩山幹事長が衆議院本会議の代表質問で、生活第一・ガソリン国会と銘打って、当時の政府に対し暫定税率撤廃を迫っておりました。にもかかわらず、現行の暫定税率の名前を変えただけで維持するのであれば、結局、暫定税率を維持することと同じではありませんか。方針転換の明確な理由をお答えください。

また、改正案では、原油価格の異常な高騰が続いた場合には本則税率を上回る部分を停止する、いわゆるトリガー条項を設けております。仮にこれが発動された場合、年度途中での税収の大幅な減収要因になることが予想されますが、税収補てんの措置については、具体的にどのような考えているのでしょうか。借金に頼るつもりでしょうか。お答えください。

国民生活への影響を考慮するのであれば、ガソ

リンや軽油だけではなく、生活必需品である灯油や農林水産業に大きく影響する重油についても何らかの措置を検討すべきではありませんか。お答えをいただきます。

また、発動・解除基準となる小売価格近辺では不当な価格操作が行われる可能性があります。そのような行為に対する未然防止の具体策に関する明確な説明はされておられません。

このように多くの課題を抱えたままで、実効性ある制度となるのでしょうか。まさに一時的、その場しのぎの措置にすぎません。大臣の見解を伺います。

たばこ税の増税については、マニフェストに明記しておらず、これも明らかな契約違反であります。これだけの増税であるならば、マニフェストにおいて明確な提示があつてしかるべきでありましょう。

健康増進という観点でたばこ税について議論すること自体否定するものではありませんが、税収が減少しないぎりぎりの範囲に増税幅を抑える、いわゆる取れるところから取るともいうような政府の姿勢については、国民から理解を得ることはできません。

そもそも、たばこ税に関する国民的な議論を形成する努力もなく突然引き上げを行うこと自体、計画性のない短絡的な政府の姿勢をあらわしていると言わざるを得ません。大衆増税とも言える今回のたばこ税引き上げについての大臣の見解を伺います。

鳩山総理は、施政方針演説で、人間のための経

済や命を守る政治を強調しました。しかし、地方財政に大きな混乱を与え、中長期的な展望もなく、その場しのぎとしか思えない予算案、税制改正案を出してくる鳩山政権に、国民の生活をゆだねることはできないと訴え、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇)

○国務大臣(原口一博君) 稲津議員から、まず、今後の地方財政のあり方を具体的に、体系的に示すことについてお尋ねがございました。

地域主権は鳩山内閣の一丁目一番地であり、その実現のためには、地方が自由に使える財源をふやし、自治体が地方のニーズに適切にこたえらるるようしなければなりません。

このため、地域主権を支える財源について、今後、地域主権戦略の工程表に従い、ひもつき補助金の一括交付金化や地方財源の充実確保に向けた検討を行い、地方が自由に使える財源の充実強化に取り組んでまいります。

大臣にならせていただいて五方国を回りまして。世界は大変なダイナミズムの中にあります。ぜひダイナミックな議論をさせていただきたい。政府歳出に頼る、先ほど議員が御指摘のような構造そのものを私たちは変えていきたい、そう考えております。

次に、平成二十二年度の地方財政計画に関する見解についてお尋ねがございました。

平成二十二年度においては、地方税や地方交付税の原資となる国税五税が異常とも言える低い水準にある中で、地方交付税を対前年度比で一・一

兆円増額確保するなど、地域から寄せられている地方交付税の還元という課題に一定程度こたえられたものと考えています。

また、財源不足を補てんする臨時財政対策債の元利償還金については、今後、毎年度の地方財政計画に計上するなどにより、その償還財源を保障し、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な措置を講じていくものでございます。

個人住民税の扶養控除の廃止についてお尋ねがございました。

所得税の扶養控除については、子ども手当の創設と相まって廃止するとされたところでございまして。

この個人住民税の扶養控除については、所得税との税法系上の整合性や地方公共団体の税源充実にの観点及び国民に与える影響を踏まえて、政府税調において総合的に判断し、廃止することとしたものでございます。

次に、住民税の扶養控除の廃止縮減の影響についてお尋ねがございました。

住民税の扶養控除の廃止の影響は、平成二十四年度分以降に生ずるものでございます。

平成二十三年以降の子どもの手当の支給については、基本的にはマニフェストどおり実施することとされており、その場合、年少扶養控除の廃止により負担増となるケースは生じないものと考えておるところでございます。

また、子供が高校に就学されていない御家庭など、高校の実質無償化に伴う特定扶養控除の縮減により、現行よりも負担増となる家計について

は、適切な対応を検討することとしていただいております。

次に、子ども手当についてお尋ねがございました。

平成二十二年度において、従来の児童手当を支給する仕組みを残し、児童手当分は、現行どおり、国、地方、事業主が費用を負担し、残りの部分は全額国庫が負担するという暫定的な措置を講じました。

平成二十三年以降については、先ほど御答弁をさせていただきました四大臣合意において、地域主権戦略会議等の場において、地方が実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、つまり、現金給付については中央政府、そしてサービス給付についてはより地域の皆さんに身近な地方政府、これが行っていくことが妥当だと私は考えておりますが、いずれにせよ、議論を行って、予算編成過程において検討をしてまいります。

次に、軽油引取税等の税率水準維持についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたとおり、現行の十年間の暫定税率は廃止いたします。原油価格の安定、地球温暖化対策との関係、厳しい地方財政の現状、こういったことから現行の税率水準を維持することといたしました。

トリガー規定発動時の地方の減収分への対応についてもお尋ねがございました。

これは、国の政策により生ずる大規模な減収があるということはあつてはならない、それを、地方にリスクを押しつけてはならない、そう考えて

おります。この点については、皆さんが政権時代に行われました、平成二十年四月の暫定税率一時失効時の減収について、交付金を創設して補てんをされたことが参考になるものと考えております。

次に、トリガー規定への見解についてお尋ねがありました。

二十二年度税制改正では、原油価格等が安定している先ほど申し上げましたけれども、ガソリン価格の異常高騰時には本則税率を上回る部分の課税は停止すべきと考え、トリガー規定を設けたものでございます。

なお、灯油や重油については個別の税が課税されていないことも考慮する必要があるものと考えます。

最後に、たばこ税についてお尋ねがございました。

これはインデックスに入れております。たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があります。このため、二十二年度税制改正では、国と地方を合わせ、一本当たり三・五円、価格にして約五円相当のたばこ税率の引き上げを行うことといたしております。ぜひ、健康に留意した、グッド減税、バッド課税、これをこれからも進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、地方財政計画外二法案について、関係大臣に質問します。(拍手)

地方自治体の役割は、住民の福祉、暮らしを守ることにあります。その役割を発揮するために、自公政権が進めてきた構造改革路線と決別をし、憲法がうたう地方自治に基づいた住民の生活を守る政策に転換することが必要です。

第一に、三位一体改革によって大きく後退した地方財源の充実、回復を図ることです。

自公政権は、構造改革路線のもと、社会保障費削減とともに、三位一体改革による地方交付税の大幅削減を強行しました。これが地方の疲弊と住民生活の悪化をもたらしたことは、今や明白です。

今行ふべきは、地方交付税の復元、増額であり、交付税率の引き上げに踏み出すことです。

原口大臣も、三位一体改革が地方をぼろぼろにしたと述べ、地方交付税の法定率引き上げが必要だと主張してきました。それなのに、なぜ法定率を引き上げなかったのですか。答弁を求めます。

一方で、原口大臣は、地方財源確保のためと言つて、地方消費税の充実を主張しています。現行の消費税率での国と地方の配分を変えるということですが、鳩山政権では、消費税増税の議論を三月にも開始するとしています。結局は、地方財源確保を口実に消費税増税を国民に押しつけよう

というものではありませんか。答弁を求めます。

政府は、小規模自治体の財源確保に配慮したと言っています。段階補正、人口急減補正の見直しは当然ですが、小規模自治体の財源は具体的にどう保障されるのか、試算をお示しいただきたい。事業費補正の廃止は、小規模自治体の財源確保に新たな障害を持ち込むことになりませんか。具体的な答弁を求めます。

第二は、市町村合併推進にきつぱりと終止符を打つことです。

自公政権が進めた市町村合併は、合併特例債に加え、地方交付税削減や県による圧力というあめとむちによって押しつけられたことは明らかです。特に、自民党、公明党などが市町村を一千にするという目標を示したことが合併を加速させました。

原口大臣は、市町村合併を上から押しつけることはしないと云います。それならば聞きたい。民主党は、〇七年参議院選挙マニフェストで、全国を三百程度の基礎自治体で構成すると掲げました。昨年四月の民主党分権調査会は、現在の市町村を当面七百から八百程度に集約、最終的には三百程度の基礎自治体とうたっています。こうした目標は撤回すると明言しますか。答弁を求めます。

第三に、国から地方への行政改革の押しつけをやめることであります。

自公政権は、行政改革推進法などに基き、地方公務員の定数純減や給与削減、公共サービスの

廃止、民営化、民間委託等の実施を地方に押しつけてきました。こうしたことが住民サービスを後退させてきたという認識がありますか。

地方破壊を進めた行革推進法は廃止すべきです。鳩山政権は、この行革推進法をそのまま継続、継承するつもりですか。よもや、今年度末で期限切れとなる集中改革プランの後継計画をつくるということはありませぬ。

また、行革推進法と相まって、地方に行革の圧力かける役割を果たしてきた財政健全化法をそのまま継続するのですか。あわせて答弁を求めます。

地方行革の影響を最も深刻に受けたのが、地域医療の拠点である公立病院です。経営改善の名のもとに診療科の縮小、病床数の減などが行われ、地域医療の崩壊につながりました。そういう認識をお持ちですか。

政府は、今後、公立病院をどのように位置づけ、再生させていくつもりですか。

公立病院再編を迫ることとなってきた公立病院改革ガイドラインは引き継ぐのですか。廃止すべきだと考えますが、答弁を求めます。

この際、公立病院に対する交付税措置を抜本的に拡充し、医師不足を解消する緊急対策を行うことを強く求めます。

最後に、保育所の問題です。

立ちおくれた保育環境の整備は住民の切実な要求です。そのためには、保育所整備について、国が責任を持って計画をつくり、その財源を保障することが不可欠です。

ところが、政府は、待機児童の解消を口実に、保育所設置の最低基準を事実上廃止しようとしています。これでは、今でも劣悪な保育環境を一層悪化させることになります。国が定めた最低基準の廃止は、ナショナルミニマムに対する国の責任を放棄するものであり、撤回すべきです。

また、原口大臣は、子ども手当の地方負担軽減に関連して、民間保育園の補助金廃止、一般財源化を主張しています。しかし、この間実施された公立保育園の補助金廃止、一般財源化が公立保育所運営費の減額につながり、保育サービス充実に逆行したことは、日本保育協会の調査でも明らかです。

保育所運営費の一般財源化を見直し、補助金増額を図るべきではありませんか。

以上、答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇)

○国務大臣(原口一博君) 塩川議員にお答えいたします。

塩川議員とは野党四党で一緒に理事、オブザーバーをやっていましたから、認識はほぼ似ています。ただ、幾つか違うところがある。自公政権についての評価、これは同じです。だから、それを一回総括すべきだ、それは各般にわたって質問がありましたけれども、そこは私も同じ考え方を持っています。

まず、交付税の法定率についてお尋ねがありました。

法定率の引き上げを視野に入れつつ、財源保障機能や財政調整機能を強化し、新たな制度の検討

を進め、地方が自由に使える財源、これをつくっていききたいと思っています。

ただ、ことは交付税の原資となる国税五税が異常とも言える低い税率であったことも踏まえて見送ったんですが、これはあきらめていません。頑張ります。

地方消費税についてお尋ねがありました。

増税ありきの地方消費税の議論なんか絶対しませんから、そこは間違いないように考えてください。

安定的な給付、サービス給付を安定的な財源でやる、そういう観点から税の仕組みそのものを税調で考えようということございまして、私たちは、この任期の間の四年間、消費税を上げないということを申し上げております。

次に、小規模自治体の財源確保についてお尋ねがございました。

塩川議員にも大変お力をいただいたんですが、地方交付税を対前年度比で、一兆円増額確保することができました。それで、この財源配分も税源配分も変えよう、財政力の弱い地域あるいは小規模の市町村への目配りをしっかりと行うべく、来年度の交付税の算定に向けて、小規模ゆえに割高となるコストを反映させる段階補正の見直しなどを検討を進めるところでございます。

次に、事業費補正の廃止についてお尋ねがございました。

簡単に言うと、将来について約束した分はやるということですが、交付税の補助金カットの指摘もあつた事業費補正については、地域主権

を進め、地方団体の自主的、主体的な財政運営を図る観点から、基本的に平成二十二年度新規事業分からは廃止いたします。

次に、基礎的自治体についてお尋ねがありました。

これはマニフェストをよくごらんいただければ、私たちが地域主権改革の先頭に立つようになつて、その数字を消しているんです。つまり、議員が御指摘のように、中央政府が、ここからこまでをあなた方が枠にはめなさいと、歴史もあるいは伝統も違つたものを、一つの自治体にしたところで、それは本当の自治体にはならない、このように考えております。

次に、地方における行政改革と住民サービスについてお尋ねがございました。

昨年成立した公共サービス基本法、ここでも大変お世話になりました。ありがとうございます。安全かつ良質な公共サービスが確保、効率的かつ適正に実施されることなどが基本理念として定められたわけでありまして。我が党の場合、福田議員が先頭になってこれをまとめていただきました。また、塩川議員に大変なお力添えをいただきました。

こうした基本理念のつとめた上で不断の行政改革に取り組むことは、厳しい財政状況が続く中で、住民サービスを守っていくためには必要であるというふうに思います。

集中改革プランについてのお尋ねがございました。

これも総括の対象だというふうに考えております。

す。地方公共団体の行革に資するような情報提供等を総務省はこれからも行っていきますけれども、今までの政権がやってきた集中改革プランあるいは地方公共団体健全化法、こういったものについての総括をした上で、新たな財政健全化に向けた早期の取り組みを促すことを基本とするものであります。

これはやはり、塩川議員、地域の富を生み出す力、地域の力そのものを生まなければ、どんなプランも絵にかいたもちになる、このように考えています。

次に、地域医療の崩壊についてお尋ねがございました。

医師不足の深刻化や公立病院が不採算部門を担っていることに加え、診療報酬マイナスイラス改定などの収入の減少により、各地の公立病院において医療提供体制の維持が困難な状況となつていていると認識をしております。

これに対し、医療提供体制の見直しや歳出の削減、合理化の努力が十分には進捗していないことなど、費用の削減が十分でないことも経営悪化が進んでいる要因となっております。

交付税をその地方自治体病院の経営のために使ってくださいと言っても、実質は借金返しになつていったという事案も発見して、私は改善を要請したところでございます。

地方の公立病院は、地域の命を守り、健康を守る大変大事なものでございます。この地方公共団体に對し、このガイドラインも含めて、今までの政策そのものを見直して、医療の提供体制の安

一方で、保育室等の面積にかかわる最低基準については、待機児童の解消を図る観点から、東京等一定の地域についての一時的な特例措置として、「標準」として、条例に委任することとしたわけでございます。ただし、待機児童の状況が好転した場合には、これらの基準は従うべき基準」とする予定であり、直接子供の健康や安全、発達の保障に影響を与えるものについては、

国が最低基準を定めるという原則は維持されるものと考えております。

そのほかの基準については、「参酌すべき基準」とし、地方自治体の判断で定められることとしておりますけれども、各自治体においてそれぞれ適切な基準を定めるなど、引き続き保育の質が確保されるよう、適切な措置を講じていただきたいと自治体にも強くお願いをしております。

保育所運営費についてのお尋ねがありました。

保育サービスを含めた次世代育成支援に関するサービスについては、これも、昨年十二月八日に閣議決定された明日の安心と成長のための緊急経済対策に基づく検討の場において議論を進めるということとしております。

その財源については、昨年十二月二十三日の子ども手当等の取り扱いにかかわる四大臣合意を踏まえ、地域主権という観点からの検討とともに、今般、先月二十九日に設置された子ども・子育て新システム検討会議において議論をして決めてまいります。

ありがとうございます。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(衛藤征士郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	鳩山由紀夫君
財務大臣	菅 直人君
総務大臣	原口 一博君
文部科学大臣	川端 達夫君
厚生労働大臣	長妻 昭君
国土交通大臣	前原 誠司君
国務大臣	枝野 幸男君
国務大臣	平野 博文君
国務大臣	福島みずほ君
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	松野 頼久君
総務副大臣	渡辺 周君
財務副大臣	野田 佳彦君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務実施計画の報告
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成二十一年)
一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
平成十九年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告
一、去る九日、内閣を経由して総務大臣原口一博君から、次の報告書を受領した。

放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十年業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
(見込額書受領)

(見込額書受領)

一、去る九日、内閣から次の見込額書を受領した。
地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十一年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
(応召議員)

(応召議員)

一、去る九日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

神奈川県第十六区

一、去る十日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

北海道第十一区

一、去る十二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

(議席変更)

二四五 宮島 大典君
二四六 古賀 敬章君
三四〇 枝野 幸男君
三四一 原口 博君
三四六 渡辺 周君
三四七 川内 博史君
三四八 近藤 昭一君
三五三 田中けいしゅう君
三五四 池田 元久君

(理事補欠選任)

一、去る八日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 富田 茂之君(理事富田茂之君去る八日委員辞任につきその補欠)

一、去る十二日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 富田 茂之君(理事富田茂之君去る十二日委員辞任につきその補欠)

理事 富田 茂之君(理事富田茂之君去る十二日委員辞任につきその補欠)

理事 富田 茂之君(理事富田茂之君去る十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

服部 良一君 吉泉 秀男君
古泉 秀男君 服部 良一君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

岡本 充功君 大山 昌宏君
谷川 弥一君 北村 茂男君
野田 毅君 長島 忠美君
阿部 知子君 服部 良一君
大山 昌宏君 岡本 充功君
北村 茂男君 谷川 弥一君
長島 忠美君 野田 毅君
服部 良一君 阿部 知子君
柿澤 未途君 山内 康一君

議院運営委員

辞任

補欠

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

城井 崇君 橋 秀徳君
杵掛 哲男君 近藤 和也君
平岡 秀夫君 大西 孝典君

三谷 光男君 空本 誠喜君

山田 良司君 早川久美子君

吉田 公一君 相原 史乃君

若泉 征三君 河上みつえ君

小里 泰弘君 石破 茂君

谷川 弥一君 北村 茂男君

谷畑 孝君 赤澤 亮正君

阿部 知子君 照屋 寛徳君

赤澤 亮正君 棚橋 泰文君

北村 茂男君 伊吹 文明君

棚橋 泰文君 長島 忠美君

相原 史乃君 吉田 公一君

大西 孝典君 平岡 秀夫君

河上みつえ君 若泉 征三君

近藤 和也君 杵掛 哲男君

空本 誠喜君 三谷 光男君

橘 秀徳君 城井 崇君

早川久美子君 山田 良司君

伊吹 文明君 谷川 弥一君

石破 茂君 小里 泰弘君

長島 忠美君 谷畑 孝君

照屋 寛徳君 阿部 知子君

柿澤 未途君 山内 康一君

打越あかし君 阿知波吉信君

岡本 充功君 三村 和也君

奥野総一郎君 中後 淳君

津島 恭一君 竹田 光明君

平岡 秀夫君 高島 勉君

小里 泰弘君 小泉進次郎君

小池百合子君 徳田 毅君

菅 義偉君 菅原 一秀君

谷川 弥一君 近藤三津枝君

谷畑 孝君 加藤 勝信君

大口 善徳君 斉藤 鉄夫君

富田 茂之君 石井 啓一君

笠井 亮君 志位 和夫君

山内 康一君 江田 憲司君

三村 和也君 大西 健介君

小泉進次郎君 橘 慶一郎君

近藤三津枝君 永岡 桂子君

橘 慶一郎君 あべ 俊子君

あべ 俊子君 長島 忠美君

阿知波吉信君 打越あかし君

大西 健介君 岡本 充功君

高島 勉君 平岡 秀夫君

竹田 光明君 津島 恭一君

中後 淳君 奥野総一郎君

加藤 勝信君 谷畑 孝君

菅原 一秀君 菅 義偉君

徳田 毅君 小池百合子君

永岡 桂子君 谷川 弥一君

長島 忠美君 小里 泰弘君

石井 啓一君 富田 茂之君

斉藤 鉄夫君 大口 善徳君

志位 和夫君 笠井 亮君

江田 憲司君 山内 康一君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

打越あかし君 石田 三示君
城井 崇君 森岡洋一郎君
津島 恭一君 菊池長右門君
平岡 秀夫君 井戸まさえ君
森本 和義君 大山 昌宏君
小里 泰弘君 宮腰 光寛君
金子 一義君 小泉進次郎君
小池百合子君 北村 茂男君
谷川 弥一君 井上 信治君
谷畑 孝君 大村 秀章君
大口 善徳君 竹内 譲君
笠井 亮君 吉井 英勝君
阿部 知子君 中島 隆利君
菊池長右門君 竹田 光明君
井上 信治君 徳田 毅君
大村 秀章君 平 将明君
北村 茂男君 あべ 俊子君
宮腰 光寛君 河野 太郎君
竹内 譲君 稲津 久君
平 将明君 高市 早苗君
井戸まさえ君 平岡 秀夫君
石田 三示君 打越あかし君
大山 昌宏君 森本 和義君
竹田 光明君 津島 恭一君
森岡洋一郎君 城井 崇君
あべ 俊子君 小池百合子君
小泉進次郎君 金子 一義君

河野 太郎君 小里 泰弘君
 高市 早苗君 谷畑 孝君
 徳田 毅君 谷川 弥一君
 稲津 久君 大口 善徳君
 吉井 英勝君 笠井 亮君
 中島 隆利君 阿部 知子君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

枝野 幸男君

補欠

松木けんこう君

予算委員

辞任

緒方林太郎君

補欠

齊藤 進君

小泉 俊明君 石津 政雄君
 津島 恭一君 川口 博君
 畑 浩治君 井戸まさえ君
 渡部 恒三君 松木けんこう君
 小池百合子君 あべ 俊子君
 下村 博文君 北村 茂男君
 谷川 弥一君 坂本 哲志君
 阿部 知子君 中島 隆利君
 あべ 俊子君 小泉進次郎君
 井戸まさえ君 畑 浩治君
 石津 政雄君 小泉 俊明君
 川口 博君 津島 恭一君
 齊藤 進君 緒方林太郎君
 松木けんこう君 渡部 恒三君
 北村 茂男君 下村 博文君
 小泉進次郎君 小池百合子君

坂本 哲志君 谷川 弥一君
 中島 隆利君 阿部 知子君

議院運営委員

辞任

服部 良一君

補欠

吉泉 秀男君

懲罰委員

辞任

枝野 幸男君

補欠

松木けんこう君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

糸川 正晃君

補欠

松木けんこう君

梶原 康弘君 浜本 宏君
 城井 崇君 福嶋健一郎君
 小里 泰弘君 棚橋 泰文君
 谷川 弥一君 近藤三津枝君
 谷畑 孝君 与謝野 馨君
 野田 毅君 後藤田正純君
 山本 幸三君 小泉進次郎君
 大口 善徳君 竹内 譲君
 富田 茂之君 稲津 久君
 笠井 亮君 佐々木憲昭君
 山内 康一君 江田 憲司君
 近藤三津枝君 北村 茂男君
 佐々木憲昭君 塩川 鉄也君
 江田 憲司君 浅尾慶一郎君
 浜本 宏君 梶原 康弘君
 福嶋健一郎君 城井 崇君

松木けんこう君 糸川 正晃君

北村 茂男君 谷川 弥一君

小泉進次郎君 山本 幸三君

後藤田正純君 野田 毅君

棚橋 泰文君 小里 泰弘君

与謝野 馨君 谷畑 孝君

稲津 久君 富田 茂之君

竹内 譲君 大口 善徳君

塩川 鉄也君 笠井 亮君

浅尾慶一郎君 山内 康一君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

渡辺 喜美君

補欠

柿澤 未途君

財務金融委員

辞任

松木けんこう君

補欠

小野塚勝俊君

農林水産委員

辞任

石川 知裕君

補欠

松木けんこう君

予算委員

辞任

打越あかし君

補欠

稲富 修二君

岡本 充功君 大山 昌宏君
 梶原 康弘君 大西 孝典君
 畑 浩治君 初鹿 明博君
 平岡 秀夫君 熊田 篤嗣君

三谷 光男君 橋本 博明君

小里 泰弘君 福井 照君

谷川 弥一君 北村 茂男君

大口 善徳君 高木美智代君

笠井 亮君 穀田 恵二君

阿部 知子君 服部 良一君

山内 康一君 柿澤 未途君

初鹿 明博君 小林 正枝君

北村 茂男君 永岡 桂子君

福井 照君 小泉進次郎君

小林 正枝君 早川久美子君

早川久美子君 浜本 宏君

稲富 修二君 打越あかし君

大西 孝典君 梶原 康弘君

大山 昌宏君 岡本 充功君

熊田 篤嗣君 平岡 秀夫君

橋本 博明君 三谷 光男君

浜本 宏君 畑 浩治君

小泉進次郎君 小里 泰弘君

水岡 桂子君 谷川 弥一君

高木美智代君 大口 善徳君

穀田 恵二君 笠井 亮君

服部 良一君 阿部 知子君

柿澤 未途君 山内 康一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

石川 知裕君

補欠

三宅 雪子君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

石川 知裕君

井戸まさえ君

(議案提出)

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案
(川崎二郎君外四名提出)

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

(議案受領)
一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

(議案付託)
一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案
(川崎二郎君外四名提出、決議第一号)

議院運営委員会 付託
(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

横綱の暴行騒動に係る日本相撲協会の対応に対する文部科学省の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

市町村の避難勧告発令基準の策定状況に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

裏下りの定義に関する質問主意書(山内康一君提出)

天皇陛下御在位二十周年に関する質問主意書(木村太郎君提出)

検察庁による事情聴取のあり方に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問主意書(宮腰光寛君提出)

デフレ克服のための方策に関する質問主意書(馳浩君提出)

菅大臣の経済演説に関する質問主意書(馳浩君提出)

公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書(馳浩君提出)

食育と学校栄養教諭に関する質問主意書(木村太郎君提出)

平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する質問主意書(山口俊一君提出)

新型インフルエンザの輸入ワクチンに関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

奨学金事業に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農家への戸別所得補償制度モデル対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

難民認定申請者の収容に関する質問主意書(山内康一君提出)

地方の元気再生事業に関する質問主意書(木村太郎君提出)

外国人介護福祉士、看護師の国家試験に関する質問主意書(馳浩君提出)

地方の国立大学法人への政府の対応に関する質問主意書(橋本一朗君提出)

贈与税の課税等に関する質問主意書(棚橋泰文君提出)

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本郵政グループの非正規社員に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

日本郵政グループの物品調達に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

宮城県仙南地域における道路整備に関する質問主意書(木村太郎君提出)

外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

五代以上続く天下りに関する質問主意書(山内康一君提出)

特殊法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書(山内康一君提出)

公益法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書(山内康一君提出)

今季の冬における火災と雪害対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

自閉症対策に関する質問主意書(馳浩君提出)

公立高校の実質無償化及び高等学校等就学支援金予算に関する質問主意書(馳浩君提出)

平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問主意書(馳浩君提出)

通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」に関する質問主意書(馳浩君提出)

全国学力・学習状況調査に関する再質問主意書(馳浩君提出)

平成二十二年度高速道路無料化社会実験に関する質問主意書(山口俊一君提出)

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食育基本法に基づく食育推進計画に関する質問主意書(木村太郎君提出)

天下りの実態に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

各省庁に在籍する「顧問」や「参事」、「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員に関する質問主意書(赤澤亮正君提出)

内閣総理大臣公邸の風呂場改修工事等に関する質問主意書(高市早苗君提出)

米軍再編に係わる厚木飛行場空母艦載機部隊の岩国基地への移転に関する質問主意書(阿部知子君提出)

米軍普天間飛行場移設問題に係る内閣総理大臣の発言に対する陸上自衛隊幹部の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

政治資金規正法改正に向けた鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大型クラゲの被害対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

日本脳炎の予防接種再開に関する質問主意書(橋本一朗君提出)

オウム真理教対策に関する質問主意書(馳浩君提出)

検察庁による事情聴取のあり方に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する質問に対する答弁書

平成二十二年一月二十二日提出
質問 第三〇号

鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問主意書

我が国は、今後も原子力発電を推進することと、原子燃料サイクルを着実に進めていくことが基本方針となっている。地球温暖化防止対策、そして低炭素社会実現のため、原子力は、安全確保を第一に、不可欠である。去る十一月三十日、私は原子力政策に関する質問主意書を提出した。その中の一つに「民主党はマニフェストの中で、『原子力利用について着実に取り組む』と記し、国民に約束している。社会民主党青森県連は、去る十一月二十一日、来夏の参議院選挙選挙区に候補者を擁立する方針を示した。その理由として『核燃料サイクル問題などで民主党と一致できない大きな課題がある。』としている。社民党と連立内閣を組んでいる鳩山内閣は、この社民党の考えと動きに、どう対応するのか。また、原子力政策をどう進めるのか。」と、質問をした。これに対し、鳩山内閣の答弁書では「安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力の利用を着実に推進していくことが、内閣としての一致した方針である。」という、誠に素っ気なく、且つ誠意のない答弁だった。その後去る一月十二日、社民党青森県連が、六ヶ所再処理工場の操業を中止させるよう、青森県に申し入れしている。また、去る一月

十六日付の地元紙によれば、民主党の青森県連にも籍を置く参議院議員が、反核燃の立場をとり続けている旨の報道があり、その中で、その参議院議員は、「民主党内にも反核燃の国会議員がいる」と述べたとされている。

従って、次の事項について質問する。

一 鳩山内閣は原子力エネルギー政策について、どう考え、どう取り組んでいくのか。

二 鳩山内閣は六ヶ所再処理工場の操業に向けて、どう取り組むのか。

三 鳩山内閣の連立政権に参画している社民党と、原子力エネルギー政策や六ヶ所再処理工場の操業について、国民や青森県民の前で確認し合う場を設けるべきではないか。それが、閣内不一致の懸念を払拭するのではないか。

四 連立を組んでいる社民党青森県連の、青森県内における主張・行動をどう捉えているのか。

五 エネルギー政策は極めて重要な国策であり、また国が責任を持って対応すべきものであり、むしろ国が、六ヶ所村や青森県に協力をお願いしている立場と考えている。よって、連立を組んでいる社民党の青森県連が青森県に申し入れることよりも、国、つまり鳩山内閣に意見を述べるよう促すべきではないか。同時に社民党本部にも促すべきではないか。

六 政権与党に所属する参議院議員が、青森県の地元紙を通じ、反核燃の立場を明確にしていることをどう考えるか。

七 その参議院議員の主張によれば、「民主党内にも反核燃の国会議員がいる」と紙面を通して

述べている。これは事実か。

八 極めて重要な国策である原子力エネルギー政策について、また、核燃料サイクルについて、鳩山内閣として、与党民主党の議員個々の考え方を聴取する場面を、国民の前でオープンに実施することが必要ではないか。それが原子力エネルギーを含む、我が国エネルギー政策の方針を、国民に示す大前提となるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三〇号

平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問に対する答弁書

一、三、四及び六から八までについて

原子力は、エネルギーの安定供給のみならず、低炭素社会の実現に不可欠であると考えており、安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、核燃料サイクルを含む原子力の利用を着実に推進していくことが、内閣としての一致した方針である。原子力政策については、国民の中にも様々な意見があると承知しているが、これまでも、国会議員を始めとして、広く

国民の意見を聴きつつこれを進めてきたところであり、今後とも、原子力政策に対する国民の理解と信頼の獲得に努めてまいりたい。

二について

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設（以下「六ヶ所再処理工場」という。）の操業に向けて、政府としては、その安全を十分に確認しつつ、必要な指導を行うとともに、地元住民との意見交換会等により、六ヶ所再処理工場に対する理解の促進に努めている。また、独立行政法人日本原子力研究開発機構においては、六ヶ所再処理工場への技術者の派遣等の運転支援や、技術課題の解決のための技術支援等を行っている。

五について

政党の意見の申入れ先については、当該政党自身が判断すべきものと考えている。

平成二十二年一月二十二日提出
質問 第三一号

九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問主意書

提出者 山本 拓

九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問主意書

かんがい排水は水田の生命線である。福井県内最大の米作地帯の福井平野においては、平成十七年度の完成を目前に九頭竜川の上流からパイプラインの水路網を整備する国直轄の事業が進められているところであるが、この一帯は、県内の約

半分の農業産出額、県内の八割の農業生産量を占め、事業の進捗が県内農業に多大な影響を与えている。

九頭竜川の水によって同地域の農業が栄えてきたが、近年は用水路の老朽化や海水の逆流などで、将来に深刻な不安を抱えており、パイプラインの早期完成が待たれている。

しかしながら、政府の平成二十二年当初予算案では、かんがい排水事業を含む公共事業費が大幅削減され、未だに当該事業の来年度の配分額が示されていない。もし、事業が遅れることになれば、福井県農業にとって大打撃であるので、政府においては今後の見通しを早期に説明すべきと考ええる。

従つて、次の事項について質問する。

一 当該事業の平成二十二年予算内示について
1 平成二十二年における事業費について、いつまでに金額を示すか。もしくは、いかなる条件が整えば、金額を示すことができるか。

2 当該事業において地元から最優先の要望のある十郷用水の整備について、いかに対応するか。

二 当該事業の今後の見通しについて

1 当該事業の第一期工事(平成二十五年完了予定)、第二期工事(平成二十七年完了予定)の完了年度に変更はないか。計画に変更が生じる場合は、いつまでに全体像を明らかにするか。

2 今後のかんがい排水事業に対して、いかな

る整備方針を持ち、いかに財源を確保する考えを示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七四第三二号
平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問に対する答弁書

一 の1について

平成二十二年のかんがい排水事業費の地区別予算額については、今国会において同年度の予算が成立し、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十四条の二第一項の規定に基づき、財務大臣により支出負担行為の実施計画が承認された時点で決定することとなる。

一の2について

かんがい排水事業九頭竜川下流(二期)地区及び九頭竜川下流(二期)地区(以下単に「九頭竜川下流地区」という。)における十郷一号用水路の整備については、今年度完了予定であるが、九頭竜川下流地区における十郷二号用水路の整備については、平成二十二年のかんがい排水事業費の地区別予算額が決定していないことから、お答えすることはできない。

二 の1について
事業の完了年度については、各年度の予算額等により変動するものであるため、確定的にお答えすることは困難である。

二 の2について

九頭竜川下流地区に係る整備方針としては、毎年度国会における議決を経て成立し、財源として確保されたかんがい排水事業費の予算額のうち、九頭竜川下流地区に配分された予算額の中で、事業による効果の発現見通しや地元要望などを踏まえ、工事を実施することとしている。

平成二十二年一月二十二日提出
質 問 第 三 二 一 号

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和氏が、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家氏のものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、昨年六月四日、千葉刑務所から釈放され

た。足利事件の再審の第四回公判が本年一月二十一日、宇都宮地裁で開かれ、その際、当時の森川大司検事による菅家氏への取調べの様子を録音したテープ(以下、「テープ」という。)が公表された。右を踏まえ、質問する。

一 千葉景子法務大臣は、「テープ」の内容を承知しているか。

二 一で、承知しているのなら、千葉大臣としてどのような認識を有しているか説明されたい。

三 「テープ」の内容について報じた新聞記事等を読めば、当時、森川検事がいかに菅家氏を精神的に追い詰め、無理矢理自白へと迫っていた様子が明らかにされている。この様なことを防止するには、現在一部のみで行われている検察による取調べの可視化を全面的なものにするしかないと考え。千葉大臣として、勉強会を設置して検討するという悠長な対応をとるのではなく、一日も早い全面可視化の導入に向け、積極的な役割を果たすべきではないのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三二号
平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「足利事件」は現在再審公判が係属中であるので、答弁は差し控えたい。

三について

被疑者の取調べを録画等の方法により可視化することについては、その実現に向けて、法務省内に勉強会等を受け、幅広い観点から着実に調査・検討を進めているところである。

平成二十二年一月二十二日提出
質問 第三三三三号

国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問主意書

本年一月十五日、民主党所属の石川知裕衆議院議員が政治資金規正法違反の容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。右を受け、同月十八日、石川代議士と同期に当選した衆議院議員十数名が、石川代議士への逮捕は不当とする勉強会（以下、「勉強会」という。）を開催した。右につき、平野博文内閣官房長官は、同月十九日の記者会見で、「勉強会」について「政府も一体的にということなら、不適當だ」と述べ、更に同日夜、「勉

強会」に出席した小川淳也総務大臣政務官に対して「これ以上の活動はしないように」と注意をしたと報じられている。右を踏まえ、質問する。

一 一般に、国会議員が行う種々の活動に対して、政府が制限を課することは可能か。

二 平野長官は、どのような認識に基づき、「勉強会」が不適當と考えるのか説明されたい。

三 平野長官は、なぜ小川政務官が「勉強会」に出席したことが不適當であり、同政務官に対して「勉強会」への出席を自制するよう求めたのか、その真意及び法的根拠について説明されたい。

四 「勉強会」に対する鳩山由紀夫内閣総理大臣の見解如何。

五 「勉強会」に政務三役が出席することの是非について、鳩山総理はどのように考えるか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三三三号
平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問に別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国会議員が行う種々の活動」及び

「政府が制限を課すこと」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、一般論として、政府は国会議員の政治活動の自由を尊重すべきものと考えます。

二及び三について

平野内閣官房長官は、御指摘の記者会見において、お尋ねの会合については、御指摘の趣旨で開かれたものではなく、石川知裕衆議院議員の同期の議員の会合であると聞いていたとの趣旨を述べており、そのような会合が不適當であるとは述べていない。

四及び五について

国会議員の個々の活動については、政府としてお答えする立場にないが、一般論として、政府関係者が国民の誤解を招くような行動を取ることは差し控えるべきものと考えます。

平成二十二年一月二十五日提出
質問 第三三四号

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する質問主意書

一 一般に、東京地方検察庁特別捜査部が、新聞やテレビ等の記者はじめ各報道機関（以下、「マスコミ」という。）から、ある刑事事件に関し、東京地検としていつ誰に聴取を要請する方針でいるか、また聴取に応じた人物がどのようなこと

を述べたか、他には、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどのような供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報についての取材（以下、「取材」という。）を受けることを依頼された際、それを断ることはあるか。

二 一で、あるのなら、東京地検特捜部として、どのような場合に「マスコミ」による「取材」を断るのか、具体的事例を幾つか挙げて説明されたい。

三 一般に、東京地検特捜部として、「マスコミ」の「取材」を受ける際、予めそれを受ける時間と場所を決めているか。右の問いに対し、前政権は「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えており、お尋ねについて、お答えすることは困難である。」と、全般的な外れの答弁を繰り返して、明確な答弁を避けてきたところ、官僚政治打破、政治主導を訴えてきた鳩山由紀夫内閣としては、質問の趣旨を外すことなく、誠実な答弁をすることを要請する。

四 一般に、東京地検特捜部として、「マスコミ」の「取材」を受ける際、例えば一日三回まで等、その回数に制限を設けることはあるか。右の問いに対し、前政権は「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配

慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えており、お尋ねについて、お答えすることは困難である。」と、全般的な外れの答弁を繰り返して、明確な答弁を避け続けてきたところ、官僚政治打破、政治主導を訴えてきた鳩山内閣としては、質問の趣旨を外すことなく、誠実な答弁をすることを要請する。

五 一般に、東京地検特捜部として、「マスコミ」に対して同特捜部への出入りを禁止することはあるか。あるのなら、どのような場合にその様な措置をとるのか。右の問いに対し、前政権は「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはならないものと考えており、お尋ねについて、お答えすることは困難である。」と、全般的な外れの答弁を繰り返して、明確な答弁を避け続けてきたところ、官僚政治打破、政治主導を訴えてきた鳩山内閣としては、質問の趣旨を外すことなく、誠実な答弁をすることを要請する。

内閣衆質一七四第三四号

平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十二年二月十六日 衆議院会議録第七号

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはならないものと考えているところ、東京地方検察庁において、御指摘のような「取材」に対応することはなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十二年一月二十五日提出
質問 第三五号

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和氏が、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家氏のものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、昨年六月四日、千葉刑務所から釈放された。足利事件の再審の第五回公判が本年一月二十二日、宇都宮地裁で開かれ、その際、当時菅家氏

の取調べを担当した森川大司検事も出廷した。右を踏まえ、質問する。

一人権の定義に対する千葉景子法務大臣の見解如何。

二人権派の定義に対する千葉大臣の見解如何。

三 千葉大臣は、自身が人権派であると認識しているか。

四 足利事件は、無実の罪で菅家氏の人権が著しく侵害された、我が国史上稀に見る重大な人権侵害事件であると考え、千葉大臣の見解如何。

五 公判の最中、菅家氏が森川元検事に対して、「森川さん、私は十七年半もの長い間、無実の罪で捕まっていた。どう思いますか」と問いつめると、森川元検事は「非常に深刻に思っている」と答えたとのことである。また菅家氏が、当時の森川検事が否認を続けた菅家氏の訴えを無視し続け、強圧的、脅迫的な取調べを繰り返して、菅家氏を起訴するという誤った判断をしたことについて、「謝って下さい」と謝罪を求めたが、森川元検事は「先ほど申し上げた通りです」と答えるのみで、最後まで謝罪しなかったという。森川元検事は現役を既に退いている者ではあるが、公正、公平を旨とすることが誰よりも求められる検察官が、過去に誤った判断をし、一人の人間の人生を狂わせたことはとても重く、取り返しのつかない失敗であったと考える。それについて、せめて一言でも謝罪をするのが、検察官である以前に人間として当然の対応であると考え、そうしなかった森川元

検事の対応に対する千葉大臣の見解如何。

六 公判の最中、森川元検事は菅家氏の弁護人の尋問に対して「威嚇するのですか」と反論している。現職を退いているとはいえ、かつて検察官の任に就いていた者が、神聖なる法廷の場で右の様な言動を行うことは適切であるか。千葉大臣の見解如何。

七 千葉大臣として、自身が人権派であり、足利事件を我が国史上稀に見る人権侵害事件であると認識しているのなら、同事件に係る検察庁及び森川元検事の今回の対応を反面教師とし、検察庁全体に何らかの訓示を出すべきであると考え、千葉大臣の見解如何。

内閣衆質一七四第三五号

平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する質問に対する答弁書

一について
人権とは、一般に、「人間が人間として生ま

議長の報告

れながらに持っている権利。(出典 広辞苑)を意味するものとされていると承知している。

二及び三について

お尋ねの「人権派」については、様々な意味で用いられるものであり、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、「人権派」の定義いかにかわらず、人権の重要性については、深く認識している。

四及び七について

検察当局においては、最高裁判所で無期懲役の判決が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに至ったことは、深刻な事態であると重く受け止め、現在、再審公判の推移も踏まえつつ、捜査公判上の問題点を検証しており、今後、適宜適切に対処するものと承知している。

五及び六について

お尋ねは、現在再審公判が係属中の事件にかかわる事柄である上、既に検察庁を退職している者の対応については政府としてお答えする立場になく、答弁は差し控えたい。

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出今季の雪対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員平将明君提出加工食品に対する、飽和脂肪酸、トランス脂肪、コレステロール含有量表示義務付に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する質

問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出地域科学技術振興・産学官連携事業に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出公立学校施設の耐震化等の促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出いじめの実態把握及び加害児童生徒に対する学校の措置等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出時効制度改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出被疑者取り調べに関する質問に対する答弁書

衆議院議員小野寺五典君提出三陸縦貫自動車道事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小野寺五典君提出地方自治体および地方議会の政府に対する要望活動に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮本岳志君提出大学の設置認可における教員審査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出日本航空の再生に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県名護市長選挙の結果を受けた内閣官房長官の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の政治主導に関わる経費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出松くい虫対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官適格審査会に関する質問に対する答弁書

件。今季の雪対策に関する質問主意書
気象庁によると、今季の冬は全国的に「暖冬」という長期予報を発表していた。しかし、昨年末から年が明け今日まで、一時的に暖かい日はあったものの、北海道から九州まで日本海側を中心に、大雪のニュースが続いている。私の地元青森県内でも「豪雪」とまで至っていないものの、降雪量が多く、真冬日も多く、寒い日が続いている。

地方自治体でも、除排雪費が嵩み、既に財政に支障を来しはじめ、雪害対策連絡会議を設置したところもあり、適時に対策を講じる必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 気象庁は長期予報で「暖冬」と発表していたが、現時点においてその予報を変える必要はないのか。

二 今日現在、雪による人的・物的被害状況は、全国的にどうなっているのか。

三 地方自治体の中で、雪に対する対策会議などを設置した自治体はいくつか。

四 除排雪費の執行状況は、国が担当する分野でどうなっているのか。また、各地方自治体ではどうなっているのか。また、自治体によっては、支障が始めているところがあるのか。

五 現在、除排雪費の負担について予算上支障が出ている自治体や、今後の降雪量によって支障が出る自治体があれば、国交省からの支援や、総務省として特別地方交付税の配分などにより、柔軟に対応する方針か。

六 「コンクリートから人へ」と度々主張している鳩山内閣として、雪対策である流雪溝・融雪溝の整備について、今後どう進めるのか。現在の整備進捗率はどのようになっているか。目標年次に対し、どのような計画でどのくらいの整備率を目指すのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三六号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出今季の雪対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出今季の雪対策に
関する質問に対する答弁書

一について

気象庁が平成二十一年九月二十四日に発表した寒候期予報(同年十月から平成二十二年二月までの天候見通し)においては、平成二十一年十二月から平成二十二年二月までの期間の平均気温について、北日本では平年に比べ高い可能性がやや大きい等と予報していたところ、平成二十一年十二月一日から平成二十二年一月二十五日までの期間の北日本の平均気温は平年を上回っていたことから、現時点において、当該予報を修正する必要はないと判断している。

二について

平成二十二年二月一日現在で把握しているところでは、今冬の雪害による人的被害は、全国で死者三十七名、負傷者五百二十名であり、物的被害は住家について七十三棟、非住家について百七十四棟である。

三について

平成二十二年二月一日現在で把握しているところでは、雪に対する対策会議等を今冬に開催した地方公共団体の数は、都道府県については十四団体、市町村については百四十八団体である。

四について

国及び地方公共団体における除排雪に要する経費の執行状況等については、現在、国土交通

省及び総務省において調査を実施しているところであり、現時点でお尋ねの点についてお答えすることは困難である。

五について

国土交通省においては、地方公共団体ごとに降雪状況や道路除雪費に関する見込額を考慮した上で、道路除雪費補助を年度途中に複数回に分けて配分することとしている。

また、総務省においては、除排雪に要する経費によつて特別な財政需要が生じる地方公共団体に對し、その財政運営に支障が生じないよう、所要の特別交付税措置を講ずることとしている。

六について

政府としては、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第七十三号)第三条第一項に規定する豪雪地帯対策基本計画において、流雪溝等の整備を推進することとしており、地方公共団体が策定する雪対策に関する計画を十分に考慮しつつ、地域の実情に応じた支援等を行つてまいりたい。

お尋ねの「整備進捗率」、「目標年次」及び「整備率」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、全国の豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項に基づき指定された豪雪地帯をいう。)における流雪溝及び消融雪溝の整備延長は平成十九年度末時点で約二千二百六十五キロメートルである。

平成二十二年一月二十六日提出
質 問 第 三 七 号

加工食品に対する、飽和脂肪酸、トランス脂肪、コレステロール含有量表示義務付に関する質問主意書

提出者 平 将明

加工食品に対する、飽和脂肪酸、トランス脂肪、コレステロール含有量表示義務付に関する質問主意書

日本人の脂肪摂取量は増加し、メタボリックシンドロームなど生活習慣病患者の増加が社会問題となっている。過去三十年間で肥満児は約三倍に増加、二十歳代若者の五人に一人が脂質異常症と疑われ、糖尿病患者は増加の一途をたどり、国の医療費負担にも重大な影響が出始めている。これからの医療は、「病気になる人」への対処も重要であるが、「病気になる人」への予防観点が必要であると考え。

そこで、現在、加工食品にはカロリーをはじめ、糖分や脂肪分などの栄養表示がなされているが、生活習慣病の原因となる脂質の内容についての表示がなされていない。消費者視点の安心・安全な食料情報の提示に資するとともに、「予防」という観点からも、こうした病気に関わる物質の表示義務付けは必要であると考えられる。

よつて、以下の質問をする。

一 現代日本人はメタボリックシンドロームなど生活習慣病の問題が深刻になっている。そこ

で、過去三十年間における国民の脂肪などの栄養摂取状況、特に、生活習慣病の原因と言われる「飽和脂肪酸」「トランス脂肪」「コレステロール」について、さらに、これに関連する主な生活習慣病患者の増加数について、同じく過去三十年間の推移を示して頂きたい。

二 我が国だけではなく、米国、EU各国における健康政策、特に、生活習慣病に対する具体的な対策を示して頂きたい。

三 我が国では、現在、種々の食品において、脂肪分や糖分、カロリーなどの栄養表示がなされているが、表示が義務付けられている栄養分とその表示がなぜ義務付けられたのか、表示項目ごとの理由について示して頂きたい。

四 米国やEUでは、生活習慣病に関わりのある、飽和脂肪酸、トランス脂肪、コレステロールの含有量を加工食品に表示することが義務付けられているが、日本では、このような表示の検討はなされていないのか。なされていないのであれば、その理由を明らかにされたい。

五 世界保健機構は二〇〇三年に「DIET, NUTRITION AND THE PREVENTION OF CHRONIC DISEASES」のレポートで、生活習慣病対策の充分ではない国は、先進国で成果を上げた食品成分表示などの政策を速やかに導入するように勧告しているが、このレポートをどのように位置付けているか示して頂きたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三七号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員平将明君提出加工食品に対する、飽和脂肪酸、トランス脂肪、コレステロール含有量表示義務付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平将明君提出加工食品に対する、飽和脂肪酸、トランス脂肪、コレステロール含有量表示義務付に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省の国民栄養調査及び国民健康・栄養調査によると、昭和五十四年から平成二十年までの脂質の一人一日当たりの平均摂取量は、昭和五十四年が五十四・八グラム、昭和五十五年が五十二・四グラム、昭和五十六年が五十四・七グラム、昭和五十七年が五十八・〇グラム、昭和五十八年が五十八・六グラム、昭和五十九年が五十八・〇グラム、昭和六十年が五十六・九グラム、昭和六十二年が五十六・六グラム、昭和六十三年が五十八・三グラム、平成元年が五十八・九グラム、平成二年が五十六・九グラム、平成三年が五十八・〇グラム、平成四年が五十八・四グラム、平成五年が五十八・一グラム、平成六年が五十八・〇グラム、平成七年が五十九・九グラム、平成八年が五十八・九グラム、

平成九年が五十九・三グラム、平成十年が五十七・九グラム、平成十一年が五十七・九グラム、平成十二年が五十七・四グラム、平成十三年が五十五・三グラム、平成十四年が五十四・四グラム、平成十五年が五十四・〇グラム、平成十六年が五十四・一グラム、平成十七年が五十三・九グラム、平成十八年が五十四・一グラム、平成十九年が五十五・一グラム、平成二十年が五十二・一グラムである。また、平成十三年から平成二十年までのコレステロールの一人一日当たりの平均摂取量は、平成十三年が三百四十六ミリグラム、平成十四年が三百三十八ミリグラム、平成十五年が三百三十一ミリグラム、平成十六年が三百二十ミリグラム、平成十七年が三百十八ミリグラム、平成十八年が三百七十三ミリグラム、平成十九年が三百二十三ミリグラム、平成二十年が三百七ミリグラムである。なお、昭和五十四年から平成十二年までのコレステロールの摂取状況並びに飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の摂取状況については、把握していない。

飽和脂肪酸、トランス脂肪酸及びコレステロールに関連する主な生活習慣病としては、脳血管疾患、虚血性心疾患及び脂質異常症が考えられる。昭和五十四年から平成二十年までの三十年間における当該疾患に係る患者数の増減数の推移については、疾患に含まれる疾病の分類や診断基準が見直されているため単純に比較できないが、厚生労働省の患者調査における推計患者数(調査日当日に、病院及び一般診療所で

受療した患者の推計数をいう。)により、仮に増減数を計算すると、次のとおりである。

脳血管疾患については、昭和五十四年において二十三万七千人であったところ、昭和五十五年は二万七千九百人の増、昭和五十六年は一万六千三百人の減、昭和五十七年は三万八千三百人の増、昭和五十八年は一万八千七百人の増、昭和五十九年は二万七千五百人の減、昭和六十二年は六万二千六百人の増、平成二年は四万二千八百人の増、平成五年は九千人の減、平成八年は二万三千三百人の増、平成十一年は二万四千九百人の減、平成十四年は一万四千八百人の減、平成十七年は六千四百人の増であり、平成二十年においては三万七千二百人減の三十一万九千三百人となっている。

虚血性心疾患については、昭和五十四年において十萬八千七百七人であったところ、昭和五十五年は一万五千四百人の増、昭和五十六年は一万人の増、昭和五十七年は一万三千人の減、昭和五十八年は二万三千七百人の増、昭和五十九年は一萬八千七百七人の減、昭和六十二年は千七百人の減、平成二年は一万四千三百人の増、平成五年は一万三千九百人の減、平成八年は一万四千三百人の増、平成十一年は一万五千三百人の減、平成十四年は二万三千三百人の減、平成十七年は五千九百人の減であり、平成二十年においては七千八百人減の八万六千八百人となっている。

脂質異常症については、昭和五十四年において八千九百人であったところ、昭和五十五年は

千六百人の増、昭和五十六年は八百人の減、昭和五十七年は四百人の増、昭和五十八年は三千人の増、昭和五十九年は二千二百人の減、昭和六十二年は五千九百人の増、平成二年は一萬五千八百人の増、平成五年は二万七千七百人の増、平成八年は三万六千人の増、平成十一年は一萬六千六百人の増、平成十四年は一万七千五百人の増、平成十七年は八千人の増であり、平成二十年においては八千五百人減の十一万八千九百人となっている。

二について

我が国においては、二十一世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)に基づき、健康寿命を伸ばし生活の質を高めることを目的として、生活習慣病に関する知識の普及啓発や調査研究を実施しているところである。

諸外国における健康政策については、網羅的には把握していないが、例えば、アメリカ合衆国においては、[Healthy People 2010]に基づき、健康的で質の高い生活を持続し健康を害する行為を減少させることを目的として、国民が協力して、健康的な生活習慣の普及や疾病の予防を推進しており、また、英国においては、[Our Healthier Nation]に基づき、二千年までに心臓病、脳卒中及び関連疾患による六十五歳未満の死亡率を千九百九十六年比で三分の一以上削減することなどの目標を達成すべく、国民がより快適な環境で健康で長生きできるように環境整備、有病率や死亡率の地域間格差の是正等に取り組んでいると承知している。

三について

販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第三十一条の規定に基づき、栄養表示基準(平成十五年厚生労働省告示第百七十六号)に従い、たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を表示しなければならないこととされている。

その理由は、たんばく質については、体の細胞や組織の主成分であり、かつ、エネルギー源となるため、脂質については、たんばく質や炭水化物の二倍以上のエネルギーを持つエネルギー源であるため、炭水化物については、すぐ消化され、あるいは貯蔵されてエネルギー源となるため及びナトリウムについては、その過剰な摂取が高血圧等の要因となるため並びに熱量については、その過剰な摂取が肥満の要因の一つとなっているためである。

四について

平成二十一年十二月より、消費者庁において「トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議」を開催し、トランス脂肪酸の摂取量や健康への影響等に関する情報収集等について検討しているところであり、加工食品におけるトランス脂肪酸の含有量の表示については、飽和脂肪酸及びコレステロールの含有量の表示を含め、同会議の議論を踏まえつつ、検討することとしている。

お尋ねのレポートは、御指摘の内容を明示的

に勧告したものではないと承知しているが、二千四年五月の第五十七回世界保健総会において採択された「食事、運動と健康に関する世界戦略」の策定に当たったの基礎資料の一つであり、今後の我が国の栄養表示基準制度の検討に当たった重要な資料の一つであると認識している。

平成二十二年一月二十六日提出

質 問 第 三 八 号

高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する質問主意書

提出者 馳 浩

高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する質問主意書

平成二十二年一月二十三日より開催された日教組の第五十九次教育研究全国集会に、文部科学省より高井美穂大臣政務官が出席した。文部科学省で政務を担う国会議員が教育研究全国集会に出席するのは、昭和二十六年(一九五一年)に当時の政務次官が出席して以来、五十九年ぶりとなる。従って、次の事項について質問する。

一 高井美穂文部科学大臣政務官の日教組の第五十九次教育研究全国集会への出席は、日教組からの文部科学省で政務を担う国会議員に対しての出席要請を受けてのものか。出席要請があった際は、誰に対しての出席要請か。さらに、高井美穂文部科学大臣政務官の教育研究全国集会への出席を決定した責任者及び出席決定に至る経緯、出席することを決定した理由如何。

二 日教組から文部科学省で政務を担う国会議員に対して、本年以前も教育研究全国集会への出席の要請はあったのか。出席要請があった際は、これまで文部科学省で政務を担う国会議員が教育研究全国集会に出席してこなかった理由如何。

三 高井美穂文部科学大臣政務官の日教組の第五十九次教育研究全国集会への出席は、公務(文部科学大臣政務官としての職務)としてか、政務(衆議院議員としての職務)としてか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三八号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、日本教職員組合から、文部科学大臣に対し、第五十九次教育研究全国集会への出席を求める依頼があったため、文部科学大臣の判断により、日程等を勘案し、高井美穂文部科学大臣政務官が出席することとしたものである。

二について
これまでも、日本教職員組合から、文部科学大臣に対し、教育研究全国集会への出席を求める依頼があったが、これらに対しては、文部科学大臣からメッセージを出すことにより対応してきたところである。

三について
文部科学大臣政務官の職務として出席したものである。

平成二十二年一月二十六日提出

質 問 第 三 九 号

地域科学技術振興・産学官連携事業に関する質問主意書

提出者 馳 浩

地域科学技術振興・産学官連携事業に関する質問主意書

行政刷新会議の「事業仕分け」において、地域科学技術振興・産学官連携事業については、新規のみならず継続事業も含めて事業群全てを廃止するとの判断が成され、特に継続事業については、事業を実施している自治体や大学等に大きな影響を与えている。

地域の科学技術振興及び産学官連携の推進において国が果たすべき役割は大きく、研究費の東京一極集中を是正し、地域産業の国際競争力を育むためにも、国が責任をもって取り組むべきものである。

従って、次の事項について質問する。

一 平成二十二年予算案において、「継続事業

についてはイノベーションシステム整備事業として一本化した上で、平成二十五年末までに段階的に終了する」とのことであるが、当該対象となる事業の件数及び各事業の実施主体、段階的廃止に至るまでのスケジュール。

二 平成二十二年予算案において、「クラスター事業については、事業期間が終了する平成二十五年末までに、現在、事業を実施している地域等を対象に、他府省等との共同評価により、優れた技術の事業化や地域の自立化の達成が見込まれる地域に対して、クラスター形成に向けた取組を加速するための支援を実施」とのことであるが、当該対象となる事業の件数及び各事業の実施主体、他府省等との共同評価のスケジュール及び「クラスター形成に向けた取組を加速するための支援」の具体的内容。

三 地域の科学技術振興及び産学官連携の推進において国が果たすべき役割は大きく、研究費の東京一極集中を是正し、地域産業の国際競争力を育むためにも、国が責任をもって取り組むべきものであると考えるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第三九号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出地域科学技術振興・産学官連携事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員馳浩君提出地域科学技術振興・産学官連携事業に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「イノベーションシステム整備事業」については、平成二十二年予算において、百四十八件を対象とし、都道府県若しくは政令指定都市が指定する機関、大学、高等専門学校又は大学共同利用機関を実施主体とすることとしており、各事業はそれぞれの事業期間が満了した時点で終了し、すべての事業が平成二十五年末までに終了する予定としている。

二 について
御指摘の「クラスター形成に向けた取組を加速するための支援」に係る事業については、平成二十二年予算において、七件を対象とし、都道府県又は政令指定都市が指定する機関を実施主体とすることとしているが、その他のお尋ねの点については、現在検討中である。

三 について
地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進については、大学等の研究成果を広く社会に提供することによるイノベーションの創出や活力ある地域づくりに貢献するものであり、我が国全体の科学技術の高度化及び多様化等に資するものでもあることから、今後とも関係府省が連携を図りつつ、積極的に取り組むこととしている。

平成二十二年一月二十六日提出
質 問 第 四 〇 号

公立学校施設の耐震化等の促進に関する質問
主意書

提出者 馳 浩

公立学校施設の耐震化等の促進に関する質問
問主意書

鳩山政権の平成二十二年予算案において、「公立学校施設等の推進」については、当初要望額の約四割となる一千三十二億円に留まり、来年度に工事を計画していた学校施設の半分に満たない補助金しか確保できない状況となった。

学校施設は、子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、「国民の命を守る予算」を標榜する鳩山政権の姿勢に疑問を感じざるを得ない。

従って、次の事項について質問する。

一 震度六強の地震で倒壊する恐れがある（Is値0.3未満）と診断された学校施設の数。

二 学校施設における耐震化工事の進捗率。

三 平成二十二年に耐震化工事を計画していた学校施設数、及びその中におけるIs値0.3未満の学校施設の数。

四 平成二十二年予算案において耐震化可能なIs値0.3未満の学校施設の数。

五 前記一から四の各項目における状況は、先に述べた「国民の命を守る予算」を標榜する鳩山政

権の姿勢と合致するものであるのか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七四第四〇号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出公立学校施設の耐震化等の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出公立学校施設の耐震化等の促進に関する質問に対する答弁書

一 について

平成二十一年四月に文部科学省が実施した耐震改修状況調査（以下「耐震改修状況調査」という。）によれば、同月一日現在、公立の小中学校及び中学校の施設（以下「公立小中学校施設」という。）のうち、構造耐震指標が〇・三未満と推計されるものの数は七千三百九棟である。

二 について

耐震改修状況調査によれば、平成二十一年四月一日現在、公立小中学校施設のうち、耐震性が確保されている建物の占める割合は六十七パーセントである。

三及び四について

地方公共団体が平成二十二年に耐震化事業を計画している公立小中学校施設の数、平成二十一年十一月に文部科学省が地方公共団体か

ら受けた報告によると、五千四十六棟であるが、これらの中には、現時点で、耐震診断を行っていないもの等もあることから、構造耐震指標が〇・三未満の公立小中学校施設の棟数についてお示しすることは困難である。

平成二十二年予算においては、構造耐震指標が〇・五未満のものうち二千二百棟分に係る耐震化事業に要する経費を計上し、耐震性が低い建物から優先的に国庫補助を行うこととしており、地方公共団体から構造耐震指標が〇・三未満の公立小中学校施設の耐震化事業の申請があった場合には、国庫補助を行うよう努めてまいりたい。

五について

公立小中学校施設は、児童生徒が一日のうち多くの時間を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その耐震性の確保は、極めて重要であると考えており、引き続き、公立小中学校施設の耐震性の早急な確保に努めてまいりたい。

平成二十二年一月二十六日提出
質問 第四一 号

いじめの実態把握及び加害児童生徒に対する学校の措置等に関する質問主意書

提出者 馳 浩

いじめの実態把握及び加害児童生徒に対する学校の措置等に関する質問主意書

平成二十一年十一月三十日に、平成二十年度

平成二十二年二月十六日 衆議院会議録第七号

議長の報告

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果暴力行為、いじめ等）について公表された。いじめの認知件数については、新しい調査方法が導入されると増え、その後は基本的に下がる傾向があり、平成十九年度のいじめの認知件数が十萬一千九百七十七件であったのに比べ、平成二十年度は八萬四千六百四十八件と、今回の調査結果でも同様となっている。しかし、都道府県によって認知件数にかなりの差（最小九十件、最大九千六百九十九件）があり統計として実態を表しているものか、本当にいじめは減少しているのか、実は学校がいじめを認知していないのではないか、いじめの実態が隠れいされているのではないかなどの疑問がある。

さらに、いじめの被害を受けた児童生徒が不登校になると、「適応指導教室」に通うことを教育機関側から勧められるが、「適応指導教室」では主要科目の授業すらないので、学校に戻っても授業についていけない等の指摘がある。

従って、次の事項について質問する。

一 いじめに関する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果は、実態を反映したものと考えるか。もし実態を必ずしも反映したものではないと考えるなら、より正確に実態を把握するために、いかなる取り組みが考えられるか。

二 平成十八年十二月に北海道教育委員会が行ったいじめ実態調査に対し、北海道教職員組合が道内全二十一支部に、協力しないよう「指導」していたことが『読売新聞』で報道されている。北

海道教職員組合本部の書記長は『読売新聞』の取材に対し、調査への組織的な非協力を文書で指導したことを認め、「いじめの実態は学校現場で把握し、対応している。全道一律の調査は必要ない」などと話しているが、文部科学省はこの事実を把握しているか。

三 二において事実を把握している際は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の実施にあたり、教職員組合等による調査への非協力や実態の隠れいなどが行われているのであれば調査の正確は期し難いが、どのような対策を講じているのか。

四 「適応指導教室」で行われている適応指導の実態について。特に主要科目の授業が充分に行われているか。

五 第一に守るべきはいじめの被害を受けた児童生徒であり、加害児童生徒こそ「適応指導教室」に通わせて指導すべきとの考えがあるが、見解を問う。

六 学校教育法十一条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とあり、同法三十五条には「市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。（以下略）」とある。平成九年度、平成二十年度までに、いじめ

を理由とする出席停止処分が小学校で〇件、中学校で〇件、最大七件と、いじめの認知件数に比して著しく低く、加害児童生徒に対する処分が適切に行われていないのではないかとこの疑問がある。学校教育法に基づく出席停止処分等の措置の遵守について、文部科学省として都道府県・政令指定都市の教育委員会に通達等を行う考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第四一 号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出いじめの実態把握及び加害児童生徒に対する学校の措置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出いじめの実態把握及び加害児童生徒に対する学校の措置等に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、御指摘の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動調査」という。）におけるいじめの認知件数については、各学校における認知の状況が反映されているものと考えている。文部科学省としては、いじめについては、早期発見及び早期対応を行うことが重要であると考えており、都道府県教育委員会等に対し、積極的に

いじめの実態把握のための取組を進めるよう指導しているところである。

二について

文部科学省としては、御指摘の新聞記事については承知している。

三について

文部科学省としては、都道府県教育委員会等に対し、問題行動調査の趣旨を踏まえ適切に調査を行うよう指導しているところである。

四について

御指摘の「適応指導教室」は、教育支援センターを指すものと考えられるが、文部科学省としては、教育支援センターにおける具体的な指導内容の詳細については、把握していない。なお、文部科学省としては、教育支援センターにおける教科の指導について、児童生徒の在籍校とも連絡をとりつつ、児童生徒及び教育支援センターの実情に応じて実施すべきことを都道府県教育委員会等に対し通知しているところである。

五について

教育支援センターは、不登校の児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談及び適応指導を行うことにより、学校への復帰を支援し、不登校の児童生徒の社会的自立に資することを基本的な目的とするものである。

六について

文部科学省としては、児童生徒の懲戒及び出

席停止の措置に関する考え方について、「出席停止制度の運用の在り方について」(平成十三年十一月六日付け一三文科初第七二五号文部科学省初等中等教育局長通知)や「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成十九年二月五日付け一八文科初第一〇一九号文部科学省初等中等教育局長通知)等において示し、都道府県教育委員会等に対し周知を図っているところである。

平成二十二年一月二十六日提出
質 問 第 四 二 一 号

時効制度改正に関する質問主意書

提出者 馳 浩

時効制度改正に関する質問主意書

報道等によると千葉法務大臣は一月十三日、殺人など重大犯罪の公訴時効制度を見直す刑事訴訟法改正案を今通常国会に提出する意向を固めたことである。

犯罪被害者にとつて、公訴時効の廃止もしくは期間延長は望ましいことであり、この方針自体は妥当であると考ええる。しかし、そのために、捜査費用が過大となったり、無辜の民が冤罪で苦しんだりすることがあつてはならない。

従つて、次の事項について質問する。

一 時効制度が存在する趣旨について政府の見解を問う。

二 時効制度廃止もしくは期間延長による捜査費用の増大の見込額について政府の試算を問う。

三 足利事件等の例を踏まえ、DNA型情報の正確性担保の手段について政府の見解を問う。

四 時効制度廃止もしくは期間延長により客観証拠が散逸し、ますます自白偏重に陥るおそれがあるのではないかと。冤罪防止のための具体策について問う。

右質問する。

内閣衆質一七四第四二号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出時効制度改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出時効制度改正に関する質問に対する答弁書

一について

公訴時効制度については、一般に、時の経過により、証拠が散逸し訴追が困難になること、被害者を含む社会一般の処罰感情が希薄化すること、さらに、犯罪後、犯人が処罰されることなく一定の期間が経過した場合には、そのような事実状態を尊重すべきこと等をその根拠とするものと解されている。

二について

現在、公訴時効制度の見直しの具体的内容について検討中であり、お尋ねの「捜査費用の増大の見込額」の試算は行っていない。

三について

犯罪捜査に係るDNA型鑑定については、現在、警察庁が定めたDNA型鑑定の運用に関する指針(平成十五年七月七日付け警察庁内鑑発第十三号警察庁刑事局長通達別添)に従い、都道府県警察の科学捜査研究所において厳正に行われているものと認識しているところであるが、今後とも、DNA型鑑定に関する科学技術の進展に応じ、より信頼性の高いものとなるよう努めてまいりたい。

四について

犯罪捜査に当たっては、客観的な証拠を十分に吟味するとともに、自白の信用性について慎重に検討するなど適正な捜査の徹底に努めることが肝要であり、そのことは、公訴時効制度の見直しを行った後についても変わらないものと考えている。

平成二十二年一月二十六日提出
質 問 第 四 三 号

被疑者取り調べに関する質問主意書

提出者 馳 浩

被疑者取り調べに関する質問主意書

民主党をはじめとした与党は、取り調べの過程を録音・録画する「可視化」を導入する法案の今国会での提出に前向きであると承知している。

しかし、現在の被疑者取り調べに制度的な問題がないか、問題があるとするればその是正を図るのが「可視化」の前提であると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 身体の拘束を受けている被疑者に取調受忍義務があるか。刑事訴訟法第一九八条第一項但書の解釈について政府の見解を問う。

二 身体の拘束を受けている被疑者は被告人の前身であり、弾劾主義的捜査観の下では被告人は一方当事者である。現在の刑事訴訟法においても、被告人は取調受忍義務を負わないことを踏まえ、被疑者にも取調受忍義務が無いことを明文化するべきではないか。刑事訴訟法第一九八条第一項但書の改正について政府の見解を問う。

三 現在被疑者の多くは代用刑事施設いわゆる「代用監獄」に収容されている。この警察署の施設内部における取り調べにより、自白の強要が行われているとの批判は占くからなされている。

刑事訴訟法の規定に従つて、刑事施設に収容することを原則とするべきではないか。政府の見解を問う。

四 刑事施設の数が過少であるならば、その増設についての見解如何。

内閣衆質一七四第四三号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出被疑者取り調べに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出被疑者取り調べに関する質問に対する答弁書

一について

逮捕又は勾留されている被疑者は、取調べのために出頭し、滞留する義務を負うと考えている。

二について

御指摘の点については、我が国の刑事司法手続において、被疑者の取調べが事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしていること等を踏まえ、広く刑事訴訟制度全体の枠組みの中で慎重に検討すべきものであると考えている。

三について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第十五条第一項は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により勾留される者を、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる旨を定めており、勾留場所については、裁判官において、個別の具体的事案に即して判断されるものと承知している。

四について

現在、刑事施設は、支所を含め全国に百八十八施設が設置されており、各施設により収容の状況は大きく異なるところ、今後も、必要に応じ、刑事施設の増設や改築を行うなどして、適正な収容能力の確保に努めてまいりたい。

平成二十二年一月二十六日提出
質問 第四号

三陸縦貫自動車道事業に関する質問主意書

提出者 小野寺五典

三陸縦貫自動車道事業に関する質問主意書
三陸沿岸地域は、高規格道路をはじめとした交通体系が整備されておらず、日常生活はもとより、あらゆる分野において自動車交通に依存せざるを得ない社会環境にあることから、産業・経済の発展、地域医療や社会福祉の充実など、道路の果たす役割は極めて大きい。

また、救急救命活動や三次医療施設への搬送を行う命の道として、さらには近い将来極めて高い確率で発生するとされている宮城県沖地震、津波などの災害時には、既存の道路が各所で寸断され、救援や復旧に支障が生じることが確実視されるなど、防災上の観点からも、三陸縦貫自動車道の整備は緊急を要するところである。

しかしながら、道路事業の削減方針により、新規路線の凍結、予算大幅削減が示され、地域住民の落胆は極めて大きいものがあり、整備の見通しと考へ方について、国は十分な説明をすべきである。

従つて、次の事項について質問する。

一 三陸沿岸地域の実情から、三陸縦貫自動車道の早期全線完成が切望され、関係自治体のみならず多数の民間団体が早期整備実現の要望活動を熱心に行ってきたが、道路事業の削減方針により地域住民に不安が広まっている。関係自治

体の議会から事業促進を求める意見書が提出されているが、これらの意見書や地域の声をどう捉えているか。

二 現在事業中である登米志津川道路、南三陸道路、本吉気仙沼道路および唐桑道路は、何年程度で供用する見通しを示されたい。

三 未事業化区間である南三陸町歌津・気仙沼市大谷の区間、および気仙沼市・陸前高田市の区間については、何年程度で事業化し、供用を図る見通しを示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出三陸縦貫自動車道事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出三陸縦貫自動車道事業に関する質問に対する答弁書

一について

三陸縦貫自動車道については、地方公共団体、地元団体等から早期の全線供用に係る要望があることは承知しており、整備や調査を進めてきているところである。

二について

登米志津川道路の登米インターチェンジから一般国道三百九十八号までの区間については平

成二十一年度内、唐桑道路については平成二十二年度内の供用開始を目標に工事を進めているところである。また、登米志津川道路の一般国道三百九十八号から南三陸町志津川字小森までの区間及び本吉気仙沼道路については用地買収等を、南三陸道路については測量及び設計を現在行っているところであり、現段階において、供用開始の見通しについて明確にお示しすることは困難である。

三について

御指摘の「南三陸町歌津・気仙沼市大谷の区間」及び「気仙沼市・陸前高田市の区間」のうち、二について述べた唐桑道路の区間を除く区間については、現在ルート等に係る調査を行っているところであり、現段階において、事業化及び供用開始の見通しについて明確にお示しすることは困難である。

平成二十二年一月二十六日提出
質問 第四五号

地方自治体および地方議会の政府に対する要望活動に関する質問主意書

提出者 小野寺五典

地方自治体および地方議会の政府に対する要望活動に関する質問主意書

地方自治体および地方議会は国民と同様に請願権を有している。とりわけ公選で負託された地方自治体の首長が中央政府に対し要望することは、地方の声を直接中央政府に伝える上で極めて重要

な手段である。

このほど民主党は、中央政府に対する要望受付窓口を民主党本部幹事長室へ一元化することを示し、その要望ルートとして民主党所属国会議員や民主党の地方機関、また、当該地方議会の民主党会派を通じて行うことを通達している。同時に地方自治体に対して中央省庁への直接の陳情要望活動を行わないよう要請している。この要望ルールについては、多くの地方自治体、地方議会から「国に地方の声が届くのか」との不安の声が上がっている。

これを踏まえ、次の事項について質問する。

一 地方議会から、国として直接地方の要望等を聴く仕組みを保障することを求める意見書が多数提出されているが、これらの意見書をどう捉えているか。

二 政府としても正式に民主党による要望ルールの適用を地方自治体および地方議会に求めているのか。

三 一政党が要望活動を規制することは、憲法第十六条が保障する請願権に違反するのではないかと考えられるが、見解は如何。

四 この要望ルールに従えば、野党の国会議員は中央政府の政務三役および職員に対して地方自治体、地方議会の要望や地域の現状等を直接伝えることが不可能となり、国民の代表たる国会議員として本来行うべき活動を制限することになる。また、要望を受けた民主党国会議員が選挙における協力を依頼したとの報道があるように選挙において民主党に利することとなり、公

公平公正な選挙の執行に影響を与えたと考えられるが、見解は如何。
右質問する。

内閣衆質一七四第四五号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出地方自治体および地方議会の政府に対する要望活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出地方自治体および地方議会の政府に対する要望活動に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「国として直接地方の要望等を聴く仕組みを保障することを求める意見書」を含め、地方公共団体からの意見を聴取することは、重要であると考えます。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として、御指摘のようなことを政府が地方公共団体に強制することはできないものと考えます。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、請願法(昭和二十二年法律第十三号)による請願があつた場合には、同法第五条の定めるところを受理し、誠実に処理しなければなら

ないものと考えます。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、個別の事案が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定に違反するか否かについては、具体的事実に即して判断されるべきものと考えます。

平成二十二年一月二十六日提出
質問 第四六号

大学の設置認可における教員審査に関する質問主意書

提出者 宮本 岳志

大学の設置認可における教員審査に関する質問主意書

私学のもつ公共性を高めるためにも大学(大学院、専門職大学院を含む。以下同じ)の設置審査は厳正な基準で、慎重に行われるべきである。特にその設置認可を受ける当該大学で教育研究に従事する専任教員についての資格審査は慎重にしなければならぬのは当然である。

しかし、認可を受けた大学では、実際には設置認可時に申請した専任教員を就任させなかったり、年次計画完成を待つことなく雇止めにするなどの事例が見られる。これでは設置認可審査が形骸化しかねず、私学のもつ公共性が担保されない。そこで、以下の質問をする。

一 設置審査において大学の年次計画が完成に至るまでの間に専任教員に欠員が生ずることは認められるのか。

二 設置認可を受けた大学が、教員資格審査において「専任教員」とした人物を大学側の都合で就任予定年月に就任(着任)をさせないこと、また年次計画完成前に雇い止めするようなことは、許されないと考えるが、どうか。

三 開学後の設置計画履行確認調査では専任教員についてどのような調査を行っているのか。

四 設置審査では「教員個人調書」に「月額基本給」も記載させて審査を実施しているが、開学後に月額基本給額が実際と異なっていることが明らかとなった場合、どのような対応をしているのか。

五 学校法人は、専任教員については私学共済をはじめとする社会保険に加入させる法的義務がある。その法的義務を果たさない雇用契約(労働契約)は公序良俗に反して無効であると考えられるが、見解を明らかにされたい。なお、そうした法的義務を果たしていない学校法人に対してどのような対応をしているかについても明らかにされたい。

内閣衆質一七四第四六号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員宮本岳志君提出大学の設置認可における教員審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十二年二月十六日 衆議院会議録第七号

議長報告

(別紙)

衆議院議員宮本岳志君提出大学の設置認可における教員審査に関する質問に対する答

弁書

一について

私立大学の設置認可の申請時において、当該大学に就任を予定している専任教員等の数が大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三条等に規定する必要数を満たしていない場合には、申請者は当該大学の設置の認可を受けることができない。

二について

文部科学省としては、私立大学の設置認可の申請時に申請者が提出した大学の設置に関する計画(以下「設置計画」という。)については、専任教員等の就任を含め、当該設置認可を受けた大学の設置者(以下「設置者」という。)が適切に履行すべきものであると考えている。

三について

文部科学省においては、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号。以下「手続規則」という。)第十四条の規定に基づき、設置者に対し、専任教員等の就任を含めた設置計画の履行の状況について書面による報告を求め、必要に応じて面接又は実地による調査を行っている。

四について

私立大学の設置認可の申請書類において、専

任教員等に係る月額基本給の記載を求めているのは、主として専任教員等の適格性を判断するための一要素とするためであり、実際に当該専任教員等に対して支払われる給与等の額がこの記載額と異なっていたとしても、それによって直ちに当該専任教員等の適格性が担保されなくなるものとは認められないが、文部科学省としては、こうした申請書類の記載額に比べ実際に支払われる給与等の額が著しく低い等の疑いがある場合には、必要に応じて、設置者に対し、手続規則第十四条の規定に基づく報告を求め、適切な大学の運営が行われるよう自主的な改善等を促すこととしている。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般に、雇用契約の効力については、個別具体の事例に即し、裁判所において判断されるものと考えている。

なお、学校法人が、法令上義務付けられる私立学校教職員共済制度等に係る手続を怠っていた場合には、関係機関において必要な指導等を行っているところである。

平成二十二年一月二十六日提出
質問 第四七号

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問主意書

本年一月二十二日付東京新聞に、「内部告発直前に逮捕、服役し出所 三井元大阪高検公安部長 本紙に語る『検察、また自民と一体』 小沢氏周辺捜査『裏金追及で反撃せよ』」との見出しで、元大阪高等検察庁公安部長の三井環氏が、検察庁における裏金問題について発言した記事(以下、「東京記事」という。)が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 千葉景子法務大臣は、「東京記事」を承知し、その内容を把握しているか。

二 三井氏は本年一月十八日、静岡市の静岡刑務所から出所しているが、千葉大臣は右を承知しているか。

三 「東京記事」には、「検察はまだ、前の政権与党だった自民党と一体になっている。民主党政権が、取り調べ可視化など検察にとつて都合が悪いことをしようとしているから、排除する」という考えだ」との三井氏の発言が掲載されているが、右に対する千葉大臣の見解如何。右の三井氏の発言は、事実を指摘したものと認識しているか。

四 三で、三井氏の発言が事実ならば、それは不偏不党、厳正公平を旨とする検察庁としてあってはならない態度であり、到底許されるものではないと考える。検察庁の監督官庁の長である

千葉大臣として、三井氏が指摘する事実について、同庁を徹底調査する考えはあるか。

五 四で、ないのなら、それはなぜか説明された。

六 三で、三井氏の発言が事実でないのなら、それは検察庁の名誉、権威を著しく傷つけ、同庁に対する国民の信頼を失墜させるものであり、同庁、特に同庁の監督官庁の長である千葉大臣として、看過すべきものではないと考える。千葉大臣として、三井氏本人または東京新聞に対して抗議をする考えはあるか。

七 「東京記事」には、「検察内部には『風を吹かす』という言葉があり、情報をリークして世論を味方につけることもある。」との三井氏の発言が掲載されているが、右に対する千葉大臣の見解如何。右の三井氏の発言は、事実を指摘したものか。検察庁内部では、捜査に関わる情報を外部に漏らすことによって、世論を味方につけるという手法が容認されているのか。

八 七で、三井氏の発言が事実ならば、それは国家公務員に課せられている守秘義務に反することであり、検察庁として許される行為ではないと考える。千葉大臣として、三井氏が指摘する事実について、同庁内部を徹底調査する考えはあるか。

九 八で、ないのなら、それはなぜか説明された。

十 七で、三井氏の発言が事実でないのなら、それは検察庁の名誉、権威を著しく傷つけるものであり、同庁、特に同庁の監督官庁の長であ

る千葉大臣として、看過すべきものではないと考える。千葉大臣として、三井氏本人または東京新聞に対して抗議をする考えはあるか。

十一 十で、ないのなら、それはなぜか説明された。

十二 「東京記事」には、「私が逮捕される直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発した後、参考人として国会で証言し、検事バッジを外す」とのスケジュールが既に出来上がっていた。逮捕当日は、新聞報道の後にテレビで報じるという約束でジャーナリストの鳥越俊太郎氏の取材を受ける予定だった。逮捕は、組織を守るための明らかな口封じだ」との三井氏の発言が掲載されているが、右に対する千葉大臣の見解如何。右の三井氏の発言は、事実を指摘したものか。検察庁として、同庁における調査活動費の裏金化を公の場で指摘しようとした三井氏を封じするため、同氏を逮捕したという事実はあるか。

十三 十二で、三井氏の発言が事実ならば、三井氏の逮捕は、検察庁による自らの犯罪行為を隠すための不当逮捕であり、到底許される行為ではないと考える。千葉大臣として、当時なぜ同庁が同氏を逮捕したのか、事実関係を徹底調査し、同氏の逮捕を決めた関係者を処罰し、全てを国民に明らかにする考えはあるか。

十四 十三で、ないのなら、それはなぜか説明された。

十五 十二で、三井氏の発言が事実でないのなら、それは検察庁の名誉、権威を著しく傷つけ

るものであり、同庁、特に同庁の監督官庁の長である千葉大臣として、看過すべきものではないと考える。千葉大臣として、三井氏本人または東京新聞に対して抗議をする考えはあるか。

十六 十五で、ないのなら、それはなぜか説明された。

内閣衆質一七四第四七号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事については承知している。

二について

個々の受刑者の刑の執行の状況に関するお尋ねについては、個人のプライバシーにかかわる事柄であり、お答えを差し控えたい。

三から六まで及び十二から十六までについて

個々の報道に関し、政府として、答弁することとは差し控えるが、これまで累次の質問主意書

に対する答弁書で述べたとおり、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。

七から十一までについて

個々の報道に関し、政府として、答弁することとは差し控えるが、これまで累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり、一般論として申し上げれば、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

平成二十二年一月二十六日提出
質 問 第 四 八 号

日本航空の再生に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

日本航空の再生に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書

本年一月十九日、日本航空は東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請し、それが受理されたと発表した。また同日、企業再生支援機構は同社を支援することを正式に決定したと発表した。右を踏まえ、質問する。

一 日本航空内に現在いくつかの組合があるか、鳩山由紀夫内閣、特に前原誠司国土交通大臣は把握しているか。

二 日本航空の職員給与につき、二十代、三十

代、四十代、五十代の社員並びに役員給与は、同世代の国家公務員、一般的な民間企業に勤める労働者のそれと比較してどれくらいの違いがあるか、鳩山内閣、特に前原大臣は把握しているか。

三、日本航空として、同社を退職した職員に対して年金の減額を依頼し、退職者もそれに応じているものと承知するが、減額前と減額後の退職者への年金額はいくらになるのか、鳩山内閣、特に前原大臣は把握しているか。

四、日本航空の再生に向け、我が国の国費、つまり税金はどれだけ投入される見通しであるのか説明されたい。

五、日本航空の再生に向け、四の税金が投入されることに鑑みる時、現在同社の社員がどれだけの給与を受け取っているのか、国民に明らかにする必要があると考えるが、鳩山内閣、特に前原大臣として右を国民に明らかにする考えはあるか。

六、日本航空の再生に際し、一の組合のあり方や二の職員の給与水準は、どの様な取り扱いを受けることになるのか説明されたい。例えば組合の一部解散・統合や、幹部職員の給与の減額等の措置はとられるのか。

七、六の措置は、四の日本航空の再生に向け必要とされる税金の額に鑑みて適切なものであり、国民の理解を得られるか。前原大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第四八号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本航空の再生に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日本航空の再生に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

御指摘の「日本航空」の範囲が必ずしも明らかではないが、株式会社日本航空インターナショナルの労働組合の状況、社員の平均年間給与額及び役員報酬の支給額については、同社の有価証券報告書に記載があると承知している。また、お尋ねの「国家公務員」及び「一般的な民間企業に勤める労働者」との比較については、一般職の国家公務員の平均給与は、例えば人事院が公表している国家公務員給与等実態調査の報告書に、また、民間企業の給与所得者の平均給与は、例えば国税庁が公表している民間給与実態統計調査の報告書にそれぞれ記載があると承知しているが、政府としては、これらの調査結果と「日本航空の職員給与」との比較は行っていない。

三について

株式会社日本航空インターナショナルによると、同社が実施する確定給付企業年金の受給権者等の三分の二以上から同意を得た同年金制度

の改定案については、改定後の受給権者等の年金受取総額が、改定前と比較して平均で約三十二パーセントの減額となると試算しているが、「減額前と減額後の退職者への年金額」については、個々人の状況により異なることから、一概に示すことは困難であるとのことである。

四について

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、再生支援を決定した株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジャルキャピタル（以下「対象事業者」という。）に対し、資金の貸付け等を通じてその事業の再生を支援することとしており、そのために必要となる資金については、政府保証を付した上で金融市場より調達し、又は調達する見通しであると承知しているが、当該政府保証は、国費の投入を前提にしたものではない。

なお、機構は、対象事業者について、既に金融機関からの千億円の借入れに係る債務保証及び三千五百五十億円の融資枠の設定を行ったところであるが、更に三千億円以上の出資を行うことを予定していると承知している。

六及び七について

対象事業者等の「職員の給与水準」に関しては、機構が公表した対象事業者が機構に提出した事業再生計画の概要において、対象事業者等は運航乗務員及び客室乗務員の硬直的な報酬体系の抜本的改革を図る等の見直しを行うこととされているが、具体的には、今後、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき策定される対象事業者についての更生計画において定

められることとなると承知している。
また、対象事業者等の「組合のあり方」に関する「取り扱い」については承知していない。
いずれにしても、政府としては、対象事業者等について、国民目線に立った確実な再生を図るため、必要な支援を行うこととしている。

平成二十二年一月二十七日提出
質 問 第 四 九 号

沖縄県名護市長選挙の結果を受けた内閣官房長官の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

沖縄県名護市長選挙の結果を受けた内閣官房長官の発言に関する質問主意書

本年一月二十四日、沖縄県名護市長選挙が行われ、米軍の普天間飛行場を同市の辺野古沖に移設するとする現行の日米合意に反対する稲嶺進氏が当選を果たした。右を踏まえ、質問する。

一 今回の名護市長選挙において、民主党、社民党、国民新党の連立与党は稲嶺氏を推薦していたと承知する。今回の選挙結果につき、鳩山由紀夫内閣はどのような見解を有しているか。

二 平野博文内閣官房長官は本年一月二十五日の記者会見において、稲嶺氏が当選したことが普天間飛行場の移設問題にどのような影響を与えるかとの問いに対し、「一つの民意としてはあるだろうが、検討していく上においては、あまりそのことも斟酌してやらなければいけないという理由はない」と述べている。と述べたと承知する。先の名護市長選挙の結果は、紛れもなく普

天間飛行場移設問題に最前線で相對している地元住民の民意の表れであると考え、平野長官として、それを斟酌しなくてはならない理由はないと考えるのはなぜか。

三 本年一月二十六日、平野長官は普天間飛行場移設問題につき、「地元の合意がなければ現実的に難しいのでは」との質問に対し、「そこは十分検証したい。法律的にやれる場合もあるだろう。色んなケースがあると思う」と述べたと承知する。右の「法律的にやれる場合」とは、具体的にどの様な手法を指しているのか説明された。

四 鳩山内閣として、普天間飛行場移設問題については、本年五月までに最終的な結論を出すことを米国側に約束しているものと承知する。その様な中、今の時期に内閣官房長官の任についている者が、法的措置云々について言及することは、混乱を生じさせることはあつても、地元住民の理解を得た問題の円満解決に資することにはならないと考えるが、平野長官の一連の発言に対し、鳩山由紀夫内閣総理大臣はどの様な見解を有しているか。

右質問する。

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県名護市長選挙の結果を受けた内閣官房長官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県名護市長選挙の結果を受けた内閣官房長官の発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について
平成二十二年一月二十四日に執行された名護市長選挙の結果は、名護市民の民意の一つの表れであると受け止めている。

御指摘の発言は、普天間飛行場の移設問題について、現在、内閣官房長官を長とする沖縄基地問題検討委員会において、特定の前提を置かず、あらゆる選択肢を幅広く検討しているとの趣旨を述べたものである。

三及び四について
御指摘の発言は、普天間飛行場の移設を進めていく上で必要となる手続について、一般論として、関係地方公共団体の同意が法定の要件になつていない場合もあるとの趣旨を述べたものである。

いずれにせよ、普天間飛行場の移設問題については、現在、内閣官房長官を長とする沖縄基地問題検討委員会において、特定の前提を置かず、あらゆる選択肢を幅広く検討しているところであり、安全保障上の観点も踏まえつつ、沖縄県民の気持ちを何よりも大事にしながら、過去の日米合意や平成二十一年九月九日の「連立政権樹立に当たつての政策合意」を踏まえつつ精力的に検討を重ね、米国とも調整をして理解を求めた上で、本年五月末までに政府として具体的な移設先を決定する考えである。

平成二十二年一月二十七日提出
質問 第五〇号
検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問主意書

検察庁による情報のリーク（以下、「リーク」という。）に関し、例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針でいるか、また聴取に応じた人物がどの様なことを述べたか、他には、逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定であるか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関（以下、「マスコミ」という。）に流すことと定義する。右「前回答弁書」（内閣衆質一七四第三号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、鳩山内閣として「リーク」はないと考える根拠は何か、また本年一月十三日、かつて小沢一郎民主党政幹事長の秘書を務めていた石川知裕代議士の議員会館の事務所に、小沢幹事長の資金管理団体「陸山会」の収支報告書の記載に不透明な点があるとして、東京地方検察庁特別捜査部による強制捜査が行われ、同月十五日、石川代議士は政治資金規正法違反の

容疑で逮捕された件につき、昨年末の段階から「マスコミ」による報道がなされていたが、この件につき鳩山内閣として一切の「リーク」もなされていないと認識しているか、更に検察庁しか知り得ない情報、特に国会議員の固有名詞までもが、なぜ新聞社によつて報じられるのか、鳩山内閣、特に千葉景子法務大臣としてその原因は何であると認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っているものと思われ、御指摘のような報道がなされていたからといって、捜査情報等の漏えいがあつたとは考えていない」との答弁がなされている。また、石川代議士が聴取を受けた際に話した内容が、石川代議士本人は誰にも話していないのにも関わらず、なぜかそのまま新聞記事の中で、カギ括弧の形で引用されていること、そして石川代議士と石川代議士を聴取した検察官しか知り得ない情報が、石川代議士が他人に話していない中で他者に漏れているということは、もう一方の当事者である検察側が「リーク」していると考えるのが自然であり、千葉大臣として、なぜこの様なことが起きたのか、監督官庁の大臣として、検察庁、特に東京地検に対して徹底した調査を行う考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「特定の記事の内容が捜査の内容と同一であることを前提とした質問についてお答えすることは差し控えるが、一般論としては、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密

の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁を起案し、作成した者の官職氏名を全て明らかにされたい。

二 千葉大臣は、前回質問主意書における当方の質問に目を通し、その内容を把握しているか。
三 東京地検特捜部において、石川代議士の事件について「マスコミ」対応を担当している者は誰か明らかにされたい。

四 一の答弁には「捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはない」とあるが、石川代議士の事件に關し、その真偽は別として、逮捕された者がどの様な供述をしているか等、非常に機微な内容の報道が「マスコミ」によってなされていても、千葉大臣として、いささかも「リーク」の可能性を疑うことはないのか。

五 前回質問主意書で、千葉大臣として東京地検特捜部による「リーク」はないか、徹底した調査をする考えはあるかと問うたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされず、前政権と全く同じ、曖昧な答弁がなされているのみである。調査するか否か、明確な答弁を再度求める。

六 本年一月十九日、計約四億三千万円を脱税していたとして、大阪市西区のバチンコ情報会社「梁山泊」グループ二社が家宅捜索を受け、大阪地方検察庁特別捜査部は、同グループ代表の豊臣春国氏ら三人を脱税容疑で逮捕した。右事件に關し、大阪地検特捜部より「マスコミ」に対して「リーク」がなされたという事実はないか、千葉大臣は把握しているか。

七 六の事件に關し、大阪地検特捜部が、「リーク」することを条件に、逮捕される当事者には接触しないようにと、「マスコミ」に圧力をかけていた事実はないか、千葉大臣は把握しているか。

八 六の事件に關し、NHKと朝日放送が大阪地検の意に反して当事者と接触し、同地検への出入りを禁止されたという事実はないか、千葉大臣は把握しているか。

九 東京地検特捜部及び大阪地検特捜部において、これまで一度も「リーク」がなされたことはないか。
右質問する。

内閣衆質一七四第五〇号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号)については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官(以下「政務三役」という。)が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政

務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかかけ、決定したところである。

一 民主党は昨年の総選挙でのマニフェストで、政治家百人を政府入りさせるとしていた。そこで、麻生政権と比較して、現鳩山内閣では、何人から何人に増えたのか。そして、そのことによる給与や事務スタッフの件数、事務費、公用車等で総額いくら経費が増えたのか。

三 仮に四月から政治主導確立関連法案が施行されたとした場合、政務調査官や首相補佐官等も合わせ、民間出身者も含め、鳩山内閣を構成する人数は、最大で何人になるのか。そして、それに伴う給与や事務スタッフの件数、事務費、公用車等の必要経費が、総額いくらに膨らむのか。

二 現在、内閣府等に民主党職員がスタッフとして実質勤務していると聞か、それは事実か。その人数は何人になっているのか。そして、給与等、国からの経費が発生しているのか。あるとすれば、総額でいくらになっているのか。また、政府内に勤務させる民主党職員の人数をさらに増やす予定はあるのか。

四 一、三で取り上げた経費は、平成二十一年度第二次補正予算案や、平成二十二年予算案に計上されているのか。仮に計上されているのなら、右の予算案以上に増えることは決まっているのか。

五 一、四の問いに対する回答を踏まえ、鳩山内閣が推進しようとしている政治主導とは国民に十分な便益を与えるものなのか、具体的な費用対効果を示しつつ見解を明らかにされたい。

平成二十二年一月二十七日提出
質問 第五一 号

鳩山内閣の政治主導に関する経費に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

鳩山内閣の政治主導に関する経費に関する質問主意書

鳩山内閣は、今通常国会に政治主導確立関連法案を提出し、四月に施行予定としている。従って、次の事項について質問する。

内閣衆質一七四第五一号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の政治主導に関わる経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の政治主導に関わる経費に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政治家」の増員については、麻生内閣においては、平成二十一年九月十五日時点で、六十九人の国会議員が国務大臣等（内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官をいう。以下同じ。）に任命されていたのに対し、鳩山内閣においては、平成二十二年二月五日時点で、七十人の国会議員が国務大臣等に任命されている。

また、お尋ねの「給与や事務スタッフの人件費、事務費、公用車等」の範囲が明らかでないため、お尋ねの経費の増加額についてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「内閣府等に民主党職員がスタッフとして実質勤務している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十二年二月五日時点で、内閣官房専門調査員として、民主

党事務局職員二十五人を採用している。お尋ねの当該職員の採用に係る経費の総額については、「給与等、国からの経費が発生」の範囲が明らかでないため、お答えすることは困難である。なお、内閣官房専門調査員には国からの給与は支給していない。

また、現時点で内閣官房専門調査員を増員する予定はない。

三について

平成二十二年二月五日に閣議決定した政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案においては、内閣官房副長官一人の増員、国家戦略官一人の新設及び内閣総理大臣補佐官の定数につき五人以内から十人以内とする増員並びに国家公安委員会委員長たる国務大臣を補佐する大臣政務官一人の新設を行うとともに、内閣官房に内閣政務参事及び内閣政務調査官を、各府省に政務調査官をそれぞれ新設し、その定数を政令で定めることとしている。

また、お尋ねの「給与や事務スタッフの人件費、事務費、公用車等の必要経費」の範囲が必ずしも明らかでないが、当該内閣官房副長官の増員等に伴って必要となる人件費及び物件費として、約五億千万円を平成二十二年予算に計上している。

四について

政府としては、三についてお答えしたとおり、内閣官房副長官の増員等に伴って必要となる経費を平成二十二年予算に計上しているも

のである。

五について

お尋ねの「具体的な費用対効果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、鳩山内閣においては、国民の審判を受けた政治家が国民の視点で政策の調整や決定を行い、政府の運営に名実ともに責任を持つ新たな体制を構築し政治主導を確立することにより、国民一人一人が豊かさを実感できる真に国民のためになる政策の実現が図られるものと考えている。

平成二十二年一月二十八日提出
質問 第五二二号

松くい虫対策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

松くい虫対策に関する質問主意書

去る一月二十日、青森県蓬田村の防風林のクロマツから、松くい虫被害が見つかった。これまでは青森県と北海道を除く各都府県で、発見されてきた被害である。しかし、自生するマツで、青森県では初めての被害が確認されたことから、県内関係機関では、大きな不安を抱いている。

従って、次の事項について質問する。

一 青森県内で自生するマツから松くい虫が初めて確認されたことで、北海道を除く各都府県の被害確認となるのか。

二 一月二十日に被害が確認された直後から、国は、青森県や蓬田村、森林・林業関係団体等とどのような対応をしてきているか。

三 クロマツは保水力があり、土砂流出を妨げ、

災害を防ぐ力がある。そして、海岸砂防林や防風林として保安林の役割を担う一方、景観上も公益性を持つ樹木である。また、アカマツも建材の一部として需要があり、景観や自然保護の面での機能を持つ樹木であることから、病害対策は極めて重要と考えるがいかがか。

四 今回の事態を受け、感染経路等をはじめ、発生原因をどのように究明し、また、何よりも拡大防止に向け、どのように対応していくのか。樹木の徹底的な監視や、防除活動を行うことが重要と考えるがいかがか。

五 全国的に松くい虫被害が発生してきたが、青森県で自生するマツから、初めて松くい虫被害が確認された事態を受け、国の松くい虫被害対策の中でも、集中的に対応すべきではないか。

一月二十八日に、国と県・市町村、森林・林業関係団体等からなる連絡協議会が開かれる予定となっている。国のリーダーシップを求めたいと考えるがいかがか。

六 松くい虫対策として、今年度の予算措置はどうなっており、また、来年度の予算案ではどうなっているのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第五二号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出松くい虫対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出松くい虫対策に
関する質問に対する答弁書

一について

青森県内に自生する松から松くい虫被害(松くい虫が運ぶ線虫類による被害をいう。以下同じ。)の発生が初めて確認されたことから、北海道を除く各都府県で松くい虫被害の発生が確認されたこととなるものと承知している。

二について

当該松くい虫被害の発生が確認された本年一月二十日以降、農林水産省は、青森県に対して当該被害の発生状況の聞き取り及び助言を行うとともに、独立行政法人森林総合研究所に対して当該被害の発生原因の究明に協力するよう要請したところである。また、本年一月二十五日には、農林水産省職員を現地へ派遣し、被害の発生状況等の調査を行うとともに、当該被害を受けた松に対する迅速かつ適切な処理や他の松に対する監視活動の強化等について、青森県に対して助言を行ったところである。

三について

松の森林病虫害対策については、森林の保全を図る上で重要であり、森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)に基づき、森林病虫害等の駆除及びそのまん延の防止のための措置を講じているところである。

四について

感染経路等を始め、今回の松くい虫被害の発生原因については、青森県において究明することとなるが、農林水産省としても、独立行政法

人森林総合研究所に対して、当該青森県が行う被害の発生原因の究明に協力するよう要請したところである。松くい虫被害の拡大の防止については、松くい虫被害を受けた樹木が見えられた場合には、早期に、かつ、徹底的に、松くい虫の駆除、監視活動等の防除活動を行うことが重要であると考えている。

五について

現時点においては、松くい虫被害のまん延が確認されていないものの、政府としては、松くい虫が異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、森林病虫害等防除法に基づき、適切に防除を実施していく考えである。なお、本年一月二十八日に青森県が開催した連絡協議会においては、青森県、国、関係市町村、独立行政法人、企業等が連携して被害の拡大の防止に取り組むこととされたところである。

六について

松くい虫被害対策については、平成二十一年度予算においては森林病虫害等被害対策として九億三千二百三十三万二千元を計上したところであり、平成二十二年予算においては同対策として九億三千二百三十三万二千元を計上しているところである。

平成二十二年一月二十八日提出
質 問 第 五 三 号

外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見
解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見
解に関する質問主意書

二〇〇六年三月十日の政府答弁書(内閣衆質一六四第一一七号)で、「外務省の報償費は、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用するために設けられている経費である。」との説明がなされている外務省の報償費、いわゆる機密費の定義について、昨年九月十六日提出の質問主意書で問うたところ、同年十月一日の政府答弁書(内閣衆質一七二第一八号。以下、「政府答弁書」という。)では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、外務省における報償費のこれまでの経緯についての確認作業は、現在どのような進捗状況にあるのか説明されたい。

二 かつて外務省において、報償費を首相官邸に上納するという慣行があったと承知するが、新内閣は右を確認できているか。

三 二で、確認できているのならば、二の慣行は何のために、また、いつからいつまで行われていたのか説明されたい。

四 二〇〇五年十一月一日の政府答弁書(内閣衆質一六三第三二六号)では、外務省大臣官房会計課審査室について「外務省大臣官房会計課審査室(以下「審査室」という。)は、外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)第二十二条各号に掲げる事務をつかさどる会計課にあり、報償

費及び外務本省の交際費に関する事務を行っている。」との説明がなされているが、同室に報償費関連の文書が保管されているという事実はあるか、新内閣は確認できているか。

五 かつて報償費が、外務省における公務とは関係のない会食等、私的に流用された事実があり、その際にかかった費用、参加した人数等の詳細を明記した文書が同省大臣官房会計課審査室に保管されていると承知する。鳩山由紀夫内閣総理大臣、そして岡田克也外務大臣は、国民の税金が原資である同省の報償費について、右で挙げた様な不適切な使途の実例を徹底的に調査し、そのあり方を見直す考えはあるか。「政府答弁書」では前文で挙げた答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

右質問する。

内閣衆質一七四第五三号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費
に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質
問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「報償費を首相官邸に上納するとい

「慣行」の意味するところが明らかではないが、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。なお、現在は外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていることはなく、また、今後においても使われることはない。

四について

外務省大臣官房会計課審査室は報償費関連文書を外務省文書管理規則(平成十八年外務省訓令第十六号)に基づき保管している。

五について

これまでの経緯等を確認したところ、お尋ねのような事例の存在は確認されなかった。

平成二十二年一月二十八日提出
質問 第五四号

検察官適格審査会に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察官適格審査会に関する質問主意書

一 法務省内部に検察官適格審査会という機関が設けられていると承知するが、それが設置された経緯や目的、果たすべき職責等、その沿革について詳細に説明されたい。

二 検察官適格審査会はどのような人物によって構成されているか。

三 二の人物の中に、過去に検察官を務めた者は含まれているか。

四 検察官適格審査会に所属する人物に対して報酬は支払われるか。

五 一般の人物が自ら申し出ることによって、検察官適格審査会の構成員となることは可能か。

六 五で、可能ならば、これまでその様なケースがあったのか否か説明されたい。

七 検察官適格審査会により、ある検察官が不適格とされ、罷免勧告を受けた事例はあるか。あるのなら、それらを全て明らかにされたい。

八 検察官適格審査会は、その組織のあり方が形骸化し、ほとんど機能を果たしていないのが実態ではないのか。同審査会は、一の目的に合致した活動をし、その職責をきちんと果たしているか。千葉景子法務大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第五四号
平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官適格審査会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官適格審査会に関する質問に対する答弁書

一について

検察官適格審査会(以下「審査会」という。)は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求するなど、司法権の適正な運営を図る上で極めて重大な職責を有する検察官

について、心身の故障、職務上の非能力その他の事由によりその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知する役割を担うものとして、昭和二十二年五月三日に施行された検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)により設置された。

二について

審査会は、国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員をもって組織され、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員が置かれている。

三について

現在の委員及び予備委員のうち各一名は、検察官であつた者である。

四について

国会議員を除く委員が審査会の会議に出席したときには、委員手当を支給することができ

五及び六について

委員のうち、国会議員である委員及び予備委員は、衆議院及び参議院においてそれぞれこれを選出し、それ以外の委員及び予備委員は、最高裁判所判事、日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員及び司法制度に関し学識経験を有する者につき、法務大臣がこれを任命することとされている。

七について

検察官が審査会の議決を経て、罷免された事例は、平成四年、行方不明の検察官について罷免された一件である。

八について

審査会は、すべての検察官について三年ごとに定時審査を行っているほか、各検察官について随時審査を行っており、その役割を十分に果たしているものと考えている。

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出政權交代時における内閣官房機密費の支出等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出「竹島」の記述に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出戸別所得補償制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出地方公共団体の管理する道路や河川の補修・改修に対する財政措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十一年度第二次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の自治体への配分・執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算と地方経済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員棚橋泰文君提出内閣総理大臣鳩山由紀夫君の脱税疑惑等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出経済の中期的見通しに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出農林水産省の組織再編に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

平成二十二年一月二十九日提出
質 問 第 五 五 号

政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する質問主意書

昨年十一月二十一日の新聞報道によると、第四十五回衆議院議員総選挙が行われた二日後の同年九月一日、前政権の河村建夫内閣官房長官により、二億五千万円の内閣官房機密費が引き出されていたとのことである。また、右の総選挙において、鳩山由紀夫代表率いる民主党は、官僚政治打破、国民目線に立った、生活者第一の政治の実現を訴えていたと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 内閣官房機密費は全て国民の税金を原資にしたものである。そうである以上、我が国の国益に資する形で支出されなくてはならず、その使途についても、可能な限り国民に情報を開示し、透明性の確保を図る必要があると考える

が、平野博文内閣官房長官の見解如何。

二 前文で触れた様に、衆院選後、前政権により全て使い切る形で二億五千万円もの機密費が引き出されていたことにつき、平野長官としてどのような見解を有しているか。

三 一般に、政権交代がなされる際、政権を明け渡す前政権側が我が国の国益のために機密費を用いる必要性が生じることはないと考えられる。前文で触れた様に、民主党はかねてから官僚政治打破、国民目線に立った、生活者第一の政治の実現を訴え、機密費についても、支払記録を作成し、一定期間後に公表することを義務付ける等、その透明性確保を図ることを主張していたと承知するが、右につき平野長官は「前政権のことで、根掘り葉掘り調べる立場にない。調査しても出てこないのではないかと」、また鳩山由紀夫内閣総理大臣は「政権交代が起きる時はこういうものではないか。あまり旧政権のことをとやかく言うつもりはない」と述べていると報道されている。これでは国民の理解、支持は得られず、自ら述べてきたことに自ら反することになるのではないか。

四 鳩山内閣として、なぜ前政権が政権交代の際に二億五千万円もの機密費を支出する必要があるのか、官僚政治打破、国民目線に立った、生活者第一の政治の実現を訴えていた自らの主張を鑑み、徹底的な調査をするべきであると考え、鳩山総理、平野長官の見解如何。

内閣衆質一七四第五五号
平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

内閣官房報償費については、我が国の国益に資するよう執行していくことは当然であるが、その使途等を明らかにすることは、相手方との信頼関係を損ない、今後の内閣官房報償費を用いて行う情報収集等の活動に影響を与えるおそれがあると考えている。いずれにせよ、鳩山内閣としては、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、来年度一年間を通じて内閣官房報償費を責任を持って執行し、その使途等を検証していくこととしている。

二及び四について

内閣官房報償費は、取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であり、お尋ねの内閣官房報償費についても、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものであると考える。

平成二十二年一月二十九日提出
質 問 第 五 六 号

「竹島」の記述に関する質問主意書

提出者 馳 浩

「竹島」の記述に関する質問主意書

高校新学習指導要領の地理歴史解説書に「竹島」の文言が記述されていないが、教科調査官等が作成する原案においては「竹島」の文言が記述されていた可能性がある。

教育は子供の人格的發展に資するだけでなく、明日の主権者を育成するという意味を有する重要な事柄である。

また、政策決定はその結果同様、あるいはそれ以上にその過程が重要である。国民主権の下では政府の情報は国民のものであり、公開されるのが原則である。

従って、次の事項について質問する。

一 高校新学習指導要領の地理歴史解説書の原案に「竹島」の文言は記述されていたか。

二 その存否を明らかにできないとするならば、その理由如何。

三 仮に、右原案に「竹島」の文言が記述されていたならば、誰がどの段階で「竹島」の文言を削除したのか。

四 この解説書の決定がなされた政務三役会議の議事録があるならば、その公開を求める。

五 四の議事録が公開されないとするならば、その理由如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第五六号

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出「竹島」の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出「竹島」の記述に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねの高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の地理歴史科の解説における我が国の領土問題に関する記述については、最終的に文部科学大臣の責任において決定したものであるが、その検討過程の詳細について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、差し控えたい。

平成二十二年一月二十九日提出
質問 第五七号

戸別所得補償制度に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

戸別所得補償制度に関する質問主意書

政府与党は、米農家への戸別所得補償制度を来年度から実施することとし、そのため農林水産省は全国各地で説明会を開いている。去る一月二十五日、青森市内で県内の農家や市町村担当者等に向け、説明会を開いた。しかし、出席者からは、

大きな不安や戸惑いの声が相次いだ。そこで、現場で出た疑問や意見に対して、しっかりとした対応が出来るのかどうか、鳩山内閣の責任は極めて重大であると考えてる。

従って、次の事項について質問する。

一 「所得補償」にしても米価はどうなるのか。業者（小売側など）は補償分を価格から下げると言っていると言っている。米価は下がる一方になるのではないか。国は価格保証もすべきだ。」という現場の不安な声に、国はどう具体的に対応するのか。

二 「これまでは地域ごとに助成額が決まっていた転作物だったが、平成二十二年度からは助成額が全国一律となり、額の減少する農家には、地元が独自に一定額を上乗せ出来る。しかし、地域によって、主要生産作物が異なるため、どの作物を助成の対象にするか、国の指導で転作に応じてきた農家にとっては、死活問題になり、つまり『こちらを立てれば、あちらが立たずになる』という事態を招くことになる」という現場の不安な声に、国はどう具体的に対応するのか。

三 「戸別補償を巡っては、小規模農家も対象になることから、集落営農など大規模化を推進してきた従来の取り組みに逆行する」という現場の不安な声に、国はどう具体的に対応するのか。

四 地元紙の報道によれば、担当者は「所得補償は赤字の穴埋めでしかない。利益確保には、規模拡大などの努力が必要だ。」と述べている。こ

のコメントこそ、政府与党が総選挙の際に掲げたマニフェストと大きな乖離を示しており、農家の大きな不安の声を助長していることにつながると思われるが、国はどう具体的に対応するのか。

五 「説明を聞いても具体的にどの程度所得が上がるのか示してくれない。助成額がはつきりしない。」という現場の不安な声に、国は具体的にどう対応するのか。

六 麦や大豆の作付けが多い自治体の担当者からの二月中旬に予定している農家への説明会で、単価を示さなければ営農計画に関わるので、早期に方針を示すべきだ。」という現場の不安な声に、国はどう具体的に対応するのか。

七 去る十一月三十日、私が提出した質問主意書において、「鳩山総理は、臨時国会の所信表明の中で、八月の総選挙公示翌日の八月十九日の遊説における八戸市での街頭演説の時のエピソードを述べられた。その街頭演説の中で『政権交代すれば、農家への戸別所得補償制度で、コメだけではなく、りんごの値段が生産費とひっくり返った時は補てんする。』と有権者の前で演説している。民主党は、マニフェストでも、農畜産物について『戸別所得補償制度を実施すると国民と契約している。また、民主党候補者も、りんごをはじめ果樹も、実施対象にする」と訴えていた。りんごは最近価格が低迷し、特に青森県では、昨年の降雪霜被害もあり、りんご農家の経営対策は、緊急を要すると思われる。」と質問した。これに対して、鳩山総理か

らの答弁書では、「戸別所得補償制度については、現在、米・麦・大豆など恒常的に販売価格が生産費を下回っている品目を対象とすることを基本として検討しているところである。果樹については、現時点でそのような状況にないため、現在検討中の仕組みがそのまま適用されることにはならないと考えている」と答弁している。では、何故街頭演説の中で、答弁書の内容のことを言わなかったのか、誠に疑問を抱く。よって、今一度問うが、民主党はマニフェストで、農畜産物について戸別所得補償制度を実施すると国民と契約している。りんごをはじめ、米以外の農畜産物については、いつから実施するのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第五七号
平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出戸別所得補償制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出戸別所得補償制度に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年度予算において実施することを予定している米戸別所得補償モデル事業は、農業・農村をめぐる厳しい情勢の中で、恒常的な赤字に陥っている水田農業の経営の安定を図る

ために交付金を交付するものであり、交付金の相当額が販売価格の引き下げに転嫁されれば、同事業の目的に反するものと考えている。このため、米戸別所得補償モデル事業の趣旨について、生産者、流通業者双方に対して十分に周知を図り、農家の所得の確保につながるよう努めてまいりたい。

なお、米戸別所得補償モデル事業では、農家ごとに定められた米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家に対して、当年産の米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を交付することとしており、一定水準まで農家の所得は補償されるものとなっている。

二及び六について

平成二十二年度予算において実施することを予定している水田利活用自給力向上事業においては、助成単価がこれまでに比べて減少する地域における安定的な生産体制が維持できるよう、都道府県が国との協議の上で助成額の上乗せを行うことを可能とする激変緩和措置(以下単に「激変緩和措置」という。)を設けることとしている。政府としては、早期に具体的な助成額を各地域に示すことができるよう、都道府県との協議を適切に進めていく考えである。

三及び四について

米戸別所得補償モデル事業は、米を販売する農家を対象にその標準的な生産に要する費用と販売価格との差額について、交付金を交付するものであり、意欲のあるすべての農家が水田農

業を継続できる環境を整えることを目指している。一方で、全国一律の交付単価としたため、コストを下げたり、販売価格を上げるなどの経営努力を行えば、その分メリットが大きくなる仕組みとなっており、集落営農を組織して大規模化を目指す方向と矛盾するものではない。政府としては、このような米戸別所得補償モデル事業の特色について、生産現場への周知を積極的に図ってまいりたい。

五について

米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業については、簡素で分かりやすい制度とする観点から、助成体系についても、全国一律の交付単価を基本としており、作付けをする農産物の品目と面積が定まれば、簡単なおおよその助成額の計算ができる仕組みとなっている。ただし、現時点においては、地域振興作物として都道府県が単価を設定できる作物の具体的な単価や激変緩和措置による作物ごとの加算額が決まっていないので、水田利活用自給力向上事業の助成額を示せないでいるが、都道府県との協議を経て助成額が定まり次第、早急に周知を図ってまいりたい。

七について

戸別所得補償制度については、平成二十三年度から本格的に実施することとしており、現在、米のほか、麦・大豆など恒常的に販売価格が生産費を下回っている品目を対象とすることを基本として検討しているところである。その他の農畜産物の取扱については、今後、米

戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業の実施状況等を見極めつつ、検討を進めていくこととしている。

平成二十二年一月二十九日提出
質問 第五八号

地方公共団体の管理する道路や河川の補修・改修に対する財政措置に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

地方公共団体の管理する道路や河川の補修・改修に対する財政措置に関する質問主意書

地域における社会資本整備の努力により、地方公共団体の管理する道路延長は増加し、側溝の蓋かけ、電柱の移設、曲り角のスミ切りなどの機能向上を伴う補修・改修に対する住民の要望が増大している。また、局地的な豪雨に対応するには国管理の一級河川のみならず、地域内の水系を形成する準用河川の改修が重要な対策となってきた。

従前、これらの事業に係る国の財政措置については、建設優先の対応であったが、平成二十一年度に河川事業に係る事業区分の再整理により、機能向上等を伴う事業への手当がなされたことは、時宜にかなったものと認識するところである。ついで、以下五項目にわたり内閣の見解を問う。
一 地域における社会資本整備において、ストック管理や機能向上の果たす役割が大きくなってくるものと考えるがいかがか。

二 局地的な災害対策の点で、水系を構成する小規模河川の改修が重要と考えるがいかがか。また総合的な対策は考えられているのか。

三 地方公共団体が行う道路や河川の補修・改修に対する国庫補助制度を更に充実させる考えはあるか。

四 地方公共団体が行う道路や河川の補修・改修に対する地方債措置について何う。

五 四について、必ずしも市町村には周知されていないように危惧され、総務省と国土交通省にて更に周知に取り組んではと考えるがいかがか。
右質問する。

内閣衆質一七四第五八号

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出地方公共団体の管理する道路や河川の補修・改修に対する財政措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出地方公共団体の管理する道路や河川の補修・改修に対する財政措置に関する質問に対する答弁書

一について

政府としても、御指摘のとおりと考える。

二について

局地的な豪雨による水害対策としては、小規模河川も含めた水系全体としての河川整備が重

要であると考えている。また、このような河川整備とともに、当該河川の流域において、雨水を一時的に貯留する施設の整備や、河川管理者、市町村及び地域住民との間の防災情報の共有の推進などの施策を組み合わせた総合的な治水対策を推進しているところである。

三について
平成二十一年十二月二十五日に国土交通省が公表したとおり、地方公共団体が行う社会資本整備について、道路整備や河川整備等の個別の事業に関する既存の補助金を原則として廃止し、地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金(仮称)を平成二十二年度に創設することとしており、現在、その詳細について検討しているところである。

四及び五について
地方公共団体が行う道路や河川の補修・改修に係る事業であつて、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象とすることができ

る。この地方債措置に関しては、既に地方公共団

体に対して通知しているところである。

平成二十二年一月二十九日提出
質問 第五九号
平成二十一年度第二次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の自治体への配分・執行に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

平成二十一年度第二次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の自治体への配分・執行に関する質問主意書

平成二十一年度第二次補正予算では、地方公共団体が実施する危険な橋梁の補修、電線の地中化や都市部の緑化、森林における道路整備等、きめ細かなインフラ整備事業を対象とした「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」五千億円が設けられたところであり、地方における公共投資を増額し、地域の景気を切れ目なく下支える効果を意図されたものと思料する。については、その配分及び執行について以下三項目にわたり質問する。

一 自治体においては、二月ないし三月の議会へ提出する補正予算で対応することとなるが、配分額の決定時期はいつ頃を予定されているのか伺う。

二 配分方法について、五千億円のうち四千五百億円は自治体の外形的指標で算定し、五百億円は自治体からの計画の提出を受けて算定することである。本交付金の臨時性に鑑み、迅速で客観的な算定が望ましいと考えるが、内閣の見解を伺う。

三 自治体においては、執行は年度を超えていくものと思われるが、内閣としての見通しを伺う。

右質問する。

内閣衆質一七四第五九号
平成二十二年二月九日
衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十一年度第二次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の自治体への配分・執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十一年度第二次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の自治体への配分・執行に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十一年度第二次補正予算に計上した地域活性化・きめ細かな臨時交付金については、予算額五千億円のうち、四千五百億円について本年一月十五日に交付限度額の見込みを地方公共団体に通知したところであり、残りの五百億円については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成二十一年十二月八日閣議決定)の趣旨に沿った、効果が高いと認められる事業を実施しようとする地方公共団体に配分することとしている。各地方公共団体ごとの配分額については、本年二月三日までに提出された実施計画を基に、早急に決定する予定である。

三について

地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三の規定に基づき繰越明許費とされ、平成二十二年に繰り越して使用することが可能となっている。各地方公共団体における個別事業の執行については、当該地方公共団体において適切に判断されるものと考えている。

平成二十二年二月一日提出
質問 第六〇号
平成二十一年度第二次補正予算と地方経済に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

平成二十一年度第二次補正予算と地方経済に関する質問主意書

政府は昨年十月十六日に平成二十一年度第一次補正予算(以下、「一次補正」とする。)の執行停止を閣議決定し、執行停止した財源を平成二十二年当初予算の財源にするとされていた。ところが、日本経済の景気の悪化を理由に、平成二十一年十二月八日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(以下、「緊急経済対策」とする。)が閣議決定され、これに基づき編成された総額約七、二兆円もの平成二十一年度第二次補正予算(以下、「二次補正」とする。)が先日成立したが、その原資には一次補正の執行停止分の約二、九兆円も含まれている。また今般、平成二十二年当初予算も国会に提出されている。

これを踏まえて、次の事項について質問する。

一 昨年十月の一次補正の執行停止から、この度の二次補正が成立するまでに約三ヶ月間の空白期間が生じたことになるが、一次補正がそのまま執行されていた場合の日本経済と、現況とを比較してどちらがどの程度日本経済に寄与するか、具体的にお教えいただきたい。特に、一次補正の執行停止が四国地方経済へ与える影響についてお教えいただきたい。

二 政府は「コンクリートから人へ」のスローガ

ンの下、一次補正の執行停止で公共工事部門を大きく削減し、二次補正では公共事業系の補助事業は全くなく、さらに平成二十二年度当初予算でも公共事業関係費は約十八%減、来年度の地方財政計画でも投資単独が約十五%減と地方の主要産業である公共工事を大きく削っている。政府としては、地方の主要産業である公共工事を大きく削減しても地方景気に支障がないと判断しているのか。公共工事を大きく削減した後、地方の人々の生活をどう保障されるつもりなのかお聞かせいただきたい。また、具体的に来年度における四国地方各県の公共工事は、国・地方併せて総額どれくらい減少すると見込まれているのかお聞かせいただきたい。

三 地方経済において公共工事は基幹産業と認識しているが、政府は地方経済における公共事業に代わる主要産業をどう育成されるのか展望をお聞かせいただきたい。また、その産業育成を政府としてどう支援されるつもりかお聞かせいただきたい。

四 緊急経済対策のとりまとめの中心となったと報道されている「経済対策検討チーム」の構成員、開催回数、議論の概要を教えてください。政府は緊急経済対策のとりまとめ作業を「政治主導」によるとりまとめと評価しているかお教えいただきたい。

五 緊急経済対策のとりまとめに当たつての民主党、社会民主党、国民新党の間の調整はどのように行われたのかお教えいただきたい。

六 緊急経済対策は当初、昨年十二月四日に決定

される予定であつたと報道されているが、実際には十二月八日に決定されている。決定が先延ばしになった理由は何か教えていただきたい。現在の経済状況を考えると一日も早い決定が必要ではなかったかと考えるが、政府の見解は如何かお教えいただきたい。

七 緊急経済対策が昨年十二月八日に決定され、それを踏まえて編成された二次補正の国会提出は一ヶ月以上経過していた。現在の景気状況や国民生活を鑑みると、昨年の臨時国会を大幅に延長し、昨年中に二次補正を早く成立させるか、年始早々に国会を召集する必要があるかと思われるが、政府としての見解は如何かお教えいただきたい。

内閣衆質一七四第六〇号

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算と地方経済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算と地方経済に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年度第一次補正予算の執行の見直しにより、実質国内総生産は〇・四パーセント

程度押し下げられると見込まれる。一方、平成二十一年度第二次補正予算により予算措置された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成二十一年十二月八日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)の実施により、実質国内総生産は〇・七パーセント程度押し上げられると見込まれる。こうしたことから、実質国内総生産は差し引きで〇・三パーセント程度押し上げられると見込まれる。

また、平成二十一年度第一次補正予算の執行の見直し、個別の地域の経済に与える影響をお示しすることは困難であるが、執行の見直しに当たっては、地域への影響に十分に配慮したところである。

二について

平成二十一年度第二次補正予算においては、地方支援のため、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金として五千億円、国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等として二兆九千五百十五億円を措置している。

平成二十二年予算においては、地方公共団体が雇用情勢等を踏まえた当面の地域活性化に向けた施策等を円滑に実施できるよう、地方交付税を特別な加算等により増額するほか、地域経済の活性化にも活用できる経済危機対応・地域活性化予備費等の二兆円規模の財政上の措置を新たに講じることとしている。

また、平成二十二年の地方財政計画においては、地方単独の投資的経費は減少している

が、地方公共団体が地域のニーズに適切にこたえられるよう、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出として、地域活性化・雇用等臨時特例費九千八百五十億円を計上すること等により、地方単独の投資的経費の前年度からの減少額相当分を確保する等、地方一般歳出等については適切な規模を確保している。

このように、政府としては、地域経済が特に厳しい状況にあることも踏まえ、予算編成等を通じて、地方に配慮しているところである。

なお、国の公共事業の事業箇所ごとの予算の配分額は未定であり、また、現在、各地方公共団体において平成二十二年予算を編成しているところであるため、現時点で来年度の個別の都道府県における公共事業費の額についてお答えすることは困難である。

三について

政府としては、地域が有する強みや特性を生かした産業の創出が重要であると認識している。

このため、例えば、産学官の連携による地域資源を活用した研究開発に対する支援や、地域の基幹産業の担い手である農林漁業者と中小企業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品の開発や新たな需要の開拓等に対する支援を行うとともに、地域の特性を生かした魅力ある観光地が形成されるよう地域の協議会が行う観光整備事業に対する支援を行うなど、地方公共団体とも連携しながら、地域を支える産業の育成に取り組んでまいりたい。

四について

「経済対策検討チーム」は、「予算重点指針」（平成二十一年十一月十七日閣議報告）に基づき、国家戦略担当・内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下に、国家戦略室長・内閣府副大臣（経済財政政策）を事務局長として設置したものであり、その構成員は、大島敦内閣府副大臣、大塚耕平内閣府副大臣、津村啓介内閣府副大臣、内藤正光総務副大臣、加藤公一法務副大臣、吉良州司外務大臣政務官、野田佳彦財務副大臣、大串博志財務大臣政務官、鈴木寛文部科学副大臣、細川律夫厚生労働副大臣、郡司彰農林水産副大臣、増子輝彦経済産業副大臣、馬淵澄夫国土交通副大臣、大谷信盛環境大臣政務官、榛葉賀津也防衛副大臣、松井孝治内閣官房副長官及び荒井聰内閣総理大臣補佐官（国家戦略担当）である。

また、緊急経済対策の策定にあたっては、「経済対策検討チーム」の会合を三回開催し、経済対策に盛り込むべき施策等について議論し、政治主導で緊急経済対策の取りまとめ作業を行った。

五及び六について

緊急経済対策については、基本政策閣僚委員会等を通じて与党との間で調整を進め、デフレ状況や為替市場の急激な変動といった経済状況の変化に適切に対応するため、できる限り迅速に取りまとめることを目指して真摯な議論を行い、平成二十一年十二月八日に閣議決定したものである。

七について

現下の厳しい雇用情勢やデフレ状況に対応するとともに、景気の持ち直しの動きを確かなものとするためには、平成二十一年度第二次補正予算の速やかな編成及び成立とその執行は極めて重要であり、政府としては、平成二十一年十二月八日の閣議において緊急経済対策を決定した後、同月十五日に同予算の概算を閣議決定し、計数整理等を完了した上で、平成二十二年一月十八日には同予算を国会に提出することにより、その早期成立を期したところである。

平成二十二年二月一日提出
質問 第六 一号

内閣総理大臣鳩山由紀夫君の脱税疑惑等に関する質問主意書

提出者 棚橋 泰文

内閣総理大臣鳩山由紀夫君の脱税疑惑等に関する質問主意書

一 鳩山総理の母からの総理への毎月千五百万円相当の一連の贈与があったことが事実であると鳩山総理は認められているが、鳩山由紀夫氏の母から鳩山由紀夫氏への贈与が始まった時点から、毎月の贈与金額、すなわち、何年何月に何円の贈与があったかを、その贈与のたびごとに整理して示されたい。

二 鳩山総理は、「母から提供を受けました資金は、（中略）結果として私への贈与ということになります。したがって、結果として、贈与として申告をして贈与税を納付した」と平成二十二

年一月二十二日の衆議院予算委員会では答弁しているが、このことに関して、以下のことを具体的に示されたい。

① 納付した贈与税につき、その総額、贈与税本体、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税それぞれの額

② 納付の日付

③ 納付した贈与税の資金の出所

三 鳩山総理は、「母から提供を受けました資金は、（中略）結果として私への贈与ということになります。したがって、結果として、贈与として申告をして贈与税を納付した」と平成二十二年一月二十二日の衆議院予算委員会では答弁しているが、鳩山総理が母からの贈与を知ったのは、いつの時点か。年月日を示されたい。

四 鳩山総理は、同人の母からの資金贈与に関して贈与税を納めていなかったことについて、「私腹を肥やした訳ではない」と言っている。所要の税金を納めずに、政治活動に費消した事例について、「私腹を肥やした訳ではない」から非難される度合いが低いという趣旨なのか。内閣としての見解を問う。

五 鳩山由紀夫氏が、祖父・石橋正二郎氏から生前贈与により、株式会社ブリヂストンの株式を取得し、またその株式を現在三百五十万株所有していることにに関して、以下のことを示されたい。

① 生前贈与を受けた日付。日付が不明な場合はおおよその時期（なお、同社の上場前か上

場後であるかは、必ず附記すること。）

② 生前贈与によって取得した株数、及びその税務上の評価額、取得時の時価総額

③ 生前贈与の際に納付した贈与税額（税額がゼロであればゼロ、納付していない又は申告していない場合はその旨を示されたい。）

六 鳩山由紀夫・衆議院議員は、同人の資産等報告書及び資産等補充報告書等によれば、平成十五年十一月九日には株式会社ブリヂストンの株式を三百五十万株所有し、昨年十月二十三日まで保有している。

鳩山由紀夫氏のブリヂストン株による配当所得及びその配当所得に係る課税額（所得税と住民税に分けたそれぞれの額。源泉徴収の場合はその旨を附記すること。）について、平成十五年から平成二十一年までの各年ごとに金額を示されたい。

七 鳩山由紀夫内閣は、平成二十二年一月二十九日の鳩山総理の施政方針演説において、『労働なき富』を、どのように制御していくべきなのか。』と言及している。

以下を内閣として明らかにされたい。

① 配当所得は、「労働なき富」に該当するの

か、しないのか。

② 配当所得の原因となった株式保有が、相続又は生前贈与による場合、その配当所得は「労働なき富」に該当するの

か。

③ 配当所得の原因となった株式保有が、相続又は生前贈与による場合であって、その相続又は贈与について適正な納税が行われていな

い場合、その配当所得は「労働なき富」に該当するの。

④ 相続又は贈与によって得た資産は、「労働なき富」に該当するの。得た資産の規模によるのであれば、どの程度であれば「労働なき富」に該当するの。

⑤ 相続又は贈与によって資産を取得し、その相続又は贈与について適正な納税が行われていない場合、「労働なき富」に該当するの。

⑥ 配当所得に対する現状の税率を適正と考えているの。

⑦ 相続及び贈与に対する課税の現状について、適正と考えているの。

八 株式会社六幸商会(港区麻布永坂町)と鳩山総理の関係について

① 鳩山由紀夫氏が、同社の株式を取得したのが平成二十一年一月一日から平成二十二年十月二十二日の間であることは事実か。この点も含めて当該株式を取得した年月日を示されたい。

② 鳩山由紀夫氏が保有している同社株式三千四百五十株は、同社の発行済株式のうち何パーセントにあたるの。

③ 鳩山由紀夫氏が保有している同社株式三千四百五十株は、議決権、優先配当権を有しているの。

④ 同社の株式には、譲渡制限が付されているの。

⑤ 鳩山総理は、平成二十一年十一月四日の衆議院予算委員会において、「いわゆる六幸商会に管理してもらっている私の口座から、こ

れだけお金が足りないから貸してください、引き出させてくださいということ、引き出すことに私が署名しているのは事実でございませう」と答弁している。

六幸商会が管理している鳩山由紀夫氏の個人資産に、以下について示されたい。

ア 六幸商会と鳩山由紀夫氏との資産管理の契約の具体的内容、特に、鳩山由紀夫名義のまま資産管理の委託なのか、名義を六幸商会にして六幸商会が管理する内容なのか、また、名義を六幸商会にしている場合、六幸商会でどのような区分処理がなされているのか、これらのいずれでもない場合、どのような契約内容なのかについて、具体的に示されたい。

イ 上記の答弁が、鳩山由紀夫名義のままの六幸商会による管理であるのであれば、鳩山総理の資産等報告書の資産のうち六幸商会が管理しているものを具体的に示されたい。

九 鳩山由紀夫氏の民主党代表就任及び内閣総理大臣就任のあった平成二十一年において、鳩山総理の資産等報告書及び資産等補充報告書等によれば、平成二十一年一月一日から平成二十一年十月二十三日の間に、預金が四億四百八十万円減少しているほか、二十を超える銘柄の株式の売却・取得が行われている。

① この点に相違ないか。違うのであれば、正しい内容を示されたい。

② 平成二十一年一月一日から平成二十一年十月二十三日の間に、鳩山総理の資産等報告書

及び資産等補充報告書並びに関係として公開される資産公開上の預金・貯金及び貸付金その他の資産について、それぞれどのような増減状況になっているか。なお、株式等の有価証券の取引については、銘柄毎に売却によって得た額(手数料等を除いた額)、取得に要した額(手数料等を含んだ額)を具体的に示されたい。

③ 減少した預金及び株式取引全体によって現金化された資金について、その使途を具体的に示されたい。

十 民主党結成当時における鳩山由紀夫・民主党共同代表による民主党への貸付金について、以下のことを具体的に示されたい。

① 民主党への貸付金は九億八千万円か。違うとすれば、いくら貸付けたのかを示されたい。

② 鳩山由紀夫氏にいつ、いくらの金額が返済されたのか。なお、分割返済であれば、返済のたびごとに、返済の日付とその返済金額を示されたい。

③ 返済の事実を示す領収書を鳩山総理は有しているか。

④ 返済の事実を示すその他の書証が存在するのであれば、どのような書証であるのか。また、その書証を誰が保有又は管理しているのか。

十一 鳩山由紀夫・衆議院議員の秘書のうち、起訴された各人につき、以下のことを具体的に示されたい。

① 何月何日に公設秘書の身分を喪失したか(現在も公設秘書であればその旨)。

② 公設秘書の身分を既に喪失している場合は、その喪失後に、鳩山由紀夫衆議院議員関連政治団体又は民主党若しくは民主党関連団体に雇用されている事実があるか、ないしは、一時的なものを含めそういう事実があったことがあるか。

③ ②の雇用されている事実がある場合ないしはあった場合は、支払われた給与の金額を示されたい(日給、週給、月給、年俸の場合は、それぞれの金額。なお、賞与等が支払われている場合は、賞与の計算基準を含むこと)。

④ ②の雇用されている事実がある場合ないしはあった場合は、勤務実態に関わる以下の事項を示されたい。

ア 週あたり何時間勤務しており又は勤務したことがあるか。
イ 勤務場所がどこであるか又はあったか。
ウ 具体的な業務内容
右質問する。

内閣衆質一七四第六一号
平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員棚橋泰文君提出内閣総理大臣鳩山由紀夫君の脱税疑惑等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員棚橋泰文君提出内閣総理大臣鳩山由紀夫君の脱税疑惑等に関する質問に対する答弁書

一から六まで、八、九の①及び③、十並びに十一について

お尋ねについては、鳩山由紀夫衆議院議員の政治家個人又は私人としての活動等に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

七の①から⑤までについて

相続又は贈与によって得た資産等が実質的に労働の対価としての性質を有するか否かは、その取得に至る経緯等により異なるものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

七の⑥について

配当所得については、上場株式等の配当等に適用される二十パーセントの税率を、現下の厳しい経済金融環境にかんがみ、時限的に十パーセントとする優遇措置を講じているところであるが、配当所得を含めた証券税制の在り方については、今後、税制調査会において議論されるものと考えらる。

七の⑦について

相続税については、バブル崩壊後の地価の下落にもかかわらず基礎控除の引下げ等が行われていないため、再分配機能が果たせているとは言えない状況にある。こうした状況や金融資産の増加などの環境の変化を踏まえ、平成二十二年度税制改正大綱(平成二十一年十二月二十二

日閣議決定)に沿って、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成二十三年度改正を目指すこととしている。

九の②について

資産等報告書及び資産等補充報告書に関するお尋ねについては、鳩山由紀夫衆議院議員の政治家個人としての活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

また、お尋ねの「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定)に基づく資産公開上の鳩山由紀夫内閣総理大臣の資産については、同規範上、就任時及び辞任時に公開することとしており、現時点においては、その増減を把握していない。

平成二十二年二月一日提出
質問 第六二二号

経済の中期の見通しに関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

経済の中期の見通しに関する再質問主意書
第七十四通常国会提出の質問主意書第一三三号に対する政府答弁書に基づき、以下質問する。

一 政府答弁書および一月二十九日に行われた菅経済財政担当大臣の経済演説では、市場の理解・信任が得られるように、平成二十二年度の国債発行額を約四十四兆円に抑えたとしている。一方米国の格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは先日、日本の長期国債の格付け

見通しを「安定的」から「ネガティブ」に引き下げた。さらに今後の経済運営次第では、現在の「AAランクから「AAマイナス」に引き下げられることも懸念される。この評価を鑑みると、国債発行額を約四十四兆円に抑えたことでは市場の理解・信任を得られていないと考えられる。

1 国債の評価格下げに対する政府の見解をお示しいただきたい。

2 国債発行額を約四十四兆円に抑えることで市場の理解・信任が得られると考えた根拠をお示しいただきたい。

3 二〇〇二年四月にスタンダード・アンド・プアーズが日本の長期国債の格付けを「AAマイナス」に引き下げ、見通しも「ネガティブ」であると発表した際、当時民主党政調会長であった岡田克也氏は、小泉政権の構造改革の不十分さと政権下での国力・競争力の低下を指摘し、「民主党は選挙によって堂々と政権を勝ち取った上で、真の構造改革・国民生活の安心確保・政府の信用力確保を実現していく所存である。」という談話を発表している。政権の座に就いた今、真の構造改革および政府の信用力確保のために、具体的に何を行うのか、明確にお示しいただきたい。

二 政府は答弁書内で、「本年前半には複数年度を視野に入れた中期財政フレームを策定するとともに、中長期的な財政規律の在り方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋

を示すこととしている。」と述べている。「本年前半」という曖昧な目標時期の設定ではなく、一刻も早く財政健全化の道筋を示すべきだと考える。

1 国債の評価格下げの動きを受けて、政府として時期を前倒しあるいは具体化して工程表を示す用意はあるのか。それとも「本年前半」という目標設定に変わりはないのか。

2 一月二十五日に、国家戦略室が「中期的な財政運営に関する検討会」の初会合を開き、議論をスタートさせた。議論の進捗状況、検討課題をお示しいただきたい。

三 経済演説の中でも鳩山総理大臣の施政方針演説の中でも、歳入改革については述べられていないが、国債発行に頼るだけではなく、増税も不可避であると考え。政府として、消費税の税率引き上げについてはどのような見解をもっているのか。引き上げがあり得るか否か、あるとすれば、その時期、引き上げ率を明確にお示しいただきたい。

内閣衆質一七四第六二号
平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出経済の中期の見通しに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出経済の中期の見通しに関する再質問に対する答弁書

一の1について

民間の格付会社による国債の格付けについて、政府として逐一見解を示すことは差し控えたい。

一の2及び3並びに二の1について

政府としては、内外の市場からの信認を確保するためにも、経済成長との両立を図りつつ、財政規律を維持し財政健全化を進めていくことは重要な課題であると考えている。

こうした中、平成二十二年年度予算においては、右肩上がりの経済成長の前提の下での旧来型の資源配分や行政手法を転換し、経済社会の構造や重視すべき価値を変えるところの方針の下、予算編成を行った。その際、平成二十二年年度予算における国債発行額を平成二十一年度第一次補正予算後の国債発行額である約四十四兆円以内に抑えるとの目標をおおむね達成したことにより、財政の果たす役割に配慮しつつ、財政規律を重視する姿勢を市場に示したものと考えている。

今後、平成二十一年十二月三十日に閣議決定した「新成長戦略（基本方針）」の具体化を進めていくとともに、本年前半には、複数年度を視野に入れた中期財政フレーム及び中長期的な財政規律の在り方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋を示すこととしており、こうした方針に変わりはない。

二の2について

国家戦略室においては、中期財政フレーム及び「財政運営戦略」の策定に向けて、平成二十二年一月二十五日に「中期的な財政運営に関する検討会」の第一回会合を開催し、中期的な財政フレームに関する諸外国の経験等について有識者からのヒアリングを行ったところである。今後、これらも参考としながら、構造的な財政赤字の削減につなげることに、中長期的には公的債務残高の対国内総生産比を安定的に引き下げていくことを念頭に置いて検討を進める予定である。

三について

消費税については、平成二十一年九月九日の三党連立政権合意書において、「今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」とこととされており、また、平成二十二年年度税制改正大綱（平成二十一年十二月二十二日閣議決定）においては、消費税の在り方について、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて検討することとしており、政府としては、こうした方針に沿って対応してまいりたい。

平成二十二年二月一日提出
質 問 第 六 三 号

農林水産省の組織再編に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

農林水産省の組織再編に関する質問主意書

国民への安心・安全な食糧の供給と、そのために農林水産物の生産・流通・販売のシステムのベストを常に構築していくためにも、農林水産省の果たす責務は大きい。

鳩山内閣になってからの昨年十二月、農林水産省は、組織の主な改正事項を発表した。その一環として、青森県内では現在の九拠点、今年十月から二拠点に集約する見通しと、去る一月二十七日に地元紙が報じた。

青森県は、都道府県別食料自給率では百十九パーセント（平成十九年度カロリーベース）で全国四位、生産額ベースでは二百十九パーセントで全国三位であることから、我が国において食料生産・供給県として、これからも貢献していく生産県であることは言うまでもなく、今回の再編については、農家・林業者・漁業者のみならず広く県民も関心を寄せており、迅速な対応が必要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 報道にあることは事実か。

二 青森県内の再編にあたって、県・市町村・農業者団体などから意見を聞き説明をしたのか。

三 青森県は、その地理的条件・気候風土条件などにおいて、県内でも、それぞれの特性が異なり、例えば、米でも生産品種が地域によって異なり、他の農林水産物の生産もそれぞれ個性があり、異なる。このような背景なのに、九拠点を青森市内と八戸市内の二拠点にする具体的根拠は何か。津軽地域に、一拠点多設けない理由

は何か。

四 鳩山内閣は、各地での説明会で未だ詳細かつ具体的に説明できないでいる戸別所得補償制度も進めようとしているのに、青森市内と八戸市内の二拠点だけで、第一次産業従事者に不便をかけず支障を及ぼすことは全くないと考えるのか。

五 青森市内に予定されている一拠点の駐在所を弘前市内に設置するとしているが、日本一の生産を誇るりんごをはじめ、弘前市を中心とした津軽地域全体の農業・林業・漁業の振興のため、駐在所ではなく同一の拠点到すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一七四第六三号

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出農林水産省の組織再編に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出農林水産省の組織再編に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「報道にあること」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、青森県内においては、現在、地方農政事務所等の拠点が九か所に設置されているが、これらを廃止の上、本年十

月に地域センターを青森市と八戸市に設置するとともに、弘前市に、青森市に設置する青森地域センターの職員を駐在させる予定である。

二、三及び五について

地域センターの具体的な設置場所については、その選定に当たり、地方公共団体、農業団体等からはあらかじめ意見を聴いていないものの、農業経営の安定や食品表示の適正化を図るための業務等を円滑かつ的確に行うため、都道府県庁所在地や消費地への迅速なアクセスを確保できるようにすること及び拠点の集約化によって総合的な業務遂行能力を向上させることを考慮して、青森県内においては、青森市と八戸市を選定したところである。

また、津軽地域については、この考え方に基づき、青森地域センターが管轄する予定であるが、統計調査等の農業生産現場において恒常的に実施する必要がある業務の円滑な実施を図るため、農業生産現場へのアクセスを考慮して、弘前市に青森地域センターの職員を駐在させる予定である。

四について

平成二十二年度に実施することを予定している戸別所得補償制度モデル対策に係る農業者からの加入申請等の受付については、各地域センターの設置場所及び職員が駐在する場所において対応するほか、書類や手続の簡素化を図るなど農業者の利便性に配慮して適切な対応を図ることとしている。

平成二十二年二月一日提出
質 問 第 六 四 号

政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七四第一六号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、石川議員の容疑につき、「御指摘の議員については、小沢一郎衆議院議員の資金管理団体である陸山会の会計責任者の職務を補佐していた者であるが、同会会計責任者と共謀の上、平成十七年三月、東京都選挙管理委員会において、陸山会の平成十六年分の収支報告書の「収入総額」欄に、収入総額を四億円過少に、「支出総額」欄に、支出総額を約三億五千二百万円過少にそれぞれ虚偽の記入をして、総務大臣に提出した旨の事実について逮捕されたものと承知している。」との答弁がなされている。右は要するに、石川議員は政治資金収支報告書への虚偽記載容疑のみで逮捕されたものとして理解して良いか。

二 一で、石川議員は政治資金収支報告書への虚偽記載容疑のみで逮捕されたのなら、石川議員と同様に、虚偽記載容疑のみをもって、現職の国会議員が逮捕された事例は過去にあるか否か明らかにされたい。

三 前回質問主意書で、石川議員は現職の国会議員であり、また本年一月十三日、東京地検によ

る強制捜索を受けていることから、逃亡の恐れも罪証隠滅の恐れもないのに関わらず、逮捕許諾請求が必要となる国会会期を目前にして逮捕するのはあまりにも不自然ではないか、また同議員は逮捕された日の翌十六日の午後一時から、東京地検特捜部の聴取に応じることを同特捜部に約束していたのにも関わらず、その前日の十五日に逮捕に踏み切ったことも不自然ではないか、更に、同議員が逮捕された一月十五日の夜、東京地検の谷川恒太次席検事と佐久間達哉特捜部長が記者会見をし、同議員の逮捕に踏み切った理由について佐久間部長が、「証拠隠滅の恐れが顕著だったと強調し、更に「供述の中身、供述時の言動を含めた証拠全体から判断して、今日逮捕する緊急性、必要性があった」と説明した上で、「自殺の可能性があったのか」との問いに対しては、「否定はしない」と述べ、同議員が自殺することを危惧していたことを認めているが、同議員が精神的に追い詰められていたそのそもその原因は、同特捜部による執拗な出頭要請、そして脅しともとれる強圧的な聴取にこそあるのではないかと、鳩山由紀夫内閣、特に千葉景子法務大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、法令に基づいて、適切に対処したものと承知している。」との答弁がなされている。右の答弁を起案し、作成した者の官職氏名を全て明らかにされたい。

四 千葉大臣は、当方の質問にきちんと目を通し、理解した上で、自身の考えをもって三の答弁をしているか。

五 「前回答弁書」では、「千葉法務大臣は、法務当局から、御指摘の議員を逮捕することにつき、逮捕の直前に、逮捕に係る事実とともに、逮捕する方針について、報告を受けている。」との答弁がなされている。では東京地検特捜部が石川議員の逮捕に踏み切る以前、千葉大臣が同特捜部より報告を受けた正確な時刻を明らかにされたい。

六 五の報告に関する文書は作成されているか。

七 五の報告を、千葉大臣は誰によりどこで、どのような方法で受けたのか説明されたい。

八 五の報告を受けた際、千葉大臣として、報告をしてきた者または東京地検特捜部に対して、何らかの指示を下しているか。

九 八で、下しているのなら、千葉大臣としてどのような指示を下したのか説明されたい。

十 今回の石川議員の逮捕に関して、「前回答弁書」では「検察当局においては、法令に基づいて、適切に対処したものと承知している。」との答弁がなされている。では千葉大臣として、今回の同議員の逮捕が適切と考える根拠は何であるのか、具体的な説明を求める。

再質問する。

内閣衆質一七四第六四号
平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の議員については、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十五条第一項第三号違反の被疑事実のみで逮捕されたものと承知している。

二について

御指摘の議員以外にも、国会議員が政治資金規正法第二十五条第一項第三号違反の被疑事実のみで逮捕された例はあるものと承知している。

三及び四について

先の答弁書（平成二十二年一月二十九日内閣衆質一七四第一六号）については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。

五から七までについて

個別具体的な事件の検察当局から法務大臣に対する報告については、捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、詳細についてはお答えは差し控えるが、千葉法務大臣は、法務当局を介して、御指摘の議員を逮捕することにつき、平成二十二年一月十五日午後八時五十分こ

ろ、逮捕に係る事実とともに、逮捕する方針について、口頭で報告を受けている。
八から十までについて

御指摘の「何らかの指示」の意義が必ずしも明らかでないが、検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に対処するものと承知しており、千葉法務大臣においては、検察権の行使を不当に制約するようなことは考えておらず、御指摘の議員の逮捕に際しても、そのような考え方を踏まえて対処している。

平成二十二年二月一日提出
質 問 第 六 五 号

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

検察庁等による情報のリーク（以下、「リーク」という。）に関し、例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針でいるか、また聴取に応じた人物がどの様なことを述べたか、他には、逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意

の事情聴取が行われる予定であるか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関（以下、「マスコミ」という。）に流すことと定義する。右と「政府答弁書一」（内閣衆質一七四第三号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一七四第二七号）を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」では、「リーク」について「捜査情報等の漏えいがあったとは考えていない。」「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」との答弁がなされている。右は、検察庁による「リーク」はあり得ないとする、鳩山由紀夫内閣総理大臣はじめ、その他の閣僚も全員一致の、鳩山内閣としての統一した見解であると理解して良いか。確認を求める。

二 検察庁ではなく、警察庁による「リーク」の有無につき、鳩山内閣としてどの様な見解を有しているか説明されたい。

三 本年一月二十二日、中井治国家公安委員会委員長は記者会見において、一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、十七年半に亘り服役を余儀なくされた菅家利和氏の再審裁判について、「今の自供、自由中心の捜査、そして捜査当局から一方的にリークされる記事しか書かないマスコミ。そういう中では、冤罪被害はこれからも出ると思っています

す」と、更に「今もそういうことか」との質問に対して「ずっとそうじゃないか。一度、被疑者になったら徹底的になるじゃないですか」と述べたと承知する。右は、中井委員長として、検察庁、そして警察庁が「リーク」することはあり得るとの見解を示したものと理解して良いか。確認を求める。

四 三で、中井委員長として、検察庁、警察庁による「リーク」はあるとの見解を示したのなら、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」における見解と真つ向から食い違ふことになる。右につき、鳩山総理はどの様に考えるか。

五 当方としては、「リーク」はあり、「マスコミ」はそれを基にした記事を書かざるを得ず、そのためにひとたび容疑者とされた人物は悪とする報道が徹底してなされるとする中井委員長の見解の方がむしろ正しく、真実を突いていると考える。鳩山総理として、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」にある様に、ただ「リーク」はない」とするのはなく、中井委員長の指摘を踏まえ、検察庁において、また警察庁においても、「リーク」がなされている事実はないか、内閣として一度徹底した調査をするべきではないのか。

六 本年一月十五日、小沢一郎民主党政幹事長の政治資金をめぐる石川知裕衆議院議員が逮捕されたが、右に関し、「リーク」により情報が漏えいしたと思われる報道がなされていた。一般に、「マスコミ」が検察官、警察官に取材をすることは認められている。その際に、検察官、警察官

が何の話もしなければ、ある刑事事件についての情報漏えいすることなく、記事が書かれ、報道されることもないと承知する。この観点から考えると、やはり「リーク」はあるとする中井委員長の見解の方が正しいと考えるが、鳩山内閣の見解如何。

内閣衆質一七四第六五号
平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の各答弁書(平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号及び同月二十九日内閣衆質一七四第二七号)は、閣議において決定された政府としての見解である。

二について

警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこと

はないものと考えている。

三及び四について

検察当局及び警察庁においては、検察及び警察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知しているところ、中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言は、これらの記者発表や記者会見を念頭に置いたものであり、検察当局及び警察庁において、捜査上の秘密を外部に漏らすことを意味するものではないものと考えている。

五及び六について

捜査当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすこととはならないものと承知している。

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社の人件等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出横綱の暴行騒動に係る日本相撲協会の対応に対する文部科学省の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出市町村の避難勧告発令基準の策定状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出裏下りの定義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出天皇陛下御在位二十周年に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による事情聴取のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮腰光寛君提出農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出デフレ克服のための方策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出菅大臣の経済演説に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出食育と学校栄養教諭に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出新型インフルエンザの輸入ワクチンに関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出奨学金事業に関する質問に対する答弁書

平成二十二年一月十九日提出
質問 第八号

日本郵政株式会社の人事等に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

日本郵政株式会社の人事等に関する質問主意書

第七十三回国会平成二十一年十一月二十四日に提出した「日本郵政株式会社の人事等に関する質問主意書」に対する答弁書(内閣衆質一七三第一〇三号 平成二十一年十二月四日)を踏まえ、再度質問する。

前記の質問主意書において、「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」の報告書(二〇〇七年十一月六日)に記載された二百十九法人のうち、現存する法人(名称変更等があつても、実質的に存続している場合を含む。)のすべて、及びその法人それぞれについて、①日本郵政グループとの取引額、②役員数、③役員のうち官僚OB又は日本郵政OBの人数並びに同僚職員の氏名、官庁又は日本郵政における最終ポスト及び年収を明らかにすることを質問した。これに対する答弁書では、「現在調査中」との回答であつたが、

いまだに調査結果を明らかにしていない。そこで、改めて右の質問に対する答弁を求める。なお、現在も調査中であるならば、調査結果が判明する時期を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第八号
平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社の人事等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社の人事等に関する質問に対する答弁書

お尋ねの郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会の報告書(以下「報告書」という。)に記載された法人等のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人(名称を変更したものを含む。以下「郵政関連公益法人」という。)について、その名称及び(①日本郵政グループとの取引額、②役員数、③役員のうち官僚OB又は日本郵政OBの人数並びに同役員の名、官庁又は日本郵政における最終ポスト及び年収)をお示しすると、次の1から4のとおりである。

1 郵政関連公益法人の名称、日本郵政株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「日本郵政グループ」という。)との取引額(平成二十年度、役員数並びに役員のうち「官僚OB」又は「日本郵政OB」の人数)	財団法人全国郵便局長協会連合会 約千九百九十九人
財団法人ゆうちょ財団 約千四百一十九人	財団法人北海道郵便局長協会 約二千九百九十九人
財団法人北海道郵便局長協会 約二千九百九十九人	財団法人東北地方郵便局長協会 約千九百九十九人
財団法人東北地方郵便局長協会 約千九百九十九人	財団法人関東地方郵便局長協会 約千九百九十九人
財団法人東京郵便局長協会 約千九百九十九人	財団法人信越郵便局長協会 約千九百九十九人
財団法人北陸郵便局長協会 約千九百九十九人	財団法人東海地方郵便局長協会 約千九百九十九人
財団法人近畿地方郵便局長協会 約千九百九十九人	財団法人中国地方郵便局長協会 約千九百九十九人
財団法人四国郵便局長協会 約千九百九十九人	財団法人九州郵便局長協会 約千九百九十九人

財団法人九州郵便局長協会 約二千九百九十九人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人
財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人	財団法人日本郵政協会 約七千八百九十人

2 郵政関連公益法人のうち役員に「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいることが判明しているものの、当該役員の名及び官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト	財団法人ゆうちょ財団 江崎 正邦 関東総合通信局長
財団法人全国郵便局長協会連合会 金子 正直 郵便事業株式会社新宿支店長	財団法人北海道郵便局長協会 阿部 光雄
財団法人東北地方郵便局長協会 飯澤 慎一 仙台中央郵便局長	財団法人関東地方郵便局長協会 山崎 一雄 水戸中央郵便局長
財団法人東京郵便局長協会 徳永 民生 東京中央郵便局長、野々上 武侃 江戸川中央三郵便局長	財団法人信越郵便局長協会 反目 弘國
財団法人北陸郵便局長協会 滝尻 進治 金沢中央郵便局長	財団法人東海地方郵便局長協会 羽根 潤秋 名古屋中央郵便局長
財団法人近畿地方郵便局長協会 木波 本英也 近畿郵政研究所副所長	財団法人中国地方郵便局長協会 佐藤 卓郎 株式会社ゆうちょ銀行広島支店長
財団法人四国郵便局長協会 笠井 武彦 高松南郵便局長	財団法人九州郵便局長協会 坂田 憲二 日本郵政公社九州支社企画部長

官 報 (号 外)

財団法人沖繩郵便局長協会 石川 正次 美栄橋郵便局長、天久 興太郎 沖繩総合通信事務所総括監察官	財団法人郵政福祉 長原 栄 近畿郵政監察局長、中沢 広之 東京中央郵便局長、宮下 彰 高田郵便局主事、増田 吉行 焼津郵便局総務主任	財団法人簡易保険加入者協会 二村 英男 日本郵政公社監事、中田 博 東京簡易保険事務センター所長、倉島 周司 東北郵政研修所長、前田 英夫 名古屋貯金事務センター所長、関 有一 行政評価局長	社団法人通信研究会 佐藤 信 秋田中央郵便局長	財団法人かんぽ財団 磯井 正義 関東電気通信監理局長、村山 悦夫 日本郵政公社東海監査本部長	財団法人通信協会 左藤 恵 松山郵政局長、新井 忠之 郵務局長、小山 森也 郵政事務次官、平 勝典 東北郵政局長、杉澤 弘 関東郵政監察局長	財団法人通信同窓会 平 勝典 東北郵政局長、齋藤 豊 横浜中央郵便局長、佐藤 暢男 新東京郵便局長、島貫 基 中国郵政監察局長、中沢 宏之 東京中央郵便局長、西川 幸喜 東京中央郵便局長、馬場 博康 川崎中央郵便局長、森崎 征男 札幌中央郵便局長、園田 徳明 新宿郵便局長	財団法人日本郵政退職者連盟 小宮 和夫 大臣官房首席監察官、神岡 篤司 東京中央郵
便局長 社団法人全国簡易郵便局協会 近原 正治 新東京郵便局長 財団法人切手の博物館 植村 峻 大蔵省印刷局業務部長	財団法人国際郵便基盤研究開発センター 早田 利雄 郵務局長、尾崎 幹男 新東京国際空港郵便局長 社団法人沖繩全通共済会 仲村 信正 沖繩郵政管理事務所総務課一般職員	3 郵政関連公益法人のうち職員に「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいることが判明しているものの、当該職員の氏名及び官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト 職員の氏名については、個人に関する情報であることから郵政関連公益法人の協力が得られなかつたものであるが、当該職員の官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポストについて、今回各法人から聞き取りした限りでは、財団法人のうち、財団は貯金事務センター所長及び郵便局長が各二人、郵政研修所長、郵政研修所教頭、日本郵政公社担当部長及び郵便局株式会社会画役が各一人、財団法人全国郵便局長協会連合会は郵便局長が一人、財団法人北海道郵便局長協会は郵便局長及び郵便局副局長が各一人、財団法人東北地方郵便局長協会は郵便局長及び郵便局課長が各一人、財団法人関東地方郵便局長協会は郵便局課長が三人、郵便局長が一人、財団法人東京郵便局長協会は郵便局長、郵便局副局長及び郵便局課長が各一人、財団法	人信越郵便局長協会は郵便局長が一人、財団法人北陸郵便局長協会は貯金事務センター所長及び通信病院事務局長が各一人、財団法人東海地方郵便局長協会は郵便局長が四人、財団法人近畿地方郵便局長協会は郵便局課長が一人、財団法人中国地方郵便局長協会は郵便局長及び郵便局課長が各一人、財団法人四国郵便局長協会は郵便局長が一人、財団法人九州郵便局長協会は郵便局長が二人、財団法人郵政福祉は郵便局長が二十三人、郵便局課長及び郵便局主任が各五人、郵便局一般職員が四人、郵便局総務主任が三人、郵便局株式会社会支社長、郵便事業株式会社会支社長及び郵便局課長代理が各二人、日本郵政公社支社長、貯金事務計算センター所長、貯金事務センター所長、簡易保険事務センター所長、日本郵政公社ネットワークセンターグループ長、日本郵政公社企画役、郵政研修所部長、郵政研修所首席教官、貯金事務センター主査及び郵便事業株式会社会支社長が各一人、財団法人簡易保険加入者協会は郵便局長が百二十六人、郵便局課長が六十一人、郵便局副局長が十七人、郵便事業株式会社会支社長が五人、監査室室長及び郵便局上席課長代理が各四人、簡易保険事務センター所長、簡易保険事務センター課長及び郵便局一般職員が各三人、郵便貯金地域センター所長、通信病院事務局長、監察室室長、監査室次長、日本郵政公社支社担当課長、郵便事業株式会社会支店課長、貯金事務センター課長、郵便局株式会社会支店業務インストラクター及び郵政局一般職員が各二人、日本郵政公社企画	役、日本郵政公社担当部長、貯金事務センター副所長、郵政研修所部長、株式会社かんぽ生命保険サービスセンター部長、簡易保険事務センター部長、監査室主任監、郵便事業株式会社会専門役、日本郵政公社支社室長、日本郵政公社支社企画役、日本郵政公社支社専門役、株式会社かんぽ生命保険支店部長、郵便局担当課長、郵便局副課長、郵便局課長代理、簡易保険事務センター主査、貯金事務センター主任及び株式会社会かんぽ生命保険一般職員が各一人、財団法人かんぽ財団は郵便局長が二人、財団法人通信協会は郵便局長が十六人、郵政研修所長が二人、郵政監察局長、郵政監査室長、日本郵政公社支社部長及び郵便局課長が各一人、財団法人日本郵政退職者連盟は郵便局長四人、郵便局一般職員が一人並びに社団法人全国簡易郵便局協会は郵便局長及び郵便局副局長が各一人と承知している。	4 郵政関連公益法人のうち役員に「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいることが判明しているものの、当該役職員の年収 役員員の個別の年収額については、個人に関する情報であることから郵政関連公益法人の協力が得られなかつたものであるが、郵政関連公益法人のうち役員に「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいることが判明しているものの有給常勤役員員の平均報酬額は、財団法人のうち、財団が千二百万円以上千六百万円未満、財団法人北海道郵便局長協会が四百万円以上八百万円未満、財団法人東北地方郵便局長協会が八百万円		

以上千二百万円未満、財団法人関東地方郵便局長協会が八百万円以上千二百万円未満、財団法人東京郵便局長協会が八百万円以上千二百万円未満、財団法人信越郵便局長協会が八百万円以上千二百万円未満、財団法人北陸郵便局長協会が四百万円以上八百万円未満、財団法人東海地方郵便局長協会が四百万円以上八百万円未満、財団法人近畿地方郵便局長協会が八百万円以上千二百万円未満、財団法人中国地方郵便局長協会が八百万円以上千二百万円未満、財団法人九州郵便局長協会が八百万円以上千二百万円未満、財団法人沖縄郵便局長協会が四百万円未満、財団法人郵政福祉が千二百万円以上千六百万円未満、財団法人簡易保険加入者協会が千二百万円以上千六百万円未満、財団法人かんぽ財団が八百万円以上千二百万円未満、財団法人通信協会が四百万円以上八百万円未満、財団法人日本郵政退職者連盟が四百万円以上八百万円未満及び社団法人全国簡易郵便局協会が四百万円以上八百万円未満となっている。

また、郵政関連公益法人のうち職員に「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいることが判明しているものの職員の給与については、今回各法人から聞き取りした限りでは、財団法人ゆうちょ財団が約四百万円から約九百万円の間、財団法人北海道郵便局長協会が約三百万円から約六百万円の間、財団法人東北地方郵便局長協会が約五百八十万円から約六百六十万円の間、財団法人関東地方郵便局長協会が約四百五十万円

から約七百五十万円の間、財団法人東京郵便局長協会が約四百二十万円から約六百万円の間、財団法人北陸郵便局長協会が約三百八十万円から約四百五十万円の間、財団法人東海地方郵便局長協会が約五百十万円から約六百万円の間、財団法人中国地方郵便局長協会が約三百六十万円から約五百十万円の間、財団法人四国郵便局長協会が約三百四十万円から約五百十万円の間、財団法人九州郵便局長協会が約五十万円から約三百五十万円の間、財団法人郵政福祉が約三十万から約七十万の間、財団法人簡易保険加入者協会が約三十万から約八十万の間、財団法人かんぽ財団が約四百万円から約七百万円の間、財団法人通信協会が約百三十万から約千五百万円の間、財団法人日本郵政退職者連盟が約百八十万から約二百五十万円の間及び社団法人全国簡易郵便局協会が約二百九十万円から約三百万円の間で、支給されていると承知している。

報告書に記載された法人等のうち、郵政関連公益法人以外のもの、日本郵政株式会社が本年一月二十二日現在で存在するものとして確認できたもの(合併した法人及び名称を変更した法人を含む。以下「郵政関連会社等」という。)について、その名称及び(①日本郵政グループとの取引額、②役員数、③役員のうち官僚OB又は日本郵政OBの人数並びに同役職員の氏名、官庁又は日本郵政における最終ポスト及び年収)をお示しすると、次の1から3のとおりである。

なお、一部の郵政関連会社等において「無回答」

との回答がなされているのは、個人に関する情報であること、既に日本郵政グループとの取引関係がないこと等の理由により当該郵政関連会社等の協力が得られなかったものである。

1 郵政関連会社等の名称、日本郵政グループとの取引額(平成二十年度)、役員数及び役職員のうち「官僚OB」又は「日本郵政OB」の人数
日本郵便株式会社 約七百八十七億円
二千二百四十四人 四十九人
旭川郵便株式会社 約二億二千万円 八十七人 零人

近畿高速郵便株式会社 清算中
株式会社日本エアメール 約十二億三千万円 四十二人 十五人
中越郵便株式会社 約七千万円 二十五人 一人

株式会社大阪エアメール 清算中
岡山郵便株式会社 約五千万円 無回答
小田運輸株式会社 零円 無回答 無回答
因島郵便株式会社 約千万円 無回答 無回答

東京ポストアル株式会社 約二億七千万円 七十四人 二人
常磐郵便株式会社 約一億四千万円 十四人 零人
名古屋郵便株式会社 清算中
日大運送株式会社 約二億九千万円 無回答 零人

株式会社北海道エアメール 約七億九千万円 六十一人 二人

宮城ポストアルサービス株式会社 約一億千万円 二十三人 三人
北海道郵便株式会社 約二十四億二千万円 五百三十四人 一人
只見郵便株式会社 約五千万円 二十八人 零人

秋田通送株式会社 約四千万円 十八人 零人
越南郵便株式会社 約千万円 九人 一人

山口郵便株式会社 約九千万円 三十一人 一人
関汽運輸株式会社 約二億三千万円 二十四人 零人

株式会社八鹿通送 約四千万円 十七人 零人
秋山通送株式会社 約六千万円 二十四人 零人

井笠郵便株式会社 約三千万円 十二人 一人
三次郵便株式会社 約三千万円 十二人 零人

江能郵便株式会社 約二千万円 十二人 零人
北見郵便株式会社 約一億千万円 三十人 零人

青森郵便自動車株式会社 約三億七千万円 六十二人 一人
八幡自動車株式会社 約一億八千万円 四十人 二人

山形郵便輸送株式会社 約一億六千万円 七十五人 零人 南福島郵便輸送株式会社 約七千万円 二十三人 一人 群馬郵便輸送株式会社 約二億円 九十七人 一人 新潟郵便輸送株式会社 約二億七千万円 百一十一人 二人 上越郵便輸送株式会社 約八千万円 二十二一人 一人 南信郵便輸送株式会社 約五千万円 九一人 一人 塚本郵便輸送株式会社 約六千万円 二十二一人 零人 福井郵便輸送株式会社 約一億円 二十三一人 零人 東海輸送株式会社 約三億八千万円 百一一人 一人 関西郵便輸送株式会社 約一億千万円 六十一人 一人 大長郵便輸送株式会社 約六千万円 四十八人 零人 奈良郵便輸送株式会社 約二億千万円 六十人 一人 阪和郵便輸送株式会社 約六千万円 三十二人 一人 神姫通運株式会社 約一億円 二十七人 一人 親和自動車有限公司 約五千万円 十六人 零人	宮崎郵便通運株式会社 約一億円 二十七人 三人 沖縄郵便通運株式会社 約三億三千万円 六十八人 一人 株式会社マサキ急便 約三億円 百十二人 一人 東部配達株式会社 約六億五千万円 四十八人 零人 広田ユニオン株式会社 約八億千万円 二百五十四人 零人 有限会社トップワーク 約一億二千万円 三十七人 零人 有限会社カレラコーポレーション 約三千万円 無回答 零人 有限会社山崎通運 約二億二千万円 無回答 零人 沖縄ポスタルサービス株式会社 約一億七千万円 五十七人 一人 上野郵便通運株式会社 約一億円 三十四人 一人 畑山郵送 約六千万円 二十人 零人 有限会社クイック 約五千万円 無回答 零人 有限会社弁天 約四千万円 六人 零人 株式会社ポスタル福島 約一億四千万円 三人 零人 有限会社キーピングアンドトランスポートカンパニー 約七千万円 四人 零人 ジャパントランスポート株式会社 約四千万円 無回答 零人	有限会社ダウンタウンマーケット 約三千万円 無回答 零人 有限会社ワカバエクスプレス 約一億三千万円 無回答 零人 有限会社ハマダメールサービス 約四千万円 無回答 零人 有限会社湘南小荷物デリバリー 約千万円 無回答 零人 有限会社文書堂 約三千万円 無回答 無回答 有限会社ティ・エム・ケー・サービス 約七千万円 無回答 零人 有限会社ノザワ 約一億千万円 十八人 零人 有限会社島田運送 約一億円 八人 零人 有限会社ビーアップ 約三千万円 二人 零人 有限会社東京企画サービス 約五千万円 四人 零人 古瀬秀蔵 約六千万円 無回答 無回答 有限会社ビー・エム・エー 約七千万円 十七人 一人 有限会社啓和サービス 約七千万円 無回答 無回答 スゴモリ運送 約六千万円 無回答 無回答 ツルタ配送 約三百八十四万円 無回答 無回答 ダルマ配送企画 約九千万円 無回答 無回答 堺東小包配達株式会社 約三億四千万円 無回答	回答 無回答 サクデン運輸商事株式会社 約七千万円 六人 零人 大阪急配株式会社 約一億七千万円 六十四人 零人 澤井運送 約二千万円 無回答 無回答 株式会社近配西部サービス 約九千万円 七人 零人 有限会社中村運送 約七千万円 十七人 零人 有限会社ダイユー運送 約八千万円 五人 零人 有限会社福栄物流 約五千万円 二十六人 零人 株式会社関西トランスポート 約一億円 十一人 零人 有限会社三健メールサービス 約一億千万円 十人 零人 有限会社筑紫パーセル 約五千万円 二人 零人 たかなべ軽運送 約四千万円 九人 零人 有限会社弥生メッセンジャー 約七千万円 七人 零人 ハッピー軽運送 零円 無回答 無回答 株式会社ウェルネス総合サービス 約十六億三千万円 百五十六人 一人 株式会社サンヒルズ庄原 約八億七千万円 百二十七人 零人 株式会社白山尾口運営企画 約四億七千万円 四十八人 零人
---	---	--	--

株式会社サン・グリーン字佐 約三億二千万円 五十八人 零人 有限会社ワタナベ 約三億二千万円 七十二人 零人 株式会社水郷 約二億七千万円 六十九人 零人 有限会社トミヤ産業 約三億千万円 五十三人 零人 有限会社クック七越 約二億七千万円 七十一人 零人 有限会社島津 約二億四千万円 四十八人 零人 株式会社三実 約二億円 四十人 零人 株式会社竹の屋 約一億六千万円 三十六人 零人 株式会社鍋島 約一億五千万円 二十八人 零人 永光商事株式会社 約二億二千万円 四十人 二人 有限会社諏訪サービス 約一億六千万円 三十二人 零人 有限会社中野食堂 約一億四千万円 二十九人 零人 有限会社正 約一億六千万円 三十八人 零人 有限会社熊野フードサービス 約一億千万円 三十五人 零人 株式会社水半 約六千万円 二十二 零人 有限会社司商事 約四千万円 五人 零人 株式会社夢閑歩サービス 約十三億四千万円	円 十人 四人 株式会社ピーエヌシー 約二十三億千万円 百二十八人 無回答 日本オンライン整備株式会社 約三十七億七千万円 無回答 無回答 日本情報通信開発株式会社 約二十一億六千万円 二百十人 七人 日本電子総合サービス株式会社 約十六億三千万円 四百五十一人 九十二人 株式会社大阪ポスタル 零円 八人 七人 株式会社九州オクル 約八万円 無回答 零人 トキワ印刷株式会社 約十六億九千万円 百六十八人 一人 株式会社日搬 約十億二千万円 百六十一人 七人 NECコントロールシステム株式会社 約十六億九千万円 三百八十四人 零人 株式会社ユーティエス 零円 無回答 無回答 信越梱包株式会社 約九百七十八万円 五人 三人 株式会社郵研社 約四百三十二万円 五人 零人 有限会社ユーズ・イーアイテム 約七万円 無回答 零人 株式会社メルファム 約百七十億七千万円 五人(役員数) 無回答 株式会社ゆーテック 約三億六千万円 六十六人 一人	株式会社新興機材 約八千万円 無回答 無回答 アイレックス産業株式会社 約七億八千万円 無回答 無回答 株式会社清和ライフサービス 零円 四人 (役員数) 無回答 2 郵政関連会社等のうち役員に「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいることが判明しているものの、当該役員の氏名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収 日本郵便輸送株式会社 廣瀬 俊一郎 日本郵政株式会社常勤顧問 無回答 株式会社日本エアメール 工藤 忠勇 日本郵政公社信越監査本部長 無回答、日向 邦夫 郵務局輸送課次席 無回答 東京ポスタル株式会社 田中 孝之 東京中央郵便局郵便部第一郵便課長 無回答 株式会社北海道エアメール 村上 信雄 釧路中央郵便局長 無回答 宮城ポスタルサービス株式会社 鈴木 清 若林郵便局長 約百万円から二百万円程度、清野 次男 青森西郵便局長 約百万円から二百万円程度 北海道郵便通送株式会社 本間 昭義 釧路中央郵便局長 無回答 新潟郵便輸送株式会社 無回答 無回答 無回答 宮崎郵便通送株式会社 竹原 努 郵便局長 約百万円 沖縄郵便通送株式会社 桃原 亮皓 浦添郵便局長 約三十万円 沖縄ポスタルサービス株式会社 桃原 亮皓 浦添郵便局長 無回答 株式会社ウェルネス総合サービス 狩野 和秀 ラフレさいたま館長 無回答 永光商事株式会社 上田 健 別府朝日郵便局長 無回答 株式会社夢閑歩サービス 無回答 地方支部局長 約六百三十万円、無回答 郵便局長 約六百三十万円、無回答 かんぼの宿施設長 約六百三十万円 日本情報通信開発株式会社 石上 昭治 高知中央郵便局長 無回答、戸澤 弘男 大臣官房人事部長 無回答、橋爪 光教 東海郵政監察局長 無回答 日本電子総合サービス株式会社 是枝 義人 大臣官房人事部長 無回答、鈴木 康 北陸電気通信監理局長 無回答 株式会社大阪ポスタル 役員に四人の「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいるが、当該役員の氏名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収は、いずれも無回答 トキワ印刷株式会社 佐藤 寛 深川郵便局長 無回答 株式会社日搬 太田 宗仁 旭川中央郵便局長 無回答、長尾 武彦 近畿郵政監察局総務監察官 無回答、阿部 邦人 関東郵政監察局長 無回答 信越梱包株式会社 役員に二人の「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいるが、当該役員の氏
---	--	--

名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収は、いずれも無回答

株式会社ゆーテック 渡邊 芳美 中央郵政

研修所長 無回答

3 郵政関連会社等のうち職員に「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいることが判明しているものの、当該職員の氏名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収

日本郵便輸送株式会社 敦賀 幸夫 旭川中

央郵便局長 無回答、奥本 和司 那覇中央郵便局長 無回答、下川 祐一 新金沢郵便局長 無回答、丸田 睦雄 熊本中央郵便局長 無回答、本郷 力 さいたま新都心郵便局長 無回答、松山 功 塩釜郵便局第一集配営業課長 無回答、田井 厚司 小平郵便局第一集配営業課長 無回答、鈴木 常雄 銀座郵便局郵便課副課長 無回答、五十嵐 三郎 緑郵便局第一集配営業課長 無回答、石田 則敏 泉郵便局集配営業課上席課長代理 無回答、菅野 明 秋田中央郵便局副局長 無回答、星 繁 利 原町郵便局郵便課長 無回答、露木 稔 仙台東郵便局第一集配営業課長 無回答、三浦 正 郡山郵便局第二集配営業課長 無回答、小林 功 京橋郵便局副局長 無回答、岸 進 新東京郵便局輸送部第二輸送課長 無回答、高柳 三郎 向島郵便局第二集配営業課長 無回答、太田 博 千歳郵便局第三集配営業課長 無回答、木目澤 主税 八王子郵便局郵便課長 無回答、大宮 光雄 亀山郵便局貯金保険課長 無回答、花木 利彦 名古屋郵便

集中局輸送課副課長 無回答、松末 浩平 新大阪郵便局郵便部副部長 無回答、大歳 亥三男 新大阪郵便局郵便部副部長 無回答、信

開 一郎 奈良中央郵便局郵便課副課長 無回答、森下 誠己 大阪東郵便局副局長 無回答、林 秀和 新大阪郵便局郵便部第二普通郵便課長 無回答、金川 秋廣 長門郵便局総務課長 無回答、奥谷 邦雄 安芸府中郵便局郵便課長 無回答、熊野 辰巳 高松南郵便局第一集配営業課長 無回答、小川 雅生 長崎東郵便局長 無回答、伊達 孝 戸畑郵便局長 無回答、藤田 慶治 小出郵便局長 無回答、八島 博 横手郵便局長 無回答、森 喜昭 杉戸郵便局長 無回答、山田 喜世勝 名古屋神宮支店長 無回答、齋藤 登 名古屋郵便局郵便課長 無回答、高丸 恵一 大阪西郵便局郵便課副課長 無回答、佐々木 保 岡山中央郵便局第二集配営業課長 無回答、住岡田 眞二 岩国西郵便局郵便課長 無回答、是洞 勝行 宇治郵便局長 無回答、橋本 壽久 京都北郵便局長 無回答、伊藤 修介 関東郵政監察局長 無回答、樋口 雄二 江戸川郵便局長 無回答、高橋 幸雄 豊川郵便局長 無回答、源後 善一 郡山郵便局郵便課長代理 無回答、柳田 勝男 郡山郵便局郵便課上席課長代理 無回答、笠間 義夫 新東京郵便局特殊郵便部計画課長 無回答、上野 貴昭 新東京郵便局普通郵便部副部長 無回答

株式会社日本エアメール 職員に十三人の「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいるが、当該

職員の氏名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収は、いずれも無回答

中越郵便輸送株式会社 津端 徹夫 郵便局課長 無回答

東京ポスタル株式会社 瀧波 和男 保谷郵便局集配課長 無回答

株式会社北海道エアメール 佐藤 典行 釧路中央郵便局副局長兼郵便課長 無回答

宮城ポスタルサービス株式会社 渋谷 亮 釜石郵便局総務課長 約二百万円

越南郵便輸送株式会社 無回答 無回答

山口郵便通送株式会社 河原 信昭 郵便課長 無回答

井笠郵便輸送株式会社 深井 一志 課長 無回答

青森郵便自動車株式会社 太田 敏道 青森中央郵便局郵便課副課長 約百九十九万円

株式会社マサキ急便 田代 勉 地方支分部局郵便課長 無回答

上野郵便通送株式会社 吉田 典幸 郵便局長 無回答

有限会社ビー・エム・エー 持田 一義 郵便課長 約三百五十万円

永光商事株式会社 橋本 敏男 博多南郵便局郵便課長 無回答

株式会社夢閑歩サービス 無回答 郵便局長 約六百万円

日本情報通信開発株式会社 職員に四人の

「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいるが、当該職員の氏名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収は、いずれも無回答

日本電子総合サービス株式会社 職員に九十人の「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいるが、当該職員の氏名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収は、いずれも無回答

株式会社大阪ポスタル 職員に三人の「官僚OB」又は「日本郵政OB」がいるが、当該職員の氏名、官庁又は日本郵政グループの各社における最終ポスト及び年収は、いずれも無回答

株式会社日搬 本間 康太郎 静岡監察室長 無回答、中田 淳 本郷郵便局総務課長 無回答、宮本 武人 日本橋郵便局長 無回答、柴田 美弘 岐阜中央郵便局長 無回答、八幡自動車株式会社 小田 稔 塩釜郵便局長 約三百万円、長澤 誠一 原町郵便局長 約二百八十万円

南福島郵便輸送株式会社 鈴木 金一 福島中央郵便局副局長兼郵便課長 約百九十九万円

群馬郵便通送株式会社 阿部 進 大田原郵便局郵便課長 無回答

新潟郵便輸送株式会社 無回答 無回答

上越郵便輸送株式会社 村山 英雄 十日町郵便局郵便課長 無回答

南信郵便通送株式会社 今藤 裕久 郵便局長 無回答

東海輸送株式会社 無回答 無回答 無回答
 関西郵便通送株式会社 吉田 倫熙 宝塚郵
 便局第一集配営業課長 無回答
 奈良郵便輸送株式会社 榎本 貞治 姫路郵
 便局長 無回答
 阪和郵便輸送株式会社 森脇 清志 岩出郵
 便局郵便課長 無回答
 神姫通送株式会社 上田 敏幸 姫路南郵便
 局副局長 約四百二十万円
 宮崎郵便通送株式会社 東 則幸 郵便局集
 配課長 約四百万円、柏田 良一 郵便局職
 員 約百万円
 信越梱包株式会社 無回答 無回答 無回答

平成二十二年二月二日提出
 質問 第六六号

横網の暴行騒動に係る日本相撲協会の対応に
 対する文部科学省の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

横網の暴行騒動に係る日本相撲協会の対応
 に対する文部科学省の見解に関する質問主
 意書

大相撲初場所開催中の本年一月十六日未明、横
 綱朝青龍関が酒に酔い、知人男性に暴行を働き、
 同男性が鼻を折る怪我をしたと報じられた。右の
 騒動につき、当初朝青龍関は「酒に酔って口論に
 なっただけ。覚えていない」と、暴行の事実を明
 らかにしていなかった。また、当初暴行を加えた
 のは自身の個人的なマネージャーとしていたが、

平成二十二年二月十六日 衆議院会議録第七号

議長報告

実際の被害者は別の知人男性であることが後に明
 らかになった。更に、朝青龍関とその所属する高
 砂部屋の高砂親方は同月二十八日、財団法人日本
 相撲協会に対して、同男性とは示談が成立した旨
 報告したが、これについても、実際には成立に
 至っていないことが、同協会の監事の指摘により
 明らかになっている。右の一連の騒動を受け、二
 月一日、日本相撲協会は、朝青龍関の暴行騒動を
 調査、検証する委員会を設置した。右を踏まえ、
 質問する。

一 二〇〇七年六月、大相撲時津風部屋の序ノ口
 力士の齊藤俊さんが、けいこ中に兄弟子や時津
 風親方から金属バットやビール瓶で殴られる
 等、通常のけいこの範囲内とは考えにくい暴行
 を受け、死亡した事件が起きた。また翌二〇〇
 八年、二〇〇九年には、現役力士による大所
 持・吸引事件も起きている。この様に、近年ス
 キャンダルが相次いでいる日本相撲協会に対
 し、主務官庁の文部科学省としてどのような認識
 を有しているか。

二 朝青龍関の暴行騒動については、高砂親方も
 共に、日本相撲協会に虚偽の報告をし、悪質な
 隠蔽工作を行っていたことが窺い知れる。右の
 件については、同協会として、朝青龍関の解雇
 という最終的処分をためらうことなく、同時に
 高砂親方に対する処分も含め、厳正な対応を取
 ることが求められると考える。文科省として、
 同協会を今後どの様に指導していく考えている
 のか説明されたい。

三 二〇〇七年十月九日に閣議決定された政府答
 弁書(内閣衆質二六八第六五号)では、「文部科
 学省としては、財団法人日本相撲協会(以下「協
 会」という。)に対して、民法(明治二十九年法律
 第八十九号)第六十七条、文部科学大臣の所管
 に属する公益法人の設立及び監督に関する規則
 (平成十二年総理府・文部省令第四号)等に基づ
 き、定期的に事業報告書、収支決算書等の資料
 の提出を受けるとともに、必要に応じ報告を求
 め、これらを踏まえて必要な指導監督を行って
 いるところである。」との答弁がなされている
 が、日本相撲協会に対し、政府による助成はな
 されているか。なされているのなら、その助成
 が同協会の収入のうちどれだけの割合を占めて
 いるのか説明されたい。

四 一で触れた様に、近年日本相撲協会は力士並
 びに各部屋を巡っての不祥事が相次いでいる
 が、同協会として、未だ十分な自助努力、自浄
 能力を発揮しているとは言えない。この現状を
 鑑み、我が国の国技、伝統文化である大相撲を
 守ることを考えるならば、文科省として、同協
 会の財団法人資格を剥奪する等、思い切った嚴
 罰をもって改革を促すことが必要なのではない
 か。
 右質問する。

内閣衆質一七四第六六号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
 衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出横網の暴行騒動に係
 る日本相撲協会の対応に対する文部科学省の見
 解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
 る。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出横網の暴行騒動
 に係る日本相撲協会の対応に対する文部科
 学省の見解に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、財団法人日本相撲協会
 (以下「協会」という。)において、平成十九年の
 時津風部屋における力士の死亡事件、平成二十
 年及び平成二十一年の力士による大所所持事件
 等の不祥事が相次いで発生したことは誠に遺憾
 であると考えている。

二及び四について

御指摘の「朝青龍関の暴行騒動」に関しては、
 平成二十二年二月四日の協会の理事会におい
 て、朝青龍関(当時)に対して引退勧告がなさ
 れ、当該力士から引退が表明され、また、高砂
 親方に対して二階級の番附降下処分がなされた
 と承知している。文部科学省としては、協会に
 対し、今回の一連の事態の詳細については、文部
 科学省への報告を指導したところであり、現
 在、その報告を待っているところである。今後
 の協会に対する対応については、この報告等を
 踏まえて検討すべきものと考えている。

三について

政府としては、現在、協会に対する補助金等
 の交付は行っていない。

平成二十二年二月二日提出
質 問 第 六 七 号

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣
の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大
臣の認識に関する質問主意書

外務省における報償費、いわゆる機密費につい
て、岡田克也外務大臣に質問する。

一 外務省の報償費が、同省から首相官邸に上納
されていたという慣行が過去にあったが、この
支出は、外務省においてどの様な項目として処
理されていたか。

二 一の支出は、官邸においてどの様な項目とし
て処理されていたか。

三 一の慣行は、どの様な法的根拠に基づき、行
われていたものか。

四 一の慣行が過去に行われていたことは、また
仮に現在も行われているならば、それは適切
か。

右質問する。

内閣衆質一七四第六七号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の官邸
への上納に係る外務大臣の認識に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の
官邸への上納に係る外務大臣の認識に関す
る質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「外務省の報償費が、同省から首相
官邸に上納されていたという慣行」及び「項目」
の意味するところが明らかではないが、外務省
の報償費は、公にしないことを前提とする外交
活動において、情報収集及び諸外国との外交交
渉ないし外交関係を有利に展開するための活動
に支出されるものであり、先の答弁書（平成二
十二年二月五日内閣衆質一七四第五三三号）一か
ら三までについて述べたとおり、これまでの
経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省
の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われて
いたことがあったことが外務省において判明し
た。いずれにせよ、現在は外務省の報償費が総
理大臣官邸の外交用務に使われていることはな
く、また、今後においても使われることはな
い。

平成二十二年二月二日提出
質 問 第 六 八 号

市町村の避難勧告発令基準の策定状況に関す
る質問主意書

提出者 木村 太郎

市町村の避難勧告発令基準の策定状況に関
する質問主意書

消防庁は、去る一月二十八日、全国の市町村を

対象とする避難勧告や避難指示などの具体的な発
令基準の策定状況を公表した。

国民・地域住民の生命と財産を守ることは、国
や地方自治体の大きな責務である。先般のハイチ
大地震をはじめ、世界的にも、大規模な災害が発
生し、我が国においても、新潟県中越沖地震や岩
手・宮城内陸地震など、今なお、爪跡が残ってい
る。

今年は、阪神淡路大震災から十五年を迎えたこ
とからも、一層災害に強い国づくり・地域づくり
が重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 避難勧告や避難指示を適切なタイミングで出
すため、国は、平成十七年三月にガイドライン
を策定し、市町村に対し、マニュアルの策定を
促したが、現在の策定状況はどうなっているの
か。都道府県別や水害・土砂災害・高潮災害の
三分野別ではどうか。

二 策定状況に大きな隔たりがあるとすれば、国
としてどう捉えているのか。その理由はなに
か。

三 未策定の市町村について、「未着手」と「策定
中の割合はそれぞれ三分野でどうなっている
のか。

四 全国千七百九十五市区町村で、全て策定を済
ませるよう、具体的にいつまでに、また、どの
ように国は策定を促していくのか。

五 「コンクリートから人への経済」と鳩山首相、
鳩山内閣は強調しているが、巷では「コンク
リートから裏金へ」という言葉が、はやり始め
ているという。災害から国民の生命と財産を守

るため、コンクリートは必要なしと、鳩山内閣
はこれからもその考えを基本にするのか。
右質問する。

内閣衆質一七四第六八号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出市町村の避難勧
告発令基準の策定状況に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出市町村の避難勧
告発令基準の策定状況に関する質問に対す
る答弁書

一及び三について

お尋ねについては、平成二十一年十一月一日
現在の全国の市区町村における避難勧告等の具
体的な発令基準（以下「基準」という。）の策定状
況の調査結果を、消防庁ホームページに掲載し
ている。

二及び四について

一及び三について述べた調査結果によれ
ば、都道府県ごとに、基準を策定済みである市
区町村の割合には、大きな差が認められる。

これは、各市区町村の基準に対する認識等に
差があったことによるものと考えられるが、災
害時に適切な避難行動がとられるように、あら
かじめ基準を策定しておくことは重要と考えて
おり、これまでも、中央防災会議会長（内閣総
理大臣）から都道府県防災会議会長に対する通

知などにより基準の策定を促してきたところである。

引き続き、未策定の市区町村において速やかに基準が策定されるよう、都道府県を通して促してまいりたい。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、万全の備えをするのが政治の第一の役割であるとの考えに立ち、政府一体となつて防災対策の推進に万全を期してまいりたい。

平成二十二年二月三日提出
質 問 第 六 九 号

裏下りの定義に関する質問主意書

提出者 山内 康一

裏下りの定義に関する質問主意書

鳩山総理大臣が、平成二十二年一月二十八日の参議院予算委員会及びその翌日の施政方針演説の中で言及した「裏下り」について質問する。

一 「裏下り」の定義如何。

二 「天下り」と「裏下り」の違いを具体的に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第六九号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十二年二月十六日 衆議院会議録第七号

衆議院議員山内康一君提出裏下りの定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内康一君提出裏下りの定義に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「裏下り」については、一般的に定義されているものではないが、例えば、府省庁によるあつせんの実実は確認されていないものの、事実上の天下りあつせん慣行があるのではないかとの疑念を抱かせるような退職した公務員の再就職がこれに該当するものと考えている。

御指摘の「天下り」については、先の答弁書(平成二十一年十一月十七日内閣衆質一七三第五七号)二についてでお答えしたとおりである。

平成二十二年二月三日提出
質 問 第 七 〇 号

天皇陛下御在位二十周年に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

天皇陛下御在位二十周年に関する質問主意書

書

昨年は天皇陛下御在位二十周年、また、天皇皇后両陛下ご成婚五十周年のお祝いの年となった。国民の皆様と共に、皇室のご繁栄をお祈りするものであります。

去る十一月十二日、政府主催によるお祝いの式典が挙行され、また、同日、国民祭典も開催され、私自身も感動致しました。この喜ばしい節目

にあつたの政府主催による式典において、祝辞を述べられた方々のご挨拶やお祝いの演奏や歌、また杉並少年合唱団など、とても心のこもった素晴らしい式典でした。

しかし、政府の姿勢や閣僚の対応に誠に残念に感じたことがいくつもあった。このことを踏まえ、次の事項について質問する。

一 鳩山内閣として、天皇陛下御在位二十周年をどのように捉えていたのか。

二 式典が進むにつれ、開会の言葉を述べた実行委員会副委員長である菅副総理は、天皇陛下のご臨席で、首を何度も何度もこつくりこつくりとし、居眠りしていた。これは、式典に臨む副総理の姿勢としていかがなものかと考えるが、鳩山内閣の見解を問う。

三 同じく壇上で、陛下の後方に座っていた松野官房副長官は、両足を大きく広げ座っており、頭・背中を後ろに仰け反り、数回、これまた居眠りをして隣の席の松井副長官から注意を受けていた。これも、式典に臨む姿勢としていかがなものかと考えるが、鳩山内閣の見解を問う。

四 式典の結びに天皇陛下の御前にて、鳩山総理の御発声で万歳三唱をしたが、手のひらを天皇陛下側に向け、両腕も真っ直ぐに伸ばしておらず、いわゆる降参を意味するようなジェスチャーのように見られ、正式な万歳の作法とは違つうように見受けられた。日本国の総理大臣として、万歳の仕方をしっかりと身につけておくべきと考えるが、その作法をご存知なかつたのか、伺いたい。

五 式典は、十四時から始まり十五時には閉式

し、十五時五分には天皇皇后両陛下が式典会場をこ出発される予定と、式典前に司会者から、会場に参列した私どもに知らせがあつた。しかし、結局式典は二十分近く遅れて閉式した。周辺の道路の規制など、色々準備されていたと思うが、二、三分の誤差ならまだしも、天皇陛下をお祝いする式典において、二十分もの誤差が生じること自体、式典を準備した実行委員会委員長として鳩山総理は、事の重要性をどう捉えていたのか。あまりにもお粗末なタイムスケジュールを作っていたのではないかと。反省すべき点があつたと思うがいかがか。

六 また同日、夕方から社民党、共産党を除く超党派の奉祝議員連盟が民間の団体と共に主催した「国民祝賀の式典」が行われたが、この席に、衆議院・参議院両院の議長(二人とも民主党出身)が欠席していた。この姿勢も民主党は、かつて天皇制に批判的な旧社民党と合併したものであつて、奇しくも両議長とも旧社会党の所属であつたことによるものと考えられる。

以上の様な民主党の皇室に対する不見識な態度は、鳩山内閣が発足時、各大臣の就任会見の際、半数以上の大任が国旗に一礼もせず会見を始めたことにも表れている。同様に昨年八月八日、鹿児島県霧島市で開かれた民主党の会合で、民主党の党旗を用意できず、日の丸の国旗二枚を切り裂き、急急に民主党の党旗に見せた旗を作り、党の会合を開催している。このような民主党の極めて無礼な態度に、鳩山総理を

はじめ鳩山内閣は、皇室に対する考え方と、また、国旗・国歌法が制定されている現在、我が国の国旗や国歌に対し、どのような認識を持っているのか、改めて伺いたい。

また、万歳三唱の所作については、公式に定められたものがあるとは承知していない。

内閣衆質一七四第七〇号
平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出天皇陛下御在位二十周年に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出天皇陛下御在位二十周年に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府は、天皇陛下の御在位二十年を国民こそってお祝い申し上げるのが望ましいと考え、平成二十一年十月六日の閣議において「天皇陛下御在位二十年記念式典の挙行について」を決定した上で、同年十一月十二日に、国立劇場において天皇陛下御在位二十年記念式典（以下「式典」という。）を挙行了ところである。

式典委員長である鳩山内閣総理大臣、式典副委員長である菅内閣総務大臣及び平野内閣官房長官、式典委員である各内閣官房副長官等の政府の参列者は、式典挙行の趣旨を踏まえ、天皇陛下の御在位二十年を慶祝する気持ちで式典に臨んだものである。

式典については、内閣総理大臣の式辞等や天皇皇后両陛下がお心をお寄せの分野の代表の辞、記念演奏、天皇陛下のおことば等で構成されていたが、それぞれの方の天皇陛下に対するお祝いを丁寧に表示したいという気持ちなどから、全体の所要時間が予定より長くなったものであり、やむを得なかったものと考えている。

鳩山内閣としては、日本国憲法の定める象徴天皇の制度の下、天皇陛下を始めとする皇室の方々に、尊崇の念を持つて対応している。

また、我が国で、日の丸が国旗、君が代が国歌として定着していることは、多くの国民に認められているところであり、国旗及び国歌については、鳩山内閣としても敬意を持つて対応すべきものと考えている。

平成二十二年二月三日提出
質問 第七 一号

検察庁による事情聴取のあり方に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁による事情聴取のあり方に関する質問主意書

質問するにあたり、千葉景子法務大臣に対し、答弁を事務方任せにするのではなく、自ら目を通して、内容を把握した上で、自ら考えた上で答弁す

ることを先に求め、以下質問する。

一 二〇〇八年四月三日、最高検察庁は「検察における取調べ適正確保方策について」という通達を出し、取調べが長時間に渡ることや、休憩なしで行われること等を禁ずる措置を講じているものと承知するが、改めて右の詳細な内容を説明されたい。

二 週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども人質」に「女性秘書『恫喝』十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文（以下、「上杉論文」という。）が掲載されているが、千葉大臣は右を読み、その内容を把握しているか。

三 「上杉論文」には、本年一月十五日、小沢一郎民主党幹事長の政治資金をめぐる逮捕された石川知裕衆議院議員の女性秘書が、東京地方検察庁特別捜査部に任意の事情聴取を受けた様子が書かれている。また、右女性秘書に任意の事情聴取に応じるよう求めた東京地検特捜部の検事が、同特捜部に右の名前の検事は所属しているか。

四 「上杉論文」には、

「二月二十六日（火）の昼ごろ、石川事務所『タミノ』と名乗る男から電話があった。女性秘書に検察庁に来てほしいという。

女性秘書が『きょうも押収品の返却ですか？』と確認すると、タミノは『そうです。あとちょっと確認したいこともあるので』と返した。よく聞き取れなかったもので、もう一度

確認すると『返却です』と答えた。

女性秘書は、一月十五日の石川逮捕以来、二度（二十一日、二十五日）、検察庁から呼び出しを受け『押収品の返却に応じている。今回も同様の案件だと信じた女性秘書は、ランチバッグひとつで検察庁に向かった。

（中略）

検察庁に着くと前回までは違う部屋に案内される。するとそこに民野健治という検事が待つており、いきなりこう言い始めたのだ。

『被疑者として呼んだ。あなたには黙秘権があるので行使することができる。それから――』

との記述があるが、右は事実か。右にある様に、東京地検特捜部が、石川代議士の女性秘書を、被疑者としての出頭を予め明確に求めることなく、押収品の返却であると、全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行ったというのは事実か否か、千葉大臣は把握しているか。

五 一般に、検察庁がある人物に対して事情聴取を行う際、事前にどの様な手続きを踏むことが求められるか。千葉大臣の説明を求める。

六 一般に、検察庁がある人物に対し、明確に事情聴取の要請をすることなく、全く別の理由で当該人物を呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行うことは許されるか。許されるならば、それはどの様な法的根拠に基づき行為であるのか。千葉大臣の説明を求める。

七 「上杉論文」には、

「事情を把握できずパニックになった女性秘書が、他の秘書か弁護士に連絡したい旨を告げると、民野検事はそれを無視して、逆に、携帯電話の電源を切るように命じ、目の前でスイッチをオフにさせたのだ。」

との記述があるが、右は事実か。右にある様に、東京地検特捜部が、石川代議士の女性秘書に対して何の明確な要請もせず、全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を始める際に、外部との連絡を無理矢理絶たせたというのは事実か否か、千葉大臣は把握しているか。

八 一般に、検察庁がある人物に対して何の明確な要請もせず、全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を始める際に、外部との連絡を無理矢理絶たせることは許されるか。許されるならば、それはどのような法的根拠に基づく行為であるのか。千葉大臣の説明を求める。

九 「上杉論文」には、

「女性秘書は石川が小沢の秘書をやっているときは、別の民主党議員事務所に勤めていたのだ。(中略)そんな彼女が、小沢事務所の会計事務の事を知らない。その旨を正直に述べると、検事は次のような言葉を述べるのだった。

『いんだよ、何でもいから認めればいいんだよ』
『早く帰りたいなら、早く認めて楽になれよ』

『なんで自分を守ろうとしないの。石川をかばってどうするの』

との記述があるが、右は事実か。右にある様に、東京地検特捜部が、石川代議士の女性秘書に対して、事実関係云々に関係なく、検察の言いなりになることを、脅迫ともとれる様な言いぶりであるという事実はないか、千葉大臣は把握しているか。

十一 一般に、検察庁がある人物に対して、事実関係云々に関係なく、検察の言いなりになることを、脅迫ともとれる様な言いぶりであることは許されるか。許されるならば、それはどのような法的根拠に基づく行為であるのか。千葉大臣の説明を求める。

十二 「上杉論文」には、

「こうした言葉をさんざん浴びせられたが、知りようもない事柄を語れるはずもない。そこで黙っていると民野検事はこう言い放った。

『あんた、何も言わないのは愚の骨頂だよ』

との記述があるが、右は事実か。民野検事が、石川代議士の女性秘書に対して、同秘書の黙秘権を否定するかの様な発言をしたというのは事実か否か、千葉大臣は把握しているか。

十二 一般に、検察庁がある人物の事情聴取を行っている際、当該人物に対して黙秘権を否定するかの様な発言をすることは許されるか。許されるならば、それはどのような法的根拠に基づく行為であるのか。千葉大臣の説明を求める。

十三 「上杉論文」には、

『保育園に子どもが残っています。お迎えだけは行かせてください。その後、また戻ってきます。せめて電話だけでも入れさせてください』

感情を抑えられず取り乱す母親、その前に座る男はこう言い放つ。

『なに言っちゃってんの。そんなに人生、甘くないでしょ』

との記述があるが、右は事実か。民野検事が、明確な事情聴取の要請もせず、全く別の理由で石川代議士の女性秘書を呼び出して長時間拘束し、途中の外部との連絡を一切許さず、脅迫的な言動をもつて外部との連絡を制したというのは事実か否か、千葉大臣は把握しているか。

十四 一般に、ある人物が検察庁による任意の事情聴取を受ける際、聴取をいつまで受けるか、いつ帰るか当該人物が任意に決められるものであると考えるが、千葉大臣に対して確認を求める。

十五 一般に、検察庁がある人物に対して、明確な事情聴取の要請もせず、全く別の理由で呼び出して長時間拘束し、途中の外部との連絡を一切許さず、脅迫的な言動をもつて外部との連絡を制することは許されるか。許されるならば、それはどのような法的根拠に基づく行為であるのか。千葉大臣の説明を求める。

十六 「上杉論文」には、
「結局、『押収品』はひとつも返却してもらえなかった。

つまり、東京地検特捜部は、最初からこの若い母親をだまして、『監禁』することが目的だったのだ。」

との記述があるが、右は事実か。東京地検特捜部、特に民野検事として、石川代議士の女性秘書に対し、当初押収品の返却との理由で呼び出しておきながら、一つの押収品も返却しなかったというのは事実か否か、千葉大臣は把握しているか。

十七 十六で、事実ならば、東京地検特捜部、特に民野検事として、全く別の理由をもつて石川代議士の女性秘書を呼び出し、長時間に渡り拘束したのはなぜか、千葉大臣の説明を求める。

十八 一般に、検察庁として、全く別の理由をもつてある人物を呼び出し、長時間に渡り拘束することは許されるか。許されるならば、それはどのような法的根拠に基づく行為であるのか。千葉大臣の説明を求める。

十九 右で触れた東京地検特捜部、特に民野検事による石川代議士の女性秘書に対する行為は、一の「検察における取調べ適正確保方策について」に合致するか。千葉大臣の見解如何。

二十 本年二月二日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七四第三五号)では、千葉大臣により、人権の定義について「人権とは、一般に、『人間が人間として生まれながらに持っている権利。(出典 広辞苑)』を意味するものとされていると承知している。」との説明がなされている。また、「人権の重要性については、深く認識している。」との、千葉大臣の答弁がなされている。

いる。右で触れた東京地検特捜部、特に民野検事による石川代議士の女性秘書に対する行為は、同秘書の人権を著しく侵害するものではないのか。千葉大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第七号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による事情聴取のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による事情聴取のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

最高検察庁においては、取調べの適正を一層確保するため、接見や取調べに関する一層の配慮や取調べに関する不満等に対する適切な対応等を内容とする検察における取調べ適正確保方策を公表したものと承知している。

その内容については、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等の間の接見に対する一層の配慮として、取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合、検察官は、当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡すること、取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合、検察官は、できる限り早期

に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮すること、被疑者又は弁護人等から弁護人選任又は接見に関する前記の各申出があった場合、その申出及びこれに対処した措置を記録にとどめることとされ、取調べに当たっての一層の配慮として、逮捕・勾留中の被疑者を取り調べるに当たっては、捜査の必要性を考慮しつつ、刑事施設等において定められている時間帯に就寝、食事、運動又は入浴ができるよう努めるものとする、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けるものとする、取調べにおいては、少なくとも四時間ごとに休憩を与えるよう努めるものとする、供述調書は、必要に応じて、問答式で作成するものとする、とされ、取調べに関する不満等の早期かつ網羅的な把握とこれに対する適切な対応として、被疑者の取調べに関して、被疑者の弁護人等から申入れがなされ、又は被疑者から不満等の陳述がなされたときは、検察官がその内容を把握し、速やかに、所要の調査を行って、必要な措置を講じるとともに、申入れ等の内容、調査結果、講じた措置等を記録にとどめること、調査結果等については、捜査・公判遂行に与える影響等を考慮しつつ、可能な範囲において、被疑者又は弁護人等に説明を行うこととされているほか、検察官又は検察事務官は、取調べ状況等報告書を作成したときは、その記載内容を被疑者に確認させ、署名指印を求めることとされて

いるものと承知している。

二について

御指摘の週刊誌の記事については承知している。

三について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については答弁を差し控える。

四、七、九、十一、十三、十六、十七及び十九について

個々の週刊誌の記事の内容及び、政府として答弁することは差し控える。

五及び十四について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第百九十八条第一項は、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができるが、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる旨を定めている。

また、同法第二百二十三条第一項は、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べるができる旨を、同条第二項は、この場合においても、出頭を求められた者は、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる旨をそれぞれ定めている。

六、八、十、十二、十五及び十八について

捜査機関の活動内容の当否については、個別具体的な事実関係に基づき判断されるべきものであり、お尋ねにつき、政府として答弁することは差し控える。

なお、一般論として申し上げれば、刑事訴訟法第百九十八条第二項は、被疑者の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならぬ旨を、同法第三百十九条第一項は、強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない旨を、同法第三百二十五条は、被告人の供述であるか被告人以外の者の供述であるかを問わず、裁判所は、あらかじめ、書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない旨をそれぞれ定めており、検察当局においては、取調べに際し、これらの規定等を踏まえて適切に対処しているものと承知している。

二十について

お尋ねは、特定の週刊誌の記事の内容を前提として、捜査機関の活動内容について問うものであり、政府として答弁することは差し控える。

平成二十二年二月三日提出
質 問 第 七 二 号

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への
取調べの様子を録音したテープの公表等に関
する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物へ
の取調べの様子を録音したテープの公表等
に関する再質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が

殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無
期懲役が確定し、服役中だった菅家利和氏が、女
児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家氏
のものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを
受け、昨年六月四日、千葉刑務所から釈放され
た。足利事件の再審の第四回公判が本年一月二十
一日、宇都宮地裁で開かれ、その際、当時の森川
大司検事による菅家氏への取調べの様子を録音し
たテープ（以下、「テープ」という。）が公表され
た。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第三二号）
を踏まえ、再質問する。なお、千葉景子法務大臣
に対して、答弁を事務方任せにするのではなく、
自ら目を通し、内容を把握した上で、自ら考えた
上で答弁することを求める。

一 前回質問主意書で、千葉大臣は「テープ」の内
容を承知しているか、承知しているのなら、千
葉大臣としてどのような認識を有しているかと問
うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『足利
事件』は現在再審公判が係属中であるので、答

弁は差し控えたい」との答弁がなされている。
右答弁を起案し、作成した者の官職氏名を明ら
かにされたい。

二 千葉大臣は、前回質問主意書における当方の
質問に自ら目を通し、その内容を把握している
か。

三 「テープ」の内容を承知しているか否かは、足
利事件の再審公判が係属中であるか否かに何の
関わりもない話である。それを承知しているか
否かすら明らかにできないとするのはなぜか。
千葉大臣の説明を求める。
右質問する。

内閣衆質一七四第七二号
平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で
容疑者とされた人物への取調べの様子を録音し
たテープの公表等に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事
件で容疑者とされた人物への取調べの様子
を録音したテープの公表等に関する再質問
に対する答弁書

一 及び二について

前回答弁書（平成二十二年二月二日内閣衆質
一七四第三二号。以下「前回答弁書」という。）に
ついては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣

政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際
に参考となるよう、必要な情報を開係する部局
から提出させた上で、政務三役がそれらを含む
種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の
責任において閣議にかけ、決定したところであ
る。

三について

法務大臣が、再審公判係属中の事件の個々の
証拠について言及することは相当でないことか
ら、前回答弁書一及び二についてのとおり答弁
したものである。

平成二十二年二月四日提出
質 問 第 七 三 号

国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解
に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国会議員の活動に対する内閣官房長官の見
解に関する再質問主意書

本年一月十五日、民主党所属の石川知裕衆議院
議員が政治資金規正法違反の容疑で東京地方検察
庁特別捜査部に逮捕された。右を受け、同月十八
日、石川代議士と同期に当選した衆議院議員十数
名が、石川代議士への逮捕は不当とする勉強会
（以下、「勉強会」という。）を開催した。右につ
き、平野博文内閣官房長官は、同月十九日の記者
会見で、「勉強会」について「政府も一体的にと
いうことなら、不適当だと述べ、更に同日夜、「勉
強会」に出席した小川淳也総務大臣政務官に対し

て「これ以上の活動はしないように」と注意をした
と報じられている。右と「前回答弁書」（内閣衆質
一七四第三三二号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、国会議員が行う
種々の活動に対して、政府が制限を課すことは
可能か、平野長官はどのような認識に基づき、
「勉強会」が不当と考えるのか、なぜ小川政務
官が右に出席したことが不当であり、同政務
官に対して自制を求めたのかと問うたところ、
「前回答弁書」では「御指摘の『国会議員が行う
種々の活動』及び『政府が制限を課すこと』の意
味するところが必ずしも明らかでないため、お
答えすることは困難であるが、一般論として、
政府は国会議員の政治活動の自由を尊重すべき
ものと考ええる。」「平野内閣官房長官は、御指
摘の記者会見において、お尋ねの会合について
は、御指摘の趣旨で開かれたものではなく、石
川知裕衆議院議員の同期の議員の会合であると
聞いているとの趣旨を述べており、そのような
会合が不当であるとは述べていない。」と、平
野長官として「勉強会」が不当なものとは認識
していない旨の答弁がなされている。それなら
ばなぜ、平野長官は小川政務官に対して「勉強
会」への出席の自制を求めたのか。右は、政府
が国会議員の活動を制限しようとした事例に他
ならず、右答弁と相反することではないのか。
二 前回質問主意書で、「勉強会」に対する鳩山由
紀夫内閣総理大臣はどのような見解を有してい
るか、「勉強会」に政務三役が出席することの是非
について、鳩山総理はどのように考えるかと問う

たところ、「前回答弁書」では「国会議員の個々の活動については、政府としてお答えする立場にないが、一般論として、政府関係者が国民の誤解を招くような行動を取ることは差し控えるべきもの」と考える。」との答弁がなされている。では鳩山総理として、「国民の誤解を招くような行動」とはどのような様なものか認識しているのか説明されたい。

三 国会議員、特に政務三役が「勉強会」に出席することは、二の答弁にある「国民の誤解を招くような行動」に該当するか。鳩山総理の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第七三号
平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する再質問に対する答弁書

一について
先の答弁書(平成二十二年二月二日内閣衆質一七四第三三三三)二及び三についてでお答えしたとおりお尋ねのような事実はなく、「右答弁と相反する」との御指摘は当たらない。

二及び三について

国会議員の個々の活動については、政府としてお答えする立場にないが、お尋ねの「国民の誤解を招くような行動」については時々の状況により様々なものが考えられ、個別具体的な事実関係に基づき判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

平成二十二年二月四日提出
質問 第七四号

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一七四第三三四号)を踏まえ、再質問する。

一 官僚政治の定義如何。

二 政治主導の定義如何。

三 鳩山由紀夫代表率いる民主党は、昨年八月三十日に執行された第四十五回衆議院議員総選挙の際、官僚政治の打破、政治主導の実現を訴えていたと承知するが、確認を求める。

四 三の官僚政治の打破、政治主導の実現とは具体的にどのような政治の実現を目指すものであるのか、改めて説明を求める。

五 前回質問主意書で、一般に、東京地方検察庁特別捜査部が、新聞やテレビ等の記者ははじめ各報道機関(以下、「マスコミ」という。)から、ある刑事事件に関し、東京地検としていつ誰に聴

取を要請する方針でいるか、また聴取に応じた人物がどのようなことを述べたか、他には、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどのような供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報についての取材(以下、「取材」という。)を受けることを依頼された際、それを断ることはあるか、あるのなら、東京地検特捜部として、具体的にどのような場合に「マスコミ」による「取材」を断るのか、他に、一般に東京地検特捜部として、「マスコミ」の「取材」を受ける際、予めそれを受ける時間や場所、また「取材」の回数を決めることはあるか、更に、一般に東京地検特捜部として、「マスコミ」に対して同特捜部への出入りを禁止することはあるか、あるのならそれはどのような場合かと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えているところ、東京地方検察庁において、御指摘のような「取材」に対応することはなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。」と、前政権における答弁と全く変わらない、質問の趣旨を外した答弁がなされているのみである。

右の対応は、鳩山総理率いる民主党が目指す官僚政治の打破、政治主導の実現と合致するか。五の答弁には、「東京地方検察庁において、

御指摘のような「取材」に対応することはなく」とあるが、右は、そもそも東京地検特捜部が「マスコミ」による「取材」に対応することは一切ないということか。千葉景子法務大臣として、佐久間達哉東京地検特捜部長、吉田正喜副部長ら同特捜部幹部に直接事実関係を問い合わせた上で、事務方によるものではなく、千葉大臣による明確な答弁を求める。

七 二〇〇八年四月二十一日の衆議院決算行政監視委員会第四分科会において、当時の大野恒太郎法務省刑事局長は、

「東京地検特捜部におきましては、報道機関の取材対応について、特段定まった規定等を設けて対応しているわけではない、適宜適切に対応しているというように承知しております。」

と、東京地検特捜部が「マスコミ」の「取材」に適宜適切に応じている旨述べている。右の大野局長の答弁は、五の答弁と矛盾を来すものではないのか。事務方によるものではなく、千葉大臣による明確な答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一七四第七四号
平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁
特別捜査部による報道機関への取材拒否等
に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

鳩山内閣としては、「基本方針」(平成二十一年九月十六日閣議決定)等に基づいて、国政の運営を、官僚主導・官僚依存から、政治主導・国民主導へと刷新することとしており、国民の審判を受けた政治家が、各府省の運営に名実ともに責任を持つ新たな体制を構築することとしている。

五について

先の答弁書(平成二十二年二月二日内閣衆質一七四第三四号)については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官(以下「政務三役」という。)が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。

六について

先の答弁書(平成二十二年二月二日内閣衆質一七四第三四号)一から五までについて述べたとおりである。

七について

御指摘の大野刑事局長の答弁は、先の質問主意書(平成二十二年一月二十五日提出質問第三四号)一において記載されたような被疑者の供述内容等についての取材に対する検察当局の対応

応について述べたものではなく、先の答弁書(平成二十二年二月二日内閣衆質一七四第三四号)一から五までについて述べたところと矛盾するものではない。

平成二十二年二月四日提出
質問 第七五号

農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問主意書

提出者 宮腰 光寛

農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問主意書

農業共済団体へは農林水産省経営局長の都道府県知事宛て通知文書、漁業保険団体へは水産庁長官の全国漁業共済組合連合会長宛ての通知文書において、「農業共済団体の役員等の執行体制について」、「漁業保険団体の役員等の執行体制について」、「議員等が兼職により就任するなど特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を持たれることのないものとする」とある。公共性の高い団体に政治的中立性が求められているのは当然であり、従前から政治的中立性は厳に保たれてきていると考えるが、脱官僚・政治主導を唱えておられる現政府での、官僚である農林水産省経営局長、水産庁長官の通知文書について、以下質問する。

1 「農業災害補償制度、漁業災害補償制度、漁

船損害等補償制度」の円滑な運営のため、農業共済団体並びに漁業保険団体は、農業・漁業の安定した経営の維持に欠かすことのできない団体であるだけでなく、高い信頼性と安定が求められる人物が選任されるのは当然のことである。通知文書に、「議員等が兼職により就任するなど特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を持たれることのないものとする」との記述がある。農業・漁業経営の安定にとつて重要な団体の役員には、団体の構成員自らが余人をもつて代えがたい人物として信頼して選任した人物が就任すべきであり、従前よりそのように運営されていると考えるが、いかがお考えか。

2 農業・漁業経営の命綱ともいふべき重要な団体の役員に、構成員の要望にもかかわらず、人望のある人格、知識、経験を備えた役員候補が、有権者から信任を受けた議員というだけで、役員候補にすることも出来ず、役員就任も拒否させなければならぬ理由・根拠を示されたい。

3 議員として当該団体に対する職務権限がない有為な人材が、議員というのみの理由で、構成員にも期待される能力を発揮できないとしたら、農業・漁業の損失にとどまらず国民全体の損失であると考え、いかがお考えか。

4 行政が団体の役員候補を狭めることにより、団体の構成員である農業者・漁業者などの要望を反映しない執行役員体制での運営を強制する

ことは、信頼性も損なう非民主的、強圧的な体制と考えるが、いかがお考えか。

5 構成員自らの意思による役員選任の選択肢を狭めることを政府は民主的な運営と考えておられるのか。役員の選任は、役員候補者の選定を狭めることなく、構成員自らの自由な判断に委ねるのが民主的と考えるが、政府はいかがお考えか。

6 選任された役員が独裁的運営でもない限り、議員が役員に就任しているだけで、特定の組織、政党等を支援・優遇することは不可能であり、疑念が生じるようなことは起こり得ないし、執行について透明性が確保されていれば国民も理解できるものと考えて、政府は議員が役員に就任するだけで特定の組織、政党等を支援・優遇すること、疑念が生じるようなこと、根拠と所見を示されたい。

7 成熟した民主的社会において、時の政府の好嫌のみで公共性の高い団体として厳格に設立目的に沿って民主的運営を行っている団体の行為を縛ることは厳に慎むべきであるが、どのような根拠で官僚に対し、通知文書による役員就任資格を狭めることを行わせたのか、示されたい。

8 今回の官僚発信の通知文書に政務三役はどのように関わったのか。
政府は脱官僚・政治主導を唱えておられるが、なぜ政務三役の通知文書でなく、官僚名の通知文書なのか、所見を示されたい。

9 政府は、成熟した民主的国家であるわが国の公共性の高い団体に、明確な理由・根拠もなく、団体自らの意思での自主的行爲を縛り、強制する、官僚名の通知文書を今後も出させ続けるお考えなのか、方針を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七四第七五号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員宮腰光寛君提出農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮腰光寛君提出農業共済団体・漁業保険団体の政治的中立の確保についての農林水産省通知文書に関する質問に対する答弁書

1 について

農業共済団体の役員は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定に基づき組合員が選挙又は選任することとなっている。

また、漁業保険団体のうち漁業共済組合又は漁業共済組合連合会の役員は漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の規定に基づき組合員又は会員が選任し、漁業保険団体のうち漁船保険組合又は漁船保険中央会の役員は漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）

の規定に基づき組合員又は会員が選挙又は選任することとなっている。

これら団体の役員については、団体を適正に運営する観点から、団体構成員自ら選挙又は選任を行っていると考えている。

2 から5 まで及び7 について

御指摘の農林水産省経営局長又は水産庁長官名で発出された通知の趣旨は、農業共済団体及び漁業保険団体は、法律に基づいて公共性の高い事業を行っている団体であり、政治的中立性を確保する観点から、地方公共団体の議会の議員又は国会議員（以下「議員」という。）が役員を兼職する等特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を国民から持たれることのないようにするためのものである。

当該通知については、農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第七条第十六号又は農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第三十八条に規定する農林水産省経営局長又は水産庁の所掌事務に関する行政指導であると考えており、したがって、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十二条第一項に規定されているとおり、当該通知の内容は、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである。

6 について

農業共済団体及び漁業保険団体は、法律に基づいて公共性の高い事業を行っている団体であることにかんがみれば、その政治的中立性の確保は重要であり、議員が団体の執行機関たる役

員を兼職しているという事実をもって、当該団体が特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を国民から持たれるおそれがあることが問題であると考えている。

8 について

御指摘の通知については、これまでの農業共済団体及び漁業保険団体への通知の発出の通例に合わせて、農林水産大臣が担当局庁の長に対して通知の発出を指示したものである。

9 について

御指摘の通知は、行政指導として行われたものであり、農業共済団体及び漁業保険団体の任意の協力を求めるものであることから、「団体自らの意思での自主的行爲を縛り、強制する」との御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十二年二月四日提出
質問 第七六号

デフレ克服のための方策に関する質問主意書

提出者 馳 浩

デフレ克服のための方策に関する質問主意書
書

鳩山首相は一月二十九日の施政方針演説において、「デフレの克服に向け、日本銀行と一体となつて、より強力かつ総合的な経済対策を進めてまいります。」と述べている。しかし、デフレ克服について述べたのは、約一万三千〇〇〇字の施政方針演説のうち、僅かにこの四六字だけである。現在の日本は、デフレを原因とした不況の真つ

直中にあり、そのため税収不足、国債発行、財政の持続可能性の危機といった問題が生じている。このような問題の解決のためには、不況の原因であるデフレの克服が喫緊の課題である。

従つて、次の事項について質問する。

一 デフレは金融現象であり、その克服のためには金融政策が唯一の方策である。しかるに鳩山首相は施政方針演説において金融政策について何ら述べていない。その理由如何。

二 今般の不況をもたらしたデフレの原因について、政府の見解を問う。

三 鳩山首相が施政方針演説において述べた「日本銀行と一体となつて、より強力かつ総合的な経済対策」の具体的な内容について問う。
右質問する。

内閣衆質一七四第七六号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出デフレ克服のための方策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出デフレ克服のための方策に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の鳩山内閣総理大臣施政方針演説における発言は、政府が日本銀行との間で緊密な情報交換及び連携を行いつつ、できる限り早期の景気の回復とデフレの脱却に向けて強力に取り

組んでいくことを表明したものであり、政府と日本銀行は、財政政策・金融政策の運営において、政策の方向性についての認識を共有しながら、それぞれの役割を果たしていくこととして

いる。
日本銀行に対しては、適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待している。

二について

我が国経済が緩やかなデフレ状況に陥ったことの原因については、平成二十年末以降、世界金融危機と世界同時不況が深刻度を増し、我が国の景気が急速に悪化する中で、需要が供給を大幅に下回る状態が続いたことなどにあると認識している。

平成二十二年二月四日提出
質問 第七七号

菅大臣の経済演説に関する質問主意書

提出者 馳 浩

菅大臣の経済演説に関する質問主意書

菅経済財政政策担当大臣は、一月二十九日の経済演説において、「デフレの克服に向けて、日本銀行と一体となつて強力かつ総合的な取り組みを行つてまいります。日本銀行に対しては、こうした政府の取り組みと整合的なものとなるよう、政府と緊密な情報交換、連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によつて経済を下支えするよう期待します。」と述べている。

現在のデフレ状況下の日本において、菅大臣の

右発言の基本的な方向性は妥当であるとも思える。しかし、「適切かつ機動的な金融政策」の意味するところが具体的になければ、裁量的金融政策となり、裁量的金融政策はかつて多くの失敗例を生み出してきた。

従つて、次の事項について質問する。

一 「日本銀行と一体となつて強力かつ総合的な取り組み」の具体的な内容について。政府の見解を問う。

二 「適切かつ機動的な金融政策」の具体的な内容について。政府の見解を問う。

三 我が国の九十年代のいわゆる「失われた十年」は、バブル退治のためにベースマネーを急激に減少させ、その後もベースマネーの伸び率の水準を低位のまま放置した日本銀行の金融政策の誤りが主因である。そのような日本銀行に対して、「適切かつ機動的な金融政策の運営によつて経済を下支えするよう期待」しても実効性がないのではないか。政府の見解を問う。

四 デフレは金融現象であり、その克服のためには日本銀行の金融政策が唯一の方策である。しかし、日本銀行法第二条の「物価の安定」の具体的な内容が解釈次第であるならば、現実から遊離した不毛な解釈論に陥るおそれが高い。日本銀行法第二条を改正し、具体的な数値を明示すべきではないか。政府の見解を問う。

五 四において、具体的な数値を明示する場合、その具体的な数字について問う。

右質問する。

内閣衆質一七四第七号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出菅大臣の経済演説に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出菅大臣の経済演説に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の菅内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の経済演説における発言は、政府が日本銀行との間で緊密な情報交換及び連携を行いつつ、できる限り早期の景気の回復とデフレの脱却に向けて強力に取り組んでいくことを表明したものであり、政府と日本銀行は、財政政策・金融政策の運営において、政策の方向性についての認識を共有しながら、それぞれの役割を果たしていくこととしている。

政府においては、昨年十二月八日に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の裏付けとなる平成二十一年度第二次補正予算及び平成二十二年予算を一体として執行していくこと等により、切れ目のない経済財政運営を行つてまいります。

二及び三について

金融政策の具体的な運営については、日本銀行において、その時々々の経済・物価情勢や市場動向を踏まえつつ、適切に行われるものと考えている。

日本銀行においては、昨年十二月一日に、新しい資金供給手段の導入を決定し、期間三か月の資金を〇・一パーセントの固定金利で金融機関に供給するとともに、同月十八日には、金融政策運営に当たり、中長期的にみて物価が安定していると各政策委員が理解する物価上昇率として平成十八年三月九日に公表した「中長期的な物価安定の理解」について、「消費者物価指数の前年比で二パーセント以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は一パーセント程度を中心と考えている。」と明確化する等、これまでも金融政策面から我が国経済を下支えするため、様々な施策を実施してきたものと承知している。

政府としては、引き続き、日本銀行が適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待している。

四及び五について

二及び三について述べたように、日本銀行においては、「中長期的な物価安定の理解」について、昨年十二月十八日に、「消費者物価指数の前年比で二パーセント以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は一パーセント程度を中心と考えている。」と明確化したと承知している。

平成二十二年二月四日提出
質問 第七八号

公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書

提出者 馳 浩

公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書

民主党のマニフェストには「私立高校生のいる世帯に対し、年額十二万円（低所得世帯は二十四万円）の助成を行う。」とあり、選挙期間中各候補者が「低所得者」とは標準世帯で年収五百万円であることは何度も繰り返し発言し、マスコミもそのように報道してきた。ところが、政府予算案をみると「低所得者」とは「年収二百五十万円」とされた。

また、四月からの「公立無償・私立有償」の影響で、私学への入学希望者減少の影響も現れ、公私の格差感は拡大していると思われる。

従って、次の事項について質問する。

一 「年収二百五十万円」とは、実質的に生活保護世帯水準である。これまで国の「授業料減免事業等支援特別経費」の制度もあり、すでに生活保護世帯では授業料の全額補助が実現している都道府県もある。このような現状において、「低所得者」を「年収二百五十万円」とした根拠を問う。

二 昨年十月十五日に発表された私学就学支援金を含む高校無償化への概算要求額は四千五百億円であった。しかし、政府予算案では、私学の低所得層支援の五百六十七億円を削減して三千九百三十三億円で決着した。高校生対象の給付制奨学金百二十三億円の要求も実現しなかった。これでは、「私学の就学支援金を犠牲にして公立高校の無償化を実現した」と言われても仕方のない施策である。この点につき、政府の認識を問う。

三 さらに、「授業料減免事業等支援特別経費」が六億八千万円から二億五千万円に四億三千万円削減されている。この減額の根拠を問う。

四 私学経常費助成について、昨年十月十九日、高井美穂大臣政務官はアルカディア市ヶ谷での講演の中で、「私学助成は削減しない。維持するつもり」と答えられた。川端達夫大臣も私学助成の確保に努める意向を私学団体代表らに語っておられた。しかし、私立高校への経常費助成予算が総額で四十億円削減され、九百九十八億五千万円と千億円を切る事態になった。この減額の理由如何。

五 四の事例は公約違反ではないか。政府の見解を問う。

六 一月六日付の毎日新聞では「大阪府の公立中学三年の進学希望者（全日制）のうち、私立高校の専願希望者（先月十六日現在）は一三・三四％で、記録が残る九一年度以降で最低となった。」と報じている。これは、四月からの「公立無償」の影響が大きいと考えるが、政府の認識を問う。

七 今回の政府の予算措置により、公立高校と私立高校の学費格差がより鮮明になったといえる。この学費の公私格差を是正するために今後私学の経常費助成を大幅に増額すべきと考えるが、政府の見解如何。

八 また、授業料等助成の補助対象を拡充した新たな制度設計を行う意思があるや否や。右質問する。

内閣衆質一七四第七八号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問に対する答弁書

一、二及び七について

平成二十二年年度予算において、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）については、私立の高等学校等の生徒等であつて一定の受給資格を有する者に対し、公立の高等学校の標準的な授業料に相当する額を支給するとともに、これらの者のうち保護者等の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある者に対しては、これに一定の額を加えて支給することとしており、「私学の就学支援金を犠牲にして公立高校の無償化を実現した」との御指摘や、「公立高校と私立高校の学費格差がより鮮明になったといえる」との御指摘は当たらないものと考えている。

この「保護者等の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある者」の基準については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条の規定により国が

補助する学用品等の支給対象者に係る基準を参考にしている。

三について

平成二十二年年度予算においては、就学支援金を創設し、保護者等の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある私立の高等学校等の生徒等に対しては、その授業料に充てるため、授業料減免事業等支援特別経費により支出されてきた対象生徒一人当たりに対する平均国庫補助額を上回る額を就学支援金として支給することとしていることから、授業料減免事業等支援特別経費において、これまでこれらの者に係る国庫補助として計上していた部分の額を減額したところである。

四及び五について

御指摘の「公約」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、私立の高等学校等の教育に係る経常的経費については、都道府県が行う助成等に対し、その一部の国庫補助を行うとともに、所要の額の地方交付税措置を講じているところであり、国庫補助については平成二十二年年度予算において現下の厳しい財政事情の下、前年度より四十億円を減額したところであるが、地方交付税措置については拡充を図ったところである。

六について

御指摘のデータの詳細は把握していないが、一般論として、中学校三年生の進路に関する選択については、様々な要因が影響するものと考えている。

八について

お尋ねの「授業料等助成の補助対象を拡充した新たな制度設計」の内容が必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、学校教育において私立の高等学校が果たしている役割の重要性にかんがみ、今後とも、その教育に係る経常的経費への支援を含め、私立の高等学校における教育の振興に努めてまいりたい。

平成二十二年二月四日提出
質 問 第 七 九 号

食育と学校栄養教諭に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

食育と学校栄養教諭に関する質問主意書
国民の健康志向と、一連の食品に関する不祥事の続発により、安心・安全な食料・食品への関心が、近年ますます高まってきた。

自公政権時に、食育基本法制定や消費者庁設置をするなど、国民の期待に応える努力が続いてきた。このような状況の中、次世代を担う子供達のため、教育現場での食育への取り組みは極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 鳩山内閣は、教育の現場の中での「食育」について、どう認識しているのか。

二 教育の中で食育を進めるには、栄養教諭の役割と期待が大きく、その存在が重要と思うがいかがか。

三 都道府県別の栄養教諭の採用・配置人数等の

最新の状況はどうなっているのか。都道府県によつて大きな隔たりがないのか。

四 北海道・京都府・兵庫県・鹿児島県では、現職の学校栄養職員を、任用替えて全員を栄養教諭にしている。この取り組みを、どう評価するか。また、その他の都府県に対し、政府としてどう対応するのか。

五 子供の視点に立ったとき、都道府県・市町村・各学校によつて、食育を享受するのに差があつてはならない。そのため、政府は都道府県を通じた栄養教諭の配置について、平成二十二年年度予算案でどのように対応しているのか。また、今後の具体的目標をどのように設定し、それに向けてどう対応するのか。

内閣衆質一七四第七九号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出食育と学校栄養教諭に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出食育と学校栄養教諭に関する質問に対する答弁書

一について

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたつて健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであり、学校にお

いて食育を推進していくことは重要であると認識している。

二について

栄養教諭は、学校における児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる者として、学校における食に関する指導の全体的な計画の策定や、食育に関する学校と家庭及び地域との連携等において、中核的な役割を担っているものと考えている。

三及び四について

公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配置されている栄養教諭の都道府県別の数は、平成二十一年九月三十日現在、北海道三百二十八人、青森県十八人、岩手県四十三人、宮城県三十五人、秋田県十五人、山形県十七人、福島県二十八人、茨城県四十二人、栃木県三十四人、群馬県十九人、埼玉県六十五人、千葉県三十三人、東京都十六人、神奈川県二十一人、新潟県七十三人、富山県十人、石川県三十六人、福井県三十二人、山梨県五人、長野県二十人、岐阜県八十一人、静岡県五人、愛知県七十三人、三重県九十八人、滋賀県二十人、京都府百三十一人、大阪府二百七十人、兵庫県三百一十二人、奈良県二十七人、和歌山県十人、鳥取県十一人、島根県四十九人、岡山県二十六人、広島県十人、山口県四十八人、徳島県二十五人、香川県四十一人、愛媛県七十七人、高知県二十三人、福岡県百十五人、佐賀県十七人、長崎県五十一人、熊本県四十二人、大分県二十人、宮崎県二十二、鹿児島県百六十三人、沖

縄県十四人である。

北海道、京都府、兵庫県及び鹿児島県においては、希望する学校栄養職員全員について、栄養教諭への任用替えを行う方針で取り組んでいると承知しており、これらの取組は、栄養教諭の配置を進める上で有意義なものであると考えている。文部科学省としては、今後とも、都道府県教育委員会等に対し、栄養教諭の重要性等について様々な機会を通じて周知すること等により、栄養教諭の配置を促してまいりたい。

五について

平成二十二年年度予算においては、各都道府県における栄養教諭の配置の促進を図るため、現職の学校栄養職員が栄養教諭の免許状を取得できるようにするための講習会の開催に要する経費や、栄養教諭を中核とした学校における食育推進の取組を支援する事業に要する経費を計上するとともに、公立義務教育諸学校における栄養教諭の定数について、四十七人の定数改善を行ったところである。文部科学省としては、今後とも、これらの施策を推進すること等により、各都道府県における栄養教諭の配置を促してまいりたい。

平成二十二年二月四日提出
質 問 第 八 〇 号

平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する質問主意書

政府は昨年十月十六日に平成二十一年度第一次補正予算(以下、「一次補正」とする。)の執行停止を閣議決定し、執行停止した財源を平成二十二年

度当初予算の財源にするとされていた。ところが、日本経済の景気の悪化を理由に、平成二十一年十二月八日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(以下、「緊急経済対策」とする。)が閣議

決定され、これに基づき編成された総額約七、二兆円もの平成二十一年度第二次補正予算(以下、「二次補正」とする。)が先日成立したが、その原資には一次補正の執行停止分の約二、九兆円も含まれている。また今般、平成二十二年当初予算も国会に提出されている。

これを踏まえて、次の事項について質問する。

一 二次補正の中の「国税収入減少に伴う地方交付税減少額の補填」は、新政権が初めて行う画期的な地方支援のような説明がなされているところ、地方重視のこれまでの政権でも当然行われてきたことであると承知しているが、如何かお教えいただきたい。また、過去に同様の措置を講じた例があればお教えいただきたい。

二 地方交付税総額が国の予算により決定される以上、本来は地方交付税原資となる国税収入が当初の予測より減少しても、地方公共団体に交付決定された地方交付税を返還させるような制度であるべきではないと考える。平成十九年度に地方税収が地方財政計画から減少した場合に

減収補てん債を発行することを可能にする制度を、単年度毎の措置から「当分の間」の措置に変更することとされたが、今回のような措置も同様に平成二十一年度単年度の措置ではなく恒久的な措置とすべきであると考えている。政府の見解をお聞かせいただきたい。

三 緊急経済対策における「地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金」で危険な橋梁の補修や電線の地中化等の四事業に用途を限定している理由をお聞かせいただきたい。特に電線の地中化は通信事業者や電気事業者等関係者が多いことから、事業実施までに時間がかかることが通常であると承知しているが、これを可及的速やかに経済効果が現れることが求められる緊急経済対策に盛り込んだのは何故かお聞かせいただきたい。

四 二次補正の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」は用途が緊急経済対策で限定列挙された四事業以外にも充当することが可能かお教えいただきたい。また、もし四事業以外にも充当することが可能であれば、緊急経済対策における「地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金」から、いつ誰がどのような経緯で変更したのかお教えいただきたい。

五 二次補正の「緑の分権改革」の推進「三十九億円の具体的内容と二次補正に盛り込んだ理由をお教えいただきたい。また、どれほどの経済効果があるのかお教えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第八〇号
平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する質問に対する答弁書

一について

経済情勢の変動等による国税の減収に伴い、地方交付税の総額が減少する際には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、これまでも必要な補てん措置を講じてきているところである。

平成十九年度から平成二十一年度までの間にあっては、地方の財源不足のうち建設地方債の増発等により補てんしてもなお生じる財源不足がある場合に、国と地方が折半して補てんする措置(以下「折半対象財源不足補てん措置」という。)を講じることとしており、平成二十年度の第二次補正予算における国税五税の減収に伴う地方交付税の減少によって生じた財源不足については、国の一般会計からの加算により当面は全額を補てんすることとしたが、当該補てん額を国と地方が折半して負担する考え方に基づき、そのうちの地方分について後年度において精算することとしている。

二について

平成二十一年度第二次補正予算における地方交付税の減少の補てんについては、同年度の予算に係る地方の財源不足について国と地方が折半して補てんする考え方に基づくものであるが、折半対象財源不足補てん措置が年度を限って定められている状況において、年度途中における地方交付税の減少の補てん措置を「恒久的な措置」とすることは困難であると考えている。

三について

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成二十一年十二月八日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)においては、必要性が高く、地方の観光需要や地元雇用の拡大等による地域活性化といった効果が期待されるものとして、御指摘の四事業(以下「四事業」という。)を例示しつつ、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設について記述したものであり、この交付金の使途はこれらに限定されるものではない。

四について

三について述べた交付金を予算化した平成二十一年度第二次補正予算の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」についても、四事業に用途が限定されるものではない。

五について

「緑の分権改革」は、クリーンエネルギー、食料、歴史文化資産等の地域資源を最大限活用し、地域経済の活性化を図ることを目的の一つとするものであり、「緑の分権改革」の推進」

は、緊急経済対策の柱のうち「環境」についての措置の一つとして、地域におけるクリーンエネルギー資源の利用可能性の調査及び先行実証を地方公共団体に委託し、行うものである。

具体的な事業内容は地方公共団体からの提案に応じて決まるものであり、現時点において経済効果を定量的にお示しすることは困難である。

平成二十二年二月四日提出
質 問 第 八 一 号

新型インフルエンザの輸入ワクチンに関する

質問主意書

提出者 秋葉 賢也

新型インフルエンザの輸入ワクチンに関する
質問主意書

平成二十一年十二月二十四日の東京新聞朝刊によると、厚生労働省が平成二十一年十月六日にイギリスのグラクソ・スミスクライン社およびスイスのノバルティス社と結んだ新型インフルエンザワクチンの購入契約で、厚生労働省による副作用の評価を理由に契約を解除できない条件になっているとされる。一方、両社側からは、副作用による賠償金を国が肩代わりする法律が同年十二月十五日までに成立・発効しない場合や、国側に著しい契約義務違反がある場合など、一定の事由を理由に日本側よりも広く解約が認められているという。

本契約に関して、以下の質問をする。

一 万が一外国製ワクチンによって副作用が発生した場合に、購入契約を解除することができないとすれば、国民の健康の面からも国家財政の面からも非常に大きな損害を被る。

1 契約締結の過程で、交渉に不手際があったのではないかと、重大な損害が予想されるにもかかわらず、このように不平等な契約を締結するに至った経緯および理由をうかがいたい。

2 輸入ワクチンでは、含まれる成分や接種方法の違いから、筋肉痛や関節痛などの副作用発生頻度が国産ワクチンよりも高めだと言われている。また、グラクソ・スミスクライン社製のワクチンでは、ワクチンの成分が凝集しているとの報告や、動物実験でモルモットやマウスが死亡したり弱ったりした事例が報告されている。これらの報告を踏まえ、当該契約についての政府の見解をうかがいたい。

3 第七十三回臨時国会で成立した「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」第十一条によると、損害が発生した場合に企業が支払った賠償は国が補填するという契約を結ぶことができる。とされており、これに基づいて両社と損害賠償についての契約が交わされた。法案審議の段階で、当該契約の詳細について明らかにした上で国会で審議を尽くすべきであったと思われるが、明らかにしなかった理由は何か。長妻厚生労働大臣はこの契約の詳細について把握していたのか。

二 輸入予定のワクチンは、成人換算で九千九百

万人分、総額千二百六億円にのぼる。しかし厚生労働省が各都道府県から受けた、平成二十二年一月二十一日時点での輸入ワクチン必要数の報告によると、グラクソ・スミスクライン社製の山梨県で二百回分であり、ノバルティス社はゼロとなっている。さらに子どもたちの多くはすでに免疫を獲得しているほか、世界的な傾向からしても春以降流行が再燃する可能性は低いとの見方があり、大幅な余剰が生じる可能性がある。

1 長妻厚生労働大臣は余剰分について「第一義的に交渉するのはメーカーだ」と述べ、購入量縮小の方向で検討していると報道されているが、最終的に余剰が発生した場合にワクチンはどのようにするのか、政府としての考えをうかがいたい。

2 解約するとすれば、違約金を支払わなくてはならないが、その額をお示しいただきたい。

3 ワクチン需要についての見通しが甘かったのではないかと、需要調査の実施時期、回数、規模についてお答えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第八一号
平成二十二年二月十二日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出新型インフルエンザの輸入ワクチンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出新型インフルエンザの輸入ワクチンに関する質問に対する
答弁書

一の1について

御指摘の契約の内容については、同契約上、守秘義務が課せられているため、その詳細をお答えすることは困難であるが、同契約上は、契約の相手方に重大な義務違反があった場合、一定の手続を経た上で契約を解除できることとなっており、同契約が不平等な契約であるとは考えていない。

また、同契約は、昨年七月以降、グラクソ・スミスクライン株式会社及びNovartis Vaccines and Diagnostics AGとの間で適切に交渉を行い、締結したものであり、御指摘のように交渉に不手際があったとは考えていない。

一の2について

輸入ワクチンについては、薬事・食品衛生審議会薬事分科会において、御指摘の点も含め、その安全性及び有効性について審議をした結果、被接種者や医療関係者への情報提供など一定の条件の下で、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の三の規定に基づく特例承認を付与して差し支えないとされているところ、御指摘の契約を締結したことに特段問題があるとは考えていない。

一の3について

第七十三回臨時国会における新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）に

係る審議の際には、御指摘の契約の内容について、同契約上、守秘義務が課せられているため、その詳細を明らかにすることができなかったが、政府として可能な範囲で同契約に係る情報を提供したものと考えている。

また、厚生労働大臣は、同契約の詳細について把握した上で、当該審議に臨んだものである。

二の1について

今回の流行期に使用されなかったワクチンについては、基本的には、次の流行期に備えて保管することとしている。

二の2について

現在、御指摘の契約について交渉を行っているところであるが、今後の交渉に影響するおそれがあることから、その内容についてお答えすることは差し控えたい。

二の3について

今般の新型インフルエンザのワクチンについては、お尋ねの需要調査は実施していないが、健康危機管理の観点から、輸入ワクチンと国内産ワクチンをあわせて、優先接種対象者(新型インフルエンザによる死亡、重症化のおそれが高い者及びインフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者をいう。)については全員が、優先接種対象者以外の者については季節性インフルエンザワクチンの接種割合と同程度の約三割が、一人当たり二回の接種を受けることができるだけの量を確保したものである。

平成二十二年二月四日提出
質 問 第 八 二 号

奨学金事業に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

奨学金事業に関する質問主意書

我が国の教育分野での公的支出割合はOECD諸国と比べて低位にとどまっており、家計における教育費の負担が大きくなっている。とくに高等教育に対する公的支出はOECD諸国中で最下位である。現在大学進学率は五十%を超えており、高卒者の就職難から今後一層進学率が上昇することとも考えられる。今や、国立大学でさえ授業料だけで年間百万円を超え、私立大学では生活費を除いても四年間で一千万円を超えるという調査結果もある。現在、日本で設けられている公的な奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構による貸与型の奨学金のみであり、その多くは有利子の奨学金である。一方諸外国では、公的な奨学金の中にも給付型のものや無利子のものが多く設けられている。

一 民主党はマニフェストに「奨学金制度改革」として具体策に「希望者全員が受けられる奨学金制度を創設する。」と掲げ、公立高校の実質無償化および私立高校生への助成と併せて約九千億円の所要額を見込んでいます。

1 政府は、麻生政権で平成二十一年度第一次補正予算に計上された「奨学金制度の充実」五億七千万円を見直しの対象として、第二次補正予算では五億六千万円を減額した。こ

の措置は「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生・大学生が安心して勉学に打ち込める社会をつくる。」という政策目標と矛盾すると考えられるが、政府の見解および第一次補正予算の措置を見直した理由を明確に示していただきたい。

2 平成二十二年予算案では、奨学金事業にかかる予算は前年度と同額の千三百九億円となっている。高等学校等就学支援金(仮称)三千九百三十三億円と合わせても約五千二百億円で、マニフェストに掲げた九千億円から比べると大幅に後退している。今後、補正予算において、奨学金の量の充実を図る考えはあるか明示されたい。

二 平成二十二年予算案では奨学金事業について、「無利子奨学金においては、返還金の増の範囲内で貸与人員を増加(三十四、四万人→三十四、九万人)。新たに、奨学金の支給開始時期を七月から四月に早期化。」と書かれている。1 この増加幅は約一、五%にとどまっており、「希望者全員が受けられる奨学金制度」には程遠い。今後の貸与人員の増加について、工程を明確にお示しいただきたい。

2 昨今の経済状況に鑑み、今後、給付型の奨学金の導入を図り、充実させていくべきと考えるが、具体的にどのようなように考えているのか、明示されたい。

三 貸与型の奨学金の返済延滞が増加している。1 今年から回収が強化されるが、経済的に返済が困難な者に対する措置はとられるのか。

2 回収強化と並んで、大学卒業後の低所得や無業・失業といった不安定な雇用の問題も含めて検討する必要があると考えるが、厚生労働省と文部科学省等で一体的に検討する場合は設けられているのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第八二号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出奨学金事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出奨学金事業に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成二十一年度第一次補正予算に計上された「奨学金事業の充実」については、政権交代を受けて、不要不急の事業を停止するという考え方に沿って執行の見直しを行った。見直しに当たっては、事業主体である独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)において予算の執行に至っていない奨学金事業に係る情報提供の充実及び延滞債権の回収業者への委託に係る経費について減額を行ったが、学生等に貸与される奨学金の資金となる経費については、減額を行わなかったところである。

一の2について

政府としては、現下の状況において必要な奨

学金事業に係る経費を平成二十二年度予算に盛り込んだところであり、同予算の成立に向け全力を尽くしてまいりたい。

二の1について

機構における無利息の奨学金に係る貸与人員の規模については、財源も勘案しつつ、毎年度の予算編成過程において検討するものであり、その見通しについて現時点でお答えすることは困難である。

二の2について

いわゆる給付型の奨学金については、高等教育を受ける者と受けない者との負担の公平や財源の確保等に関する課題があり、諸外国の例も参考にしつつ、検討してまいりたい。

三の1について

機構においては、経済的な理由により奨学金の返還が困難な者に対しては、一定期間返還を猶予する措置を講じているものと承知している。

三の2について

政府としては、緊急雇用対策本部内に、文部科学大臣政務官、厚生労働大臣政務官及び経済産業大臣政務官等を構成員とする「新卒者支援チーム」を設置し、学生等が大学等の卒業後に就職することができるようにするための支援策を検討し、これを「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成二十一年十二月八日閣議決定)に盛り込んだところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五ノ八四四五番四号 独立行政法人国立印刷局	平一〇五ノ八四四五番四号
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三四五円 三三〇円